OTSUJI KANAKO 1461

衆議院議員 尾辻かな子 『激走1461日』国会議事録編

第１章　尾辻かな子、国会論戦に挑む

第１節

コロナから大阪を救え！

■第204回国会　衆議院　決算行政監視委員会　第1号　令和3年4月12日

馬淵委員長　次に、尾辻かな子君。

尾辻委員　おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

今回、この決算行政監視委員会で質問の機会を頂戴したことを心から感謝を申し上げたいと思います。今日も池田真紀さんのサポートをいただきながら、菅総理に質問をしてまいりたいと思います。三十分しか私、ありませんので、早速質問に入っていきたいと思います。

四月、新しい年度になりました。総理、四月となったら一体どういうことが変わるでしょうかね。四月は、多分このテレビを見ていただいている皆さんも、年金が下がっているんです、介護保険料が六割の地域で上がっています、非常に厳しい、コロナでも大変だけれども、そういった厳しい四月を迎えています。そして、保険証とか、病院も四月で人事異動、皆さん部署を異動していますから、今コロナ感染の急拡大の中で、その異動した皆さんが必死の思いで頑張っている、そんな厳しい春を迎えています。

今日は私、総理に、大阪、兵庫に、まずやはり、これはもう緊急事態宣言を出すときが来ている、そのことについてお聞きをしていきたいと思います。

四月の五日から、宮城、大阪そして兵庫は蔓延防止等重点措置、これが適用されていますし、今日から、東京都、そして京都府、沖縄県でも蔓延防止等重点措置が適用されております。大阪、私、地元ですけれども、何と昨日、日曜日で最大の七百六十人という、最多記録をずっと更新しているこの状態が続いていて、非常に危機感を持っております。

まず、総理、今この状況は、総理は、三月十八日に、緊急事態宣言を解除をして、そしてそのときに、二度と感染拡大を起こさない、こう言われたのを覚えておられますか。二度と感染拡大を起こさない、にもかかわらず、今こうしてリバウンド、感染の再拡大が起こっているのではないかと私は思います。これは、私、厚生労働委員会で尾身先生にも聞いたら、尾身先生も、確かにリバウンドが起こっているとおっしゃっていました。

まず、総理の現状の認識をお伺いいたします。

菅内閣総理大臣　今、大阪についてお話しいただきました。大阪についての認識ということでありますが、まず、現時点においては変異株ですか、の占める容量が極めて高くなる中で感染拡大が急速に進んでいる。そういう意味で、大阪市、あとは大阪府ですか、挙げて、医療、病床の確保、そうしたものに全力で取り組んでおられる。政府としても、そうしたことについては全力で支援をさせていただいている。

この蔓延防止重点施策、こうしたことを今行っているわけでありますけれども、こうしたことによって改善することがなければ、そういう思いを今抱いているところです。

尾辻委員　総理、蔓延防止等重点措置です。

蔓延防止等重点措置は、今、大阪、出ています。ステージ3なんですね。今、大阪はステージ3ではありません。そして、総理にこれは感覚としてお聞きしたいんですけれども、蔓延防止等重点措置と言われて、人々は危機感を持つでしょうか。

菅内閣総理大臣　昨今の大阪の状況をテレビ等で、あるいは地元から、人流の流れというものを私ども毎日報告を受けて確認をしていますけれども、人流は大きく変わってきているというふうに思っています。

尾辻委員　では、蔓延防止等重点措置という言葉で人々は危機感を持つ、そしてこの状況は改善されると総理は思っておられるということですか。

菅内閣総理大臣　感染状況について、先般、専門家の意見を伺った上で、また大阪市からの要請の中で検討し、蔓延防止重点措置、そうしたことで対応するということを政府としては決定をさせていただきました。

尾辻委員　私は、それで本当に今の感染拡大が止まるのか、収束するのかということをお聞きしております。

菅内閣総理大臣　今私が申し上げましたように、大阪府については、先週の月曜日、四月五日から蔓延防止重点措置を適用しており、二十時までの飲食店の時短要請など、緊急事態宣言並みの強い措置を講じているというふうに思っています。そして、飲食店の見回り、そうしたことも行い、従来と違うのは、そこはしっかり対応されているんじゃないでしょうか。

尾辻委員　総理、蔓延防止等重点措置は、蔓延するのを防止する段階なんです。今、大阪は蔓延、兵庫も蔓延、病床逼迫。

このパネルを御覧ください。これは、大阪であったら、一月九日というのが、この前、一月のときに緊急事態宣言を大阪府が要請したときの感染者の数字、そして下が、昨日、大阪府のこれは感染者数の数字です。総理、お手元を見ていただけたら分かると思うんですけれども、これはステージ4なんですよ、ほぼほぼ。

ということは、ステージ4になったら緊急事態宣言だというふうに政府の方もしっかり分けているわけですから、これで緊急事態宣言を出さないというのは、私、おかしいと思います。総理、いかがですか。

菅内閣総理大臣　私が申し上げましたように、蔓延防止重点措置を講じる際、あるいは緊急事態宣言をする際、そう

したことについては、手続を経て、そうした措置を、宣言なり、措置する、重点措置を行うことになっています。

そういう中で、大阪市につきましては、大阪市からも要請がありました。蔓延防止重点措置を行いたい。そして、それを受けて、政府としても、諮問委員会を開いて専門家の皆さんの御意見を伺った上で、今、蔓延防止重点施策を講じているところであります。

そして、緊急事態宣言というのは、それは当然、必要であれば、そうした手続を経て行うことになっています。

尾辻委員　私、今、総理と議論させていただいて驚いているんですが、総理、一度も蔓延防止等重点措置という正確な名称が言っておられません。重点施策となったり、本当に、総理がコロナ対策本部の責任者としてこれを出しているのに、総理自身がこの言葉を明確に、正確に言えないというのは、私、総理の危機感はどうなっているのかと思うんですね。

先ほど、いや、これは手続です、大阪市から要請があってやるものですというふうにおっしゃっていました。でも、総理は、三月のときに、緊急事態宣言は、東京は総理自身の御判断でたしか延長されたんじゃないですか。あるときは自治体のせいにして、そして、自分が、いや、これはと思うときは延長している、私はそういうふうに思えてなりません。

私、今回、やはり一番思うのは危機感です。危機感が全く総理から伝わってこない、それが一番、人々がまだ大丈夫なんだと思う原因に私はなっていると思います。

今、日本医師会の会長は何とおっしゃっているか。これまでで最大の危機だとおっしゃっているんです。再び緊張感を取り戻さないと駄目だと。

大阪は、医療逼迫がどうなっているか。三次救急が、実は止めているところがあるんです。私は、実は大阪市内で元々、衆議院になる前に、病院で、MSWという、メディカルソーシャルワーカーというんですけれども、医療相談員をしていました。なので、今、大阪市内で三次救急が止まっているということがどれだけ恐ろしいことかというのは、身をもって分かります。つまり、最重症の人の行く場所がない、若しくは、探すのにすごく時間がかかる、助けられる命が今助けられなくなっている状態が大阪で起こっているんだという、この危機感です。

これは、私だけが言っているわけではありません。例えば、在宅医で有名な長尾和宏先生、この方も、既に四月九日の時点で、阪神間は医療崩壊しているとおっしゃいました。あの八割おじさんで有名になった西浦博先生、京都大学、この方も、大阪、兵庫はすぐさま緊急事態宣言を打つべきだと言っています。

ステージはもう4です。変異株もあります。私たちは、緊急事態宣言を早く解除し過ぎたら危ないですよと言い続けてきました。変異株の問題があるんです。三月二十五日に聖火リレーがあるからといって、そんなにすぐに解除したらリバウンドが起こります、まさにそうなったわけです。

総理、もうこの見逃しは許されないと思います。大阪、そして兵庫に緊急事態宣言を出すように、これは西村大臣に指示をしてください。

菅内閣総理大臣　先ほど議員からいろいろ私に対しての指摘がありましたけれども、それは私自身の、最終判断は私です。しかし、蔓延防止重点措置にするとか、あるいは緊急事態を宣言するとか、そうした中においては、当然、自治体の首長としっかりとすり合わせをしています。

これは、自治体でやってもらうことがかなりありますので、自治体の首長の理解なくしてできないですよ。ですから、私が勝手にやっているということじゃないんです。その点、御理解いただきたいと思いますよ。それはどこの県でも首長と調整をしながらこの判断をさせていただいている、そこは是非御理解をいただきたいというふうに思っています。

そういう中で、蔓延防止重点措置を始めたのが四月五日からであります。当然、五日から始めて、それなりの経緯を経て、調整がどうなっているのかという、蔓延防止策が効いているかどうかということを当然確認するわけでありますから、そういう中で、大阪市とも、大阪府とも連携を取っているということは、しっかり申し上げておきたいと思います。

尾辻委員　総理の今のお答えだと、四月五日から二週間は、大体効果が出るのに二週間ぐらいかかりますから、じゃ、そこまでは、このように病床が逼迫したりステージ4になっても緊急事態宣言は出しません、そうおっしゃっているわけですか。

菅内閣総理大臣　この蔓延防止重点措置でありますけれども、これについては、今回、二十時までの飲食店の時短要請、さらに緊急事態宣言並みの強力な措置、これがありますから、必要であればそこは実施できるようになっております。

全ての飲食店の見回り、これは大阪で始めています。そうしたことも、国と連携を、報告をお互いに連携をしながら取り組んでいるところであります。

尾辻委員　緊急事態宣言を出さない、そしてそれが遅れて人の命がなくなるという事態を、私は非常に危惧しています。もう今、そういう事態が起こっているんですね。

八時までに時短したと言いますけれども、大阪市内はもう十一月からずっと飲食店は時短しているんです。だから、今更八時と言われても、これは続いているだけで、危機感にならないんです。だから言っております。

今回、私、更に危惧しているのが、実は総理の訪米なんですよ。

総理、バイデン大統領と会われる、これは非常に大事なことです。首脳同士が顔を合わせることは、日米同盟についても大事なことだと私も理解しています。しかし、これが四月の十五日から十八日という期間なんですね。

今まで、大体、コロナの対策本部というのは、木曜日とか金曜日に対策本部をして、月曜日に新しい方針で走るということをやってきました。しかし、今週は、総理、後半からおられなくなるんです。じゃ、その間、本当にこれが更にひどくなったときに、一体、コロナ対策本部長がいない、この状態で、どのように意思決定をされるんでしょうか。

菅内閣総理大臣　私は、事情が許せば訪米をさせていただきたい、こういうふうなことを国会にお願いするようになるというふうに思います。

ただ、本部長がいないときは本部長代理というのがおります、官房長官でありますけれども。そこで必要であればちゅうちょなく対応するということは、危機管理上、対策はしっかり持っているところです。

尾辻委員　そうすると、私権制限を伴うような緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の拡大を、代理が宣言をされ、そして代理の方が記者会見をするということですか。

菅内閣総理大臣　内閣総理大臣が海外に出るときというのは、例えば、副総理に私の国内不在中は対応してもらう、そして今申し上げましたけれども、このコロナ対策については、本部長代理が官房長官ですから、官房長官が指揮を私の代わりに、対応することになっています。

ただ、海外に行っても、電話なりあるわけですから、そこは危機管理上問題はないというふうに思っております。

尾辻委員　私、これは、コロナの感染拡大は命の危機なんです。災害対策でもそうですけれども、空振りは許されても、やはり見逃しは許されない、これは野球に例えた言い方ですけれども。やはり、今、蔓延防止等重点措置、やはり私は大阪は遅かったと思います。だから今感染拡大しています。

ちょっと総理にお聞きしますけれども、じゃ、一月の緊急事態宣言のときの大阪と今の大阪、どちらの方が感染の状況は厳しいでしょうか。

菅内閣総理大臣　状況は今の方が厳しくなっているというふうに思っています。

ただ、感染対策を始めたのが四月五日でありますから、先ほど、いつも時短、時短と言っていましたけれども、九時までと八時まででは効果が大きく違います。大阪は八時までの時短をやったのが四月の五日からですから、そこについて、大阪府でもそこは状況を見守りたい、こう言っていますから、政府として、やはり地元と連携をしながらこうしたものは対策を講じていかないと、なかなか効果というのは上がらないというふうに思っています。そのように連携しながら対応をしているところです。

尾辻委員　非常に残念です。今、効果を見ている時期ではありません。

ちょっと一言申し上げたいんですけれども、総理、今度、ゴールデンウィークにもインドとフィリピンに外遊する、そのための調整をされているというふうに聞いております。

ただ、蔓延防止等重点措置は、五月五日とか、東京は五月十一日まで、つまり不要不急の外出を避けてくださいと言っているときに、総理がゴールデンウィークに外遊しているということが国民からどう見えるのかということについて、ここは、一度しっかりとこの外遊のことについては考えていただきたいと申し上げておきます。

ワクチンのことについてお聞きをしてまいります。

今日から高齢者のところでワクチン接種が始まりました。ただ、まだ医療従事者も終わっていないという中では、順番はどうなっていくのかということも非常に気になります。

今日、総理と議論をしたいのは、このワクチンの接種がなぜ日本はこんなに遅いのかということを総理にお聞きしたいと思っております。

これは、アワー・ワールド・イン・データ、データで見る私たちというオックスフォード大学の資料ですけれども、ワクチンを少なくとも一回接種した人の割合、日本はG7で最低です。OECDの中でも、ほぼ下の方になっています。全人口の〇・八％しか打てていないんですよ。

何でこんなに、総理、日本はワクチンを打つのが遅いんでしょうか。

菅内閣総理大臣　我が国では、ワクチンの安全性、有効性に最大限配慮をして、欧米諸国のデータのみで判断するのではなくて、日本人を対象とした一定の治験を国内で行うなど、審査、承認手続を丁寧に行ったことにより、承認まで時間を要しています。時間が約三か月ぐらい要していますから、接種までの時間を要したものであります。

この点については、国会決議の中でも、政府に対して、国内外で治験を行うということは求められているところであります。

尾辻委員　ワクチン、やはり遅過ぎるんです。

これがどうなるかというと、次のパネルに行きたいんですけれども、実は、国際通貨基金、IMFが、二〇二〇年、二一年、二二年のGDP実質成長率がどうなるかということを予測しています。

そうすると、見ていただきたいんですが、日本はG7の

中で最低の成長率、今年。そして、来年もG7の中で最低の成長率になっています。これはなぜかというと、ワクチン接種が遅いからなんです。ワクチン接種が遅いから、こうして経済が元に戻らない、日常生活が戻らない、だから経済にもマイナスになっている。

総理、経済が大事だから、緊急事態宣言にはいつも慎重な総理なんですけれども、結局、ワクチンが遅いせいで、それが一番日本の経済にダメージを与えているのではないですか。

菅内閣総理大臣　日本のこの政策についてですけれども、海外ではロックダウンなどという全面停止、こうしたことを行えば、このコロナ対策は確かに一番効果があることだというふうに思っています。しかし、そういう中で、日本は、これは専門家の皆さんの御意見も伺った上で、飲食店に的を絞って日本の対策は行いました。結果として、失業率も世界の中で一番低い方であるということも、これ、事実じゃないでしょうか。

そうしてまた、この接種でありますけれども、今日から高齢者の人たちが始まります。日本において、六月末までには少なくとも一億回分を確保できる見通しでありまして、これは医療従事者と高齢者などが二回接種する十分なワクチンの量でありますので、ここは一日も早くこうした計画を進めることができるように取り組んでいきたいと思います。

尾辻委員　答えていただいていないんですね。

総理はさっき、失業者数が日本は少なくてという話をされましたけれども、隠れ失業が実は、野村総研で、女性の隠れ失業が百万人を超え、男性の隠れ失業が四十万人を超えた。つまり、シフトとかが入らなくなった失業者は失業者にカウントされていないからそういうふうになっているということを是非知っておいていただきたいと思います。

今日から高齢者が始まりますけれども、じゃ、総理、これはいつまでに高齢者の方は打ち終わるんでしょうか。

菅内閣総理大臣　政府としては、高齢者への優先接種について、全国知事会などから、段階的に接種範囲を広げて検証、改善を着実に行うなど、供給体制を踏まえた現実的なスケジュールを丁寧に進めてほしい、こういう要望もいただいています。

そういう中で、今日から始めますけれども、六月末までには少なくとも一億回分が確保できる見通しでありますので、そうした中で、地方自治体にお願いをして接種をしているわけでありますので、状況を見ておるわけでありますけれども、少なくとも六月末までには一億回分のワクチンが届けることが、確保することができますので、そこはしっかり、一日も早く終えることができるように取り組んでいきたい、こういうように思います。

尾辻委員　私は、いつまでに打ち終わるかということを聞いております。

菅内閣総理大臣　いずれにしろ、地方自治体にお願いをしていますので、進み具合というのは、政府としてやはり注視していかなきゃならないと思っています。できるだけ早くお願いを申し上げたい、一日も早く国民の皆さんに届けるようにしたい、そういう意味で、六月末までには一億回分を確保することができるということであります。

尾辻委員　総理がいつまでに打ち終わるかというめどを示していただけないというのは、私、非常に残念でなりません。

やはり、こういうのは、いつまでに打ちますということを言って、そして計画をしていく。そして、じゃ、みんな、ここまで頑張ったらどうにかなるんやな、ここまで何とかしようと思うわけです。

高齢者がいつまでに打ち終わるか分からないということは、じゃ、一般の方々が二回打ち終わるのは一体いつになるのか、総理、めどをお示しください。

菅内閣総理大臣　まずは、重症化率の高い高齢者の皆さんに対して一日も早く接種をすることが大事だと思っています。

その時期でありますけれども、今日から実は始まるわけでありますけれども、五月の連休明けには数多くのワクチンも日本に入ってくることになっています。そういう接種の状況というのをまず見なければならないということが事実じゃないでしょうか。

そして、遅れているところには、今大臣から、計画を早く出してほしい、そうしたことを政府としては地方自治体にお願いをしながら、今進めていく。

六月末には一億回分が全てそろうということでありますから、その進捗状況によってでありますけれども、一日も早くできるように行うことが政府の役割だというふうに思います。

尾辻委員　めどをやはり示していただくこと、非常に大事だと思います。それでこそ、皆さん、ここまで頑張ったらどうにかなるんだと思います。

総理の発信力、そして危機感へのコミュニケーション、十分取っていただくようにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

■第204回国会　厚生労働委員会　第11号（令和3年4月14日（水曜日））議事録より

尾辻委員　菅総理の帰国は十八ですから、そうすると、総理が出席したコロナ対策本部というのは十九日、最短でも十九日になるのではないかというふうに考えるわけですね。この間ウイルスの感染というのは止まってくれない、このところで、本当にちゃんと対応できるのかというところ。

そして、大阪の、今、感染拡大に対する認識、この辺りをお伺いしたいんですけれども、大阪は昨日ついに千九十九人、千人を超えました。そして、重症病床使用率は、ついに、大阪府の資料を見ると、二百二十四床確保している中で重症者は二百三十三人、あふれています。今、大阪府知事、大阪市長共に、不急の手術を延期してほしいという状況になっております。これはまさに医療崩壊と言うときではないでしょうか。

まず、じゃ、田村大臣、この状況、今、重症病床が、確保病床を重症者が超えた大阪府の状況というのは、そして三次救急が止まり、救急が一部止まっております、そして不急の手術の延期を首長が求めているという状態は、これはもう医療崩壊と言っていい状態だと私は思います。大臣の認識をお伺いします。

田村国務大臣　非常に厳しい状況だというふうに私も思っております。国の基準で重症病床を出すと、大阪が言っている数字よりかは若干余裕がまだあるんですが、これはハイケアユニット等々を入れるとということであります、それにしても厳しいのは、実態としてそのとおりでございます。

そういうことも含めて、例えば、退院の基準等々、これは変異株等々、N501Y※1というものは、ちょっと今までウイルスが長く体の中にあるんじゃないかというようなこともございまして、退院基準を従来株よりも厳しくしていったんですけれども、感染研のいろいろな御評価をいただいて、同じような状況でも時間とともにウイルスが減っていくというような、そういうような結果をいただいておりますので、退院基準を従来株と同じようにするという形の中で対応いただくでありますとか、いろいろなことは決めさせていただいてはいるんですけれども。

それにしても非常に厳しい状況でございますので、例えば、新たに重症病床を確保した場合には一千九百五十万円、これは新たにこういうものを給付させていただくということも使っていただきながら、今、大阪の方では順次重症化病床の方も確保していただいておるというふうな認識でございますが、しっかりと国としてはこれからも大阪を支援してまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　大臣、もうお金の問題では正直ないんです。要はキャパの問題、そしてそれに対応する人の問題なので、正直、幾ら政府がお金を準備したといっても、これはもう広がってこないんです。

だから、まず認識として、大阪は厳しいというよりはもう崩壊状態にあるんだということをまずやはり大臣が認識していただかないといけないと思うんです。厳しいのではなくて、これは私は崩壊していると思います。いかがですか。

田村国務大臣　崩壊しているとかしていないじゃなくて、先ほど尾身先生がおっしゃられましたけれども、まだ後から遅行指数で重症者は出てまいりますので、増えてくる可能性が高いわけなんです。それに対してどう対応していくか。大阪等々では、お聞きするところによると、中等症の病床等々でも重症者の方々を診ていただくような対応もしていただいておるようであります。

まずは、重症患者の方々を、しっかり医療を提供していかなきゃならないので、これは崩壊云々ではなくて、しっかりとそれに対しての準備、対応をしていくということが必要でございますので、それに対しては様々な、人の面、それからお金の必要な場合はお金の面を含めて、国としても最大限の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　いや、ちょっと、今の状況を、私は大阪の厳しさを、本当に大阪府民の方々また近畿の方々、知っていただかなければいけないと思っています。

今日は、お忙しい中済みません、尾身先生にもまた来ていただきました。ありがとうございます。

尾身先生、大阪の今の医療状況について、先生の御認識をお聞かせください。

尾身参考人　お答えします。

今の大阪の状況は、新規の感染者数は、私は早晩感染者は減ってくる可能性があると思います、それは人流なんかがかなり減ってきていると。

しかし、今委員おっしゃるように、これは今、大阪の最大の課題は、重症者がどんどんどんどん、今も大変ですけれども、更に増えてくるということで、医療の逼迫がかなり深刻な状況になる。もうなっている、更になることは明らかで、そういう意味では、現場、地域の大阪府の自治体、

※1　新型コロナウイルスの変異株でいわゆる「イギリス型」、「アルファ株」のこと。感染力が従来のウイルスより70%程度強い可能性が高いと報告されています。

それから医療関係者が懸命に努力をしていただいていますけれども、私は、今大臣おっしゃったように、これはやはり全国的に、国がかなりリーダーシップを取って、人の支援ですよね、全国の医療機関もみんな大変なんですけれども、今こういうときには、まだ感染がやや下火の地域がありますから、そういうところの医師あるいは看護師さんに、これは今まさに緊急事態、まあ、非常に厳しい状況ですから、そういうところには、大阪府の取組を国が全面的に私は支援することが今求められていると思います。

尾辻委員　大臣、今、尾身先生がおっしゃっていただいたように、本当に今支援が必要な状況だと思います。大阪は重症病床のセンターをつくりましたけれども、三十床ありますけれども、まだ十六床しか動いていない。これも人が足りないから動けていないんですね。こういったところはやはり人の支援が必要だと思います。

そして、尾身先生、さっき緊急という言葉をお使いいただきました。本当に緊急で厳しい状態だとおっしゃっていただいていて、吉村知事も昨日、大阪の感染者は九割方変異株、N501Yの変異株になったとおっしゃっておられて、大阪府は本当に最大の危機を迎えています。担当者、府の職員も、ピークが今何人になるか分からない、もしかしたら二千人前後まで増加するんじゃないかというような、もう本当に危機感のある状態になっております。

ですので、私はもう、やはり今強い警告を出さなければ大阪の府民の命が失われることになると思うんです。尾身先生、強い警告が必要だと思われませんか。

尾身参考人　委員がおっしゃるように、警告は非常に強いメッセージですね、これは出す必要はあると思います。しかし、私は、それと同時に、メッセージを裏打ちするだけのアクションが必要だと思います。

そういう意味では、先ほど申し上げましたように、私は、国が府と連携を取って、全国の医師の人を、何とか今非常事態なのでやってくれと言えば、二千人、三千人は無理ですけれども、ある一定の数は私は必ず、これは私のJCHOの経験でもそうですので、リーダーがしっかりやれば、地方の病院も大変なんですけれども、大変さが今大阪とは違いますから、これは明らか。そのことを、だから、大阪府と国が連携して、申し訳ないけれども、今大変なんですね、どこも。しかし、より大変なところが今大阪ですから、そこに必要な人材を送っていただくというのは、これは私は、一万人とかそんな数は無理と思いますけれども、ある一定の数は、私は短期間に、これは全く可能だと思います。

それはやる意思だと思いますから、警告というメッセージと同時に、アクションが一番今求められていると思います。

尾辻委員　大臣、今、尾身先生からは、医療従事者を、各都道府県、大変なところですけれども、大阪に送っていただくようなアクションが必要だという御意見がありました。それを受けての、大臣、やはり、大阪府知事と連携して、大阪の医療を何とか支援していただくことが必要かと思います。いかがでしょうか。

田村国務大臣　先ほども申し上げましたけれども、人の支援というのは大変重要でありますので、しっかりやってまいりたいというふうに思います。

尾辻委員　だから、総理がいないというときであってもしっかりとやっていただきたいと思うんですね。

■第204回国会　厚生労働委員会　第14号（令和3年4月21日（水曜日））議事録より

尾辻委員　委員長、法案審査を優先させている場合ですか、今。だから、これがどういうふうに見えるかということなんです。今回、私も健康保険法の議論をしたいですよ。でも、この議論の前に、やはりコロナのことをせざるを得ない、そういう状況である。そういう間に、この大事な法案が議論が半分のまま通っていくということについて、やはり、私、今こういうことをやるべきじゃないということをまず強く申し上げておきたいと思います。

コロナ対応についてお聞きをしていきたいと思います。

本当に、私は、三月の末ぐらいから大阪が感染者が増えました、六百人ぐらいになったときに、これはもう早く緊急事態宣言を出してほしいと言っていたわけです。ただ、先に蔓延防止等重点措置をやるんだということになって、ただ、これでは止まらない、変異株もある、医療逼迫もある、三次救急が受入れ制限をかけていると。これは一刻も早く緊急事態宣言を大阪、兵庫には出していただきたいと言っていたわけです。

ところが、結局、総理が十五日から十八日まで訪米をするというところで、ここでまず空白期間が出てしまい、そして十九日、おとつい、大阪府は要請をかけたわけですけれども、いまだ、今日に至っても、まだ緊急事態宣言がいつ出るのか、いつ決定されるのか調整中というまま、分からないということで、これはちょっと余りにも遅過ぎるんじゃないかと。その間にも大阪では、入院できずに自宅待機で亡くなる方が続出されたり、救急車を呼んでも、最大七時間、救急車の待機というような、医療崩壊、そういう状況が起こっているわけです。

なので、今回のまずは緊急事態宣言を大阪で出すに当たって、なぜこんなに遅かったのかということをまずお聞きしたいと思っています。

お手元に、四月二十日の読売新聞の記事を持ってきました。そこでは、実は、十日以降、大阪府の新規感染者数が九百九十一人となり、重症病床の使用率も八一・三％になった、これ以降、吉村知事は西村氏と、大臣ですね、緊急事態宣言発令について相談をしたというふうに書かれてあります。

今日は、和田政務官、来ていただいております。ありがとうございます。この間、大阪からは相談はあったのか、そして、あったとしたらいつ頃からこの相談はあったのか、教えていただければと思います。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

先生御指摘のありましたとおり、昨日、四月の二十日の日に、大阪府より政府に対して、大阪府を対象区域とする緊急事態宣言の発出について検討するよう要請をいただきました。それに先立ちまして、十九日の日に、吉村知事が緊急事態宣言に関する政府への要請を行うといったことを発表されました。それに先立って、既に西村大臣と吉村知事が電話でお話をしておりまして、本件についての考えを伺ったというふうに聞いてございます。

緊急事態宣言につきましては、都道府県知事から要請が、要件となっているものではございませんけれども、知事と緊密に連携をしながら、感染状況や病床の逼迫状況を注視し、専門家の分析、評価もいただいた上で、最終的に判断をさせていただきたいと考えております。

尾辻委員　和田政務官、私は、この間、大阪から相談はあったのか、あったとしたらいつ頃からあったのかということについてお伺いしております。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

四月の十二日、十三日あたりからもう既に相談はあったそうですけれども、実際に緊急事態宣言に関する言及があったのは十八日というふうに聞いております。

尾辻委員　十二や十三から相談があった。

つまり、相談はあったけれども、大臣がこの発令を止めていたということですか、そうすると。

和田大臣政務官　対処の仕方について相談をしていたということであって、決して大臣が止めていたということではございません。

尾辻委員　今、本当に重要な答弁をされたんです。大阪はSOSを出していた。にもかかわらず、押しとどめていた。十二や十三に、既に大阪からはSOSが出ていたんじゃないですか。

ここにも書いてありますよ、こういうふうに。政府と調整がついていたらとっくに宣言を要請していると、吉村知事はいら立ちをぶちまけることもあった。

これは、政府が緊急事態宣言を出すのをちゅうちょしたということではないんですか。（発言する者あり）

とかしき委員長　じゃ、済みません、速記を止めてください。

〔速記中止〕

とかしき委員長　速記を起こしてください。

和田内閣府大臣政務官。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

大阪府の方からも、十九日までにどのようにするかというふうなことを判断した上で要請をするといったことで聞いております。

なお、現時点におきましても、大阪府知事の方からは、緊急事態宣言の発出に際しまして取るべき措置といったものも、提案といったことで出ておりますけれども、ここも、目下、西村大臣とそして知事の間で検討中、相談中ということでございます。

尾辻委員　西村大臣は、なぜに緊急事態宣言の相談があったのに、それを受けなかったんでしょうか。

和田大臣政務官　相談があって受けなかったということではなく、取るべき措置、対応の仕方について両者で緊密に連携をして相談をしていたということでありますので、相談をしていないということではございません。

尾辻委員　なぜ、それを受け止めて、だから、相談を受け止めて発令の方に動かなかったのかということを聞いているんです。

和田大臣政務官　現場を最も分かっておられる自治体さんとの合意形成というのが極めて大事でございますので、そこの合意形成をするに当たっては、連携、協議、こういったことをやっていたということでございます。

尾辻委員　だから、大阪から相談があったのに、なぜ西村大臣は発令の方に動かなかったのかということについて聞いているんです。お答えになっていません。

和田大臣政務官　大阪府知事との合意のないままに国が一方的に発令とすることが果たして適当かどうかというのは議論の分かれるところかと思っております。しっかりと合意形成をした上での発令といったことを大事にしたいというのが政府の思いでございます。

尾辻委員　結局、私が何でここにこだわるかというと、遅過ぎるからです。緊急事態宣言を出すのが遅過ぎて、結局、医療が崩壊している。だからこそ、誰が一体どこでこれを止めたのかということを知りたいんですね。でも、今ちょっとやはり明確なお答えはないなというところなんですけれども。やはり、私、思うに、総理の訪米の日程があって、この部分で空白になったんじゃないかと思うわけです。

本来、緊急事態宣言を出すとか蔓延防止等重点措置を出すというのは、ステージごとの評価でやらなければいけないと思うんですが、大阪府がステージ4になって一体何日今たっているでしょうか。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

四月十九日に開催された大阪府の対策本部では、四月十九日時点、陽性率以外はステージ4相当の水準とされておりますけれども、ステージの判断は、各都道府県が、地域の実情等を踏まえて、それらの目安になる指標を総合的に判断して行うこととなっておりまして、政府としては、いつどのステージに該当するかについて発言することは差し控えたいと思います。

いずれにしましても、都道府県と国が連携をして地域の実情に合った対策を講じていくことが重要だと考えております。

尾辻委員　ステージ4の指標に大阪府が入ってから何日たっていますか。

和田大臣政務官　繰り返しになりますけれども、政府として、いつ、どのステージに該当するかという発言は差し控えさせていただいております。

尾辻委員　指標です。政府が定めた六つの指標のステージ4、ここにいつから大阪府は入ったかということは、数字ですから、ちゃんとお答えください。私、ちゃんと質問通告しています。（発言する者あり）

とかしき委員長　筆記を止めてください。

〔速記中止〕

とかしき委員長　速記を起こしてください。

和田内閣府大臣政務官。

和田大臣政務官　お待たせをして申し訳ございません。

陽性率以外は、四月の十五日からステージ4相当といったことになっております。まだ、陽性率に関しては、ステージ3相当の状況でございます。

尾辻委員　済みません、私、手元で確認したら、四月五日で陽性率以外ステージ4なんですが、もう一回確認していただけますか。（発言する者あり）

とかしき委員長　速記を止めてください。

〔速記中止〕

とかしき委員長　筆記を起こしてください。

和田内閣府大臣政務官。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

お待たせして失礼いたしました。

まず、新規感染者数のところですけれども、この数字だけにつきましては、三月の下旬にステージ4相当というふうなことでなっております。あと、病床占有率におきましても三月末にステージ4相当となっております。

先ほど、済みません、四月の十五と言いましたのは誤りでございまして、おわびをもって訂正させていただきます。

尾辻委員　私、難しいことは聞いていませんよね。ステージ4の指標になったのはいつかと聞いたら、その担当している政務官が日にちを間違えるというのは、一体どういう危機感でやっておられるのかということを本当に私は疑います。

今お答えいただいたように、もう三月の後半から指標はステージ4だったんですよ。だから、ここでやはり対処しておかなければいけなかったものが、決断の遅れによって大阪は医療崩壊しているんです。新型コロナに今感染して、大阪は自宅療養で自宅待機中に亡くなるという話もあちらこちらから聞こえてきています。

そこで、厚労省にお聞きしたいんですけれども、この第四波になって、自宅待機や宿泊待機で亡くなった数、これはどれぐらいなのか、お答えください。

正林政府参考人　お答えします。

今、手元にある数字では、十二月一日から一月二十五日までの間の数字ですが、自宅療養中二十七例、宿泊療養中二例が死亡事例として確認されています。

尾辻委員　一月二十五日というのはかなり前で、第四波の前ですよね。今この感染の波が来ているわけですけれども、そこで、宿泊、自宅待機で亡くなった方は把握しているのかいないのか、これをお答えください。

正林政府参考人　自宅療養、宿泊療養でお亡くなりになった方を把握するのは、かなり保健所とか現場に負担を強いることになるので、そう頻回には把握できません。したがって、今現在は直近のデータは把握しておりません。

尾辻委員　ということは、医療崩壊がどうなっているのかということすら分からないし、何のためにHER-SYS※2、じゃ、入れたんですか。

私、ちょっと都道府県とかに聞くと、厚労省にはちゃんと報告しているという話もあります。集計して、この理事会に出していただけないでしょうか。

正林政府参考人　検討いたします。

尾辻委員　提出していただきたいんですけれども、検討ではなくて、ちょっと、提出するようにしていただきたい。もう少し踏み込んだお答えをお願いします。

正林政府参考人　現場の負担がどのぐらいあるかがちょっと分かりませんので、まず、ちゃんと把握できるかどうか検討したいと思います。

尾辻委員　私が聞いたところは、厚労省には死亡した場所については報告しているというのも聞いておりますので。

何のためにHER-SYSを入れて、一年たっているのか。一年たっても一体どこで亡くなったか分からないというこ

※2　ハーシス。厚生労働省が2020年5月に導入した新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム。導入当初からトラブルが相次ぎ、2021年4月からようやくハーシスによる集計に切り替えたが、なお大奥の課題が指摘されている。

と自身、これはもうむちゃくちゃ問題だと思います。しっかりと状況を教えていただきたいと思います。

今、私、本当は、今週、もう緊急事態宣言は今日ぐらいで出るのかなと思っていたんですけれども、まだ緊急事態宣言が出ていない。どうも金曜日ぐらいに国会への報告もあるんじゃないかというようなことも聞こえてくるわけですが、この大阪、兵庫、今、東京もですけれども、緊急事態宣言はいつ出されるんでしょうか、政務官。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

目下、政府と大阪府知事の間で検討しつつ、また、政府の中でも検討している最中でございます。

尾辻委員　一体、何の調整があって、そんなに遅れているんですか。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

この状況を何とかしても感染者数を減少させなければならず、更に強い集中的な対策が必要であることはもう論をまちません。

飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請に加えまして、更に強い措置を講ずる必要があるというふうに考えております。具体的に何を強化するべきか、何をするべきか、知事と連携しつつ、専門家の意見を聞きながら、対策の強化について検討を急ぎたいと思っております。

尾辻委員　余りに遅過ぎるんです。緊急事態宣言、だから、さっき言ったように、指標は三月の末からステージ4で、蔓延防止等重点措置も効かないという中で来て、緊急事態宣言が十三日には西村大臣の方に相談されていて、そして正式に十九日に知事が発言されて、二十日に大阪府が言った。なのに、いまだにこの緊急事態宣言の中身の内容が詰まらないということで、金曜日までまだ時間を引き延ばすようだということに、私、愕然としているんです、準備していなかったのかと。どこに休業を出すのかということすら、政府、どれだけ準備をしていなかったのか。つまり、緊急事態宣言を出さないという意思ありきで、準備を怠っていたんじゃないかと言わざるを得ないと思うんですよ。

本当にこれ、一体、国民の命が懸かっているんです。一日遅れたら、また病床はあふれていくんです。そういう危機感を本当に持っていただかなきゃいけない、そう強く思います。

今日、済みません、お忙しいところ、尾身先生、もう一度来ていただきました。御多忙の中、本当にいつもありがとうございます。

それで、尾身先生にお聞きしたいと思います。

まず、現状の大阪、兵庫への認識、緊急事態宣言が遅かったのではないか、このことについての尾身先生の御意見をお伺いできればと思います。

尾身参考人　お答えします。

今、委員御指摘のように、私は、もう大阪は、医療の逼迫で一般診療にも影響が出ていますので、早く強い対策を打って、感染者の数を減らすということももちろん大事ですけれども、大阪の場合は、兵庫も多分一緒だと思いますけれども、むしろフォーカスは、今の医療が逼迫、もうこれはある一線を越えていますから、この逼迫している期間をどれだけ短くするかというところに私は焦点を置くべきだと思います。

一方、今、東京に関しては、感染の拡大のスピードが徐々に加速しています。と同時に、今の重点措置の発出期間ですけれども、人流の下がりは余りよくないです。したがって、私は、東京はかなり強い対策を打たないと、早晩、そんなに長い時間でなくて、かなり短期間の間に大阪のようになることが、そういう可能性が考えられます。したがって、私は、もう今は、緊急事態宣言を出すか出さないか、一体何をするのかというのを早急に判断、検討すべき時期に来ていると思います。

尾辻委員　その中で、蔓延防止等重点措置が、結局、この二週間、大阪で過去最高の今感染者数を記録しているということを考えると、やはり蔓延防止等重点措置は効かなかった、効果が余りなかったと私は言わざるを得ない状況だと思います。

尾身先生の評価はいかがでしょうか。

尾身参考人　重点措置というのは初めての経験で、なかなかこれは発出の時期も含めてみんなが苦労したことだと思いますけれども、今ここに来て、今の段階でいえば、重点措置をこのまま続けても、これはかなり重点措置でも幅の広い政策を大阪でも打っていますよね。ところが、実際には人々の行動は、その思いに比例するだけの行動変容がないということが今分かっているので、もうこれは、遅かったかどうかという議論はあると思いますけれども、今はともかく早く緊急事態宣言の発出の議論をして、と同時に、何をすべきかというのも、これは時間の余裕はないですから、早急に判断すべきだと思います。

尾辻委員　もう本当に早急に判断してほしい、一日遅れたら、その分だけ感染拡大、そして病床が逼迫するということです。

この緊急事態宣言、もう一度出たときに、前回は、結局、三月二十一日から解除になり、三月二十五日から聖火リレーが始まるという、やはりこれはオリンピックの日程とかを見ての解除だったんじゃないかなと思うわけです。

なので、今回の解除に当たっては、やはりちゃんと指標がステージ3とかステージ2に落ちること、それが解除の基準になるんじゃないかと思うんですけれども。尾身先生、今、緊急事態宣言したときに、やはりこれは落ち切るまで、私は今回はとにかく解除をすぐにせずにやっていくことが

大事だと思います。尾身先生、いかがでしょうか。

尾身参考人　私は、緊急事態宣言はもう出す時期に来て、検討すべき時期に来ていると思いますが。

出た場合には、当然、解除という問題が出てきますけれども、私は、今までの経験を踏まえて、と同時に、変異株の影響がありますから、解除については出口戦略というのを明確にしておく必要があると思います。どのぐらいになったら。そのときには、変異株のこともあるし、また、これから重要な時期に差しかかっていますよね、いろいろな意味で。そういう意味では、感染のレベルをできるだけ下に下げるということは私は必要だと思います。

同時に、出口を、いずれ出ますね、いずれ解除されますけれども、解除後のことも、なぜかというと、非常に重要で、解除するとどうしても人々の行動が変わりますので、そうした解除は、だけれどもいずれしなくちゃいけないので、解除の戦略と同時に、解除した後の、どういう道筋かというのを明確に示す必要があると思います。

尾辻委員　今、尾身先生にも、現状の認識、そして変異株のことについてお伺いをしてきました。とにかく一刻の猶予もありません。

大臣、今、大阪の方にやっと医療の、全国から来ていただいているということなんですけれども、今、大阪の病床不足について国からどういうふうな具体的支援が行われているかということを大臣からお伺いしたいと思います。

田村国務大臣　大阪とは連携させていただきながら、とにかく、重症化病床等々、非常に人が足らないというようなお声もいただいております。

そういう中において、国を挙げてという形で、今、人を何とか、差配といいますか、お願いさせていただいておりまして、百三名お声がけさせていただく中で、六十六名が重症化、ICU対応という形でお手をお挙げいただいています。三十二名がもう決まったということで、早急に動き出しているということでございます。重症化病院ですかね、あそこの病床も、三十病床、これがフル稼働できるようにという形の中で、しっかりと人員の支援をしながら、大阪の皆様方のコロナに関する健康をしっかりと守るために、我々も努力、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　大阪はもう災害レベルだということをおっしゃっています。できる限りの御支援をお願いしたいと思います。

尾身先生、そして和田政務官、お忙しい中ありがとうございました。これでお二人への質問は終わりですので、御退席ください。

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第17号　令和3年5月7日

とかしき委員長　次に、尾辻かな子さん。

尾辻委員　おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

まず、今日、今本当に、午前中に緊急事態宣言の延長、対象の追加、蔓延防止等重点措置の地域、新たに地域を広げたり解除したり、まさにこういう重大な事態、そういう時間を迎えているわけです。

そして、もう本当に、その状態の中で、今、衆議院のこの厚生労働委員会が健康保険法の改正案について議論している。そして、中身は後期高齢者の方の窓口の二割負担、この負担増について議論しているということ、私も前回申し上げましたけれども、やはり今回も、これは本当に、見ていらっしゃる人が、何考えているのと。緊急事態宣言を延長しなければいけないほど感染状況が厳しい中で、大臣が、いや、皆さん、窓口負担が二割になってもねとかいう話をしたり、そこに大臣を縛りつけていること、このことがいかにずれているのか、本当にこれは、私は、もどかしい、悔しい、もう仕方がないです。

今、本当に、この緊急事態宣言の中で、私も後で議論しますけれども、医療崩壊。医療崩壊というのは、私の中では、ふだんできる医療ができなくなることを医療崩壊というふうに私は呼んでおりますけれども。高齢者の皆さんも、その中で一年以上自粛生活をされている、引きこもり状態になっている、病院もなかなか、定期通院も、今行っていいのかどうか悩みながら定期通院されている。さらに、今、ワクチン接種については予約も本当に取れなくて、いつ自分はワクチンを打てるんだろうか、順番がちゃんと回ってくるんだろうかということを、不安になっているんですよね。

そんなときに、なぜ負担増の、それも今日採決をするという話も聞こえてきました。今、神戸の高齢者施設で十三人の方がコロナで亡くなられたというニュース、大阪でも四十四名の定員のところの十四人がコロナで亡くなられた。こんな状態の中で、まさか今日採決をするなんということは、私はあってはならないと思います。

今日、まさにニュースは緊急事態宣言延長ですから。緊急事態宣言延長のときに、衆議院の厚生労働委員会は高齢者の皆さんの窓口二割負担を強行に採決をした。これが本当に、メッセージとして、ニュースとしていいのかということを、是非ここにいる理事、委員の皆さんには強く考えていただきたい。命を守る、健康を守る、それがこの厚生労働委員会であり、厚生労働省なんだということをしっか

りと言えるように、皆さん考えていただきたい。強行採決されるなどということはないように、強くお願いを申し上げておきたいと思います。

そして、やはり、まずは、先ほど、私、三人目になりますけれども、ほぼほぼ皆さんがコロナ関連の質問をされております。つまり、優先順位がどうしてもここにならざるを得ないんだ。私も、まず先にこの話をしていきたいと思いますけれども。

私は、やはり、今回の政府の対策についてなんですけれども、例えば、聖火リレーが始まるから、それまでにやはり緊急事態宣言を解除しなければいけないというようなことがあったんじゃないか、日米首脳会談があるから、その前にやはり緊急事態宣言は出せなかったんじゃないか、オリンピック、パラリンピックがあるからということで、非常に私はこのコロナの感染対策がゆがめられている、それが今の例えば大阪の、兵庫、また様々な地域での医療崩壊と呼ばれるような状況が生まれているのかと思います。私も、本当に大阪の話を聞いていると、あちらこちらで救急車が走っている、ふだんとは違う状況が生まれている、そういう状況になっております。

まず、大阪の最新の感染者、重症者数や、重症病床運用数、自宅療養者数、入院・療養等調整中の人数、今どういう状態になっているのか、お答えいただきたいと思います。

正林政府参考人　お答えします。

お尋ねの大阪府の医療提供体制の状況についてですが、五月六日の時点で、大阪府の公表によれば、重症者数が四百九十六人、これは府の基準では三百七十人になります。ちなみに、府の基準ではハイケアユニットを含めておりません。それから、重症患者用の確保病床数、これは六百四床です。府の基準では三百七十床になります。それから、自宅療養中の人数が一万三千六百五十人です。それから、入院・療養等調整中の方が三千百六十九人であります。

尾辻委員　今、正林局長、やはり、いろいろおっしゃっていただきました。実は、大阪府においての重症病床の数の数え方と、多分、国においての重症病床の数の考え方がまず違う。だから、重症病床の例えば運用率はどれぐらいなのかとか、占有率はどれぐらいなのかとやるときに、何かばらばらになっているんですよ。本当にばらばらになっていて、これが一年続いていて、私も、何か正直、メッセージがなかなか伝わりにくくなっているというのはやはり非常に問題だと思っています。これは、自治体議員からもその声が聞こえているんですね。

今、正林局長におっしゃっていただいたことであれなのは、結局、重症病床より重症者数は超えているんです、超えているんです。大体、運用している重症病床は、さっき三百七十とおっしゃっていただいたかと思います。重症者数がたしか四百九十六人だとおっしゃっていただいたかと思うんですね。三百七十しかないのに、四百九十六人も重症者数がいる。つまり、百二十人以上の方が、本来は重症病床に入らなければいけない状況なのに入れていない状況がある。

そして、一万三千人の方が自宅療養されているんです、大阪府内だけで一万三千人が今自宅療養。そして、入院・療養等調整中、つまり、これは入院するのか療養するのか調整できていない人が三千人いるんですよ。つまり、一万六千人の人が今も医療とかそういうことにかかれないままいるという状況が今の大阪だ。もう大変な状況です。

では、これによって、最近、死亡者数も増えてきました。大阪府の直近七日間の新規の死者数、人口百万人当たりでも結構です、何人になっていますか。

正林政府参考人　大阪府の直近七日間、四月の三十日から五月六日までの新規のお亡くなりになった方の数は百五十七人で、令和元年十月一日現在の総務省人口推計に基づき算出すると、人口百万人当たりで十七・八人であります。

尾辻委員　一週間に今約百五十人ぐらいの方が亡くなって、大体一日に二十人の方が、毎日毎日毎日、大阪ではコロナで命を失われている状況。また、発表によってはちょっとばらつきがあるんですけれども、四十人とかお亡くなりになるんです。四月二十九日だと四十九人の方が亡くなられて、五月一日でも四十一人の方が亡くなられている。

総感染者数は、今もう大阪は八万六千人になったんです。これは百人に一人の方が感染されたということです。救急車を呼んでももう運ぶ場所がなくて、今、待機センター、二か所目ができました。コロナに感染しても行政検査を終えるまでに一週間かかる状態は、結局、一年たっても変わりません。自宅療養の期間が終わる頃に行政の支援策、例えば食料をどうしますかとかが十日ぐらいのときに来るぐらい、保健所はパンクしている。感染しても、重症化しても、入院できるかどうか分からない。そして、通常医療はもう既に制限されている。大学病院のICUがコロナ病床に変わる。自宅で亡くなる。これが変異株に置き換わった大阪の状況であり、本来はこんな状況になる前に食い止めなければならなかったと思います。

大臣にお聞きしたいんですが、五月四日、大阪府の入院率は一〇％になりました。つまり、九〇％の方は入院できていない状況が生まれました。これはやはり、今も支援していただいておりますけれども、更にこの支援策は強化しなければ大阪の医療崩壊は止まらない、そういう状況になっているかと思います。大臣にお伺いいたします。

田村国務大臣　昨日、ちょうどアドバイザリーボードを開催いたしまして、大阪の担当者の方もオンラインで御参加

をいただきました。

大阪のみならず兵庫も大変な状況になっているわけなんですけれども、状況的には、言われますとおり、救急搬送が困難な事例も増えてきている、一般医療も制限せざるを得ないというような状況もあるということであります。言われるとおり、自宅及び宿泊療養中の方で悪化されるという方々もこれも増えてきて、それに対しての緊急、迅速な対応、これができていない場合も見られるということであります。

大阪自体は、蔓延防止等重点化措置から一か月、緊急事態宣言からも十日過ぎてきているわけなんですけれども、新規感染者、直近では減少の動きは見られていますが、ただ、ここ連休中は御承知のとおり検査数もやはり減っておりますので、この数字自体が本当はどうなのかというのは、ちょっとまだ、これは平時に戻らないと、多分、来週にならないとなかなか分からない部分もあると思うんですが。ただ、全体的に見ると、爆発的な感染というよりかは、ある程度今天井になりつつあるのではないかという状況であろうというふうに評価されているわけでありますが、ちょっとこれは、これからの動きを更に注視していく必要があるというふうに思います。

言われるとおり、変異株がもう八割置き換わってきておる、こういう状況でありまして、国の方といたしましても、以前も申し上げましたけれども、関係する医療機関、これは例えば国立病院でありますとか、労災病院でありますとか、また赤十字病院、大学病院等々、こういうところで重症化病床を中心に確保のお願いをさせていただき、一方で、大阪のコロナ重症化センター、これも何とか三十床全て稼働ができるようにはなりました。国の方からは約百四十名の看護師、これを全国から確保を何とかいたしまして、既に百十名が派遣調整が完了いたしておりますので、しっかりとマンパワーも含めて支援をしていかなきゃならない。

言われるとおり、非常に厳しいということは我々も十分に認識いたしておりますので、厳しい中でしっかり医療が提供できるように、我々としても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　できる限りの支援をお願いしたいと思っております。

さっき、今大臣がおっしゃった、本当に感染がどうなっているのかは実は来週を見てみないと分からない、今、ゴールデンウィークでしたから検査数がどうなのか。後で議論しますけれども、だから、本当は十一日までの緊急事態宣言というのは、やはりちょっとずれているんですよね、どう見ても。短くするということがやはりこれはすごく中途半端で、不発に終わっていたということじゃないかなと思います。

ちょっと質問を一つ飛ばしますけれども、前の議論のときに、自宅待機や療養中の死亡をどうにか把握できていないのか、それについては、やり方を含めて、負担がかかるから検討をするということでしたけれども、この把握については進んでいますでしょうか。

正林政府参考人　自宅療養又は宿泊療養中にお亡くなりになった方を網羅的に把握できているわけではありませんが、都道府県を通じて調査を行って把握している限りでは、前回申し上げた数字を改めて申し上げますけれども、十二月一日から一月……（尾辻委員「それはいいです」と呼ぶ）はい、前回申し上げたとおりです。

その後、二月の一日から四月の三十日までの間で、HER-SYS上で、検案した場所が自宅と入力された件数が、合計で三十一件あったことは把握しております。

引き続き、把握の方法について、これはやはり自治体では相当な負担になるようですので、どのような、できるだけ負担の少ない形での把握の仕方について、引き続き検討していきたいと思います。

尾辻委員　HER-SYSでは三十一件分かったということなんですけれども、じゃ、ちょっとHER-SYS上で分かったことだけでもしっかりとこちらに言っていただきたいと思います。例えば公表するとか、工夫をしていただきたいというふうに思います。何のために十何億もかけてHER-SYSをやって、運用もたしか毎年二十億ぐらいかけていたと思いますから、しっかりとそれで把握できるようにお願いしたいと思います。

今日、緊急事態宣言が延長になったわけですけれども、私は……（発言する者あり）ああ、まだですね、なるというところで議論がされているというところでございますけれども、やはり、私はずっと申し上げてきた、蔓延防止等重点措置がやはり効果が限定的だった、感染拡大を抑止できたとは言い難い状況が今の延長の議論だというふうに思っております。

このときの、今回の蔓延防止等重点措置、特に大阪、兵庫、これをどのように評価をされているのか、お聞かせください。

和田大臣政務官　お答え申し上げます。

大阪府や兵庫県を始め、感染拡大傾向にある都道府県とは日頃から連絡を取り合っておりまして、大臣が各知事から直接電話で感染状況を聞き取るなど、今後の対応について意見交換を行ってまいりました。

また、先般の法改正で創設された措置であること等を踏まえまして、今後取り組むべき措置等について事務的にも意思疎通を図るなど、緊密に連携をしてまいりました。

特に、事務方におきましては、ほぼ毎日のように自治体とそれから政府等の間で連絡を行い、感染状況の分析、特

に、クラスターの状況や、地域別、年代別等の感染特性や、今後の見通し等々について、綿密に意見交換を行ってまいりました。

その後も、国と府が連携をしながら、大阪の場合は大阪府でありますけれども、府、県と連携しながら、継続的に感染状況や病床の状況を注視してまいりましたが、変異株の影響等による更なる感染拡大を受けて、三月二十九日に吉村大阪府知事が蔓延防止等重点措置の要請を行う考えを示され、政府としても、関係自治体と連携し、専門家の意見を伺いながら、蔓延防止等重点措置が実施された場合に講ずるべき方策等について検討を行ってきた次第でございます。

そういった中、三月三十一日、大阪府知事から蔓延防止等重点措置に関わる公示要請がなされたため、その翌日には、感染状況や医療提供体制の状況、これまでの取組の効果等を考慮して、大阪府、兵庫県について蔓延防止等重点措置の適用を決定し、周知期間を経て四月五日より措置を実施したものであり、対応が遅れたとは考えてはございません。

効果でございますけれども、四月五日以降、蔓延防止等重点措置として、大阪府や兵庫県を始めとする十一都府県において、イベントの人数制限や、地域を限定した、飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請など、緊急事態宣言と同等の厳しい措置を講じてまいりました。

飲食店に対する営業時間短縮要請と併せて、ガイドラインの遵守の徹底の呼びかけ、こうした対策が夜二十一時以降の人出の減少につながり、大阪府、兵庫県におきましては、新規陽性者数が、高い水準ではあったものの、その伸びが鈍化いたしました。

例えば、この期間中でありますけれども、人出が、大阪府では三〇％減少いたしまして、兵庫県では三六％減少しております。また、新規陽性者の変化率も、当初一二〇％プラスというようなことであったものが、プラス七％と踊り場に近い状況までやってきました。

ですので、この蔓延防止等重点措置の機動的活用によりまして一定の効果が表れたというふうに考えております。

尾辻委員　もう少し、済みません、端的にお答えいただけるとありがたいんですけれども。

だから、ちょっと効果はあったというお答えだなと、最後のところだと思うんですけれども、私自身は、やはり、蔓延防止等重点措置の効果が見られなかったことが今回の緊急事態宣言の延長につながっているというふうに思っておりますし、大阪府が緊急事態宣言を要請したのが二十日です。二十五日から実施ということで、五日間、緊急事態宣言の内容をどうするかで、物すごく時間がかかりました。私から見ると、そんなことは元から決めていなかったのか、準備していなかったのかとちょっと驚くところがあって、一千平方メートル以上の商業施設とか出ていましたけれども、まさか要請されてから本当に中身を詰めていくという作業になるとは、正直、驚いた、こんなに準備ができていなかったのかということを驚いた次第です。

ちょっと時間がありませんので、今日は本当はちょっと尾身先生にもお聞きしたかったんですが、尾身先生は今日は会議の方があるので、また今度、尾身先生にもちょっといろいろとお聞きしたいと思いますが、一つは、緊急事態宣言の解除については、大阪の専門家、コロナ対策本部の専門家の先生は、第二波の収束時の重症病床二十床までの減少を指標の一つにしてほしい、完全に落とし切っていただかないと困るということをおっしゃっている。なので、本当に早く解除というのは難しい。今日、五月いっぱいまで延長するんじゃないかということを聞いておりますけれども、しっかりと、その辺、指標を見ていただきたいと思います。

こんな状況でオリンピック、パラリンピックが本当にできるんだろうかと。選手にワクチンを打つ、ワクチンを提供するという話が出てきました。それに対して大臣なんか前向きな答弁をされていたかと思うんですが、一方で、アメリカのメディアなどからは、やはり、今こういうことはできないんじゃないか、やめた方がいいんじゃないかというような話も出てきております。

緊急事態宣言の延長を受けて、本当にオリンピック、パラリンピックを開催、本当は可否について検討すべきときがやってきていると思いますが、いかがですか。

三谷大臣政務官　お答えいたします。

政府といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みというこの国難とも言える状況に対しまして、国民の命と暮らしを守ることを最優先に取り組ませていただいております。引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

その上で、東京大会につきましては、現在、大会関係者が一丸となって準備に取り組ませていただいております。この夏の大会を成功させるためには、何よりも国民の皆様に安心して東京大会を迎えられると思っていただけるようにすることが重要だと考えております。

そして、東京大会に向けた最大の課題は新型コロナウイルス感染症対策でございまして、国、東京都、大会組織委員会、感染症専門家等によるコロナ対策調整会議において、実効的な対策の検討を進めて、昨年十二月に中間整理を取りまとめたところでございますけれども、その後、変異株等への対応について検討を進め、先月二十八日には追加的な対策についての方針を取りまとめたところでございま

す。

東京大会の在り方については、主催者であるIOC、IPC、そして大会組織委員会、さらには東京都において決定されるものでございますけれども、政府としては、引き続き、安全、安心を最優先に、内外の感染状況等を注視しつつ、様々なスポーツ大会における感染対策の取組や専門的知見も踏まえまして、東京都や大会組織委員会、IOCなどと緊密に連携しつつ、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

尾辻委員　尾身会長もここの場で、実は、オリンピック、パラリンピックの開催については議論をすべきときが来ているというふうにおっしゃっております。せめて専門家の意見を聞いていただくという機会を設けていただけませんか。イエスかノーでお答えください。

三谷大臣政務官　お答え申し上げます。

国民の皆様の中にも、このオリンピックを開催することによって起きる人流、人の流れが感染拡大を引き起こし、それが医療への負担を引き起こすのではないかという懸念を持たれているということについては十分理解をしております。

その上で、専門家の皆様とはしっかりと連携をしつつ、医療への負荷を低減するためにどのような対策が必要かということについて、開催都市の地域医療を担う東京都、大会運営を担う組織委員会としっかりと協議をしていくものと承知しております。

尾辻委員　尾身会長とか専門家に御意見を聞いてくださいということについては、実はお答えを返していただいていないんですね。イエスかノーで、そこまで今諮問会議をされている会長がおっしゃっているわけですから、ヒアリングの機会を検討するということぐらいお答えいただけないでしょうか。

三谷大臣政務官　先ほども申し上げましたとおり、開催都市の地域医療を担う東京都、さらには大会運営を担う組織委員会とよく協議をしていくものと理解をしております。

尾辻委員　非常に残念です。

田村大臣からも、丸川大臣にしっかりと専門家の意見を聞くように言っていただけますでしょうか。

田村国務大臣　東京都、組織委員会の意見も非常に重要だと思います。それからIOCの御意見もあろうと思いますが、専門家の意見は、いずれにいたしましても、いろんな機会で聞いているとは思っておりますので、専門家の方々の御意見も随時、政府として聞きながら対応していくものだというふうに認識いたしております。

尾辻委員　やはり、分かる形で、どのようにして、誰がどういうことを言って、その結論になったか、その際に専門家がどのように関わったのかというのは非常に大事なことであります。透明性がある形で、そして、聞いていただきたい、必ず聞いていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

実は、私、あともう一個、ホストタウンのことについてお聞きしたいと思っていまして、オリンピック、パラリンピック、今回の東京大会の最大の売りの一つは、おもてなしということなので、ホストタウンをやるんだということで、例えば、ホストタウン交流をするんだ、各自治体と来た選手団が交流すると言っているんですよ。これはどう書いているかというと、「日本の自治体と世界各国・地域の方々が交流し、お互いを学び合い、お互いを思い合う、大会史上初の取組として世界に誇れるものである。」。これを、まだやるということを言っておられるわけです。

ルールブックも改定されました。ルールブック改定の中には確かにホストタウンのことも少しは書いてあるんですけれども、一方で、例えば、これは、私、オンラインの自動翻訳で翻訳した文書、これは今英語版しかないんです、早く日本語版を作っていただきたいということもお願いしておきますけれども。感染症のリスクを軽減し、安全にゲームを成功させるために、滞在機会を最小限に抑える必要があると。出発から目的地に到着するまでの間、衛生面や距離の取り方など、プレーブックや日本の当局からの指示、要請に従ってくださいということで。

何か私たちも、今報道では、これはちょっとバブル方式でやるんじゃないのと、選手村があって、練習場があって、大会会場があって、そこぐらいしか行かないんじゃないかなと思いきや、実はホストタウンはやると言っているわけなんです。

まず、ホストタウンになっている自治体の数、また、今辞退した自治体があるのであれば、まずこの数だけ教えてください。

三谷大臣政務官　お答えいたします。

ホストタウンの登録については大会の延期が決まってからも少しずつ増えてきておりまして、二〇二一年四月二十七日現在で登録件数が四百五十六件、自治体数としては五百二十八となっております。そして、辞退した自治体の数でありますけれども、現時点のところございません。

以上です。

尾辻委員　つまり、四百以上の自治体に選手団はやって来て交流をするということがいまだに計画をされ、そして、四月末の時点での改定でも、これはそのままやるんだということなんです。

例えば、ホストタウンの受入れマニュアルを見ると、東京大会出場後から帰国までにいろいろなことをやってくださいねという中に、例えば食事の提供を伴うものというのがあるんですよ。そば打ちするとか、おにぎりを作るとか、

茶道体験、給食交流等。そこには、作業、食事中の会話を抑制し、社会的距離の確保をして。

本当にこれだけで、バブル方式と言っている割に全然バブルにもなっていない、もう何か抜け穴だらけ。ボランティアの方のワクチンはどうするのかとか、そんな細かい話もあったりしますけれども、これはさすがに自治体の負担が重過ぎると思うんです。

これは、現実的ではないと思います。ホストタウンは中止すべきではないでしょうか。

三谷大臣政務官　お答えいたします。

ホストタウンにおいては、選手と住民双方が安心して交流を行うために、選手の入国から出国まで、移動、宿泊、練習など場面ごとの感染防止策の実施、検査や行動管理などトータルでの環境整備を行うこととしております。

こうした対策を行った上で、選手と住民の交流は、入国後十四日間は選手との接触が生じない形、例えば練習見学などの交流を原則としております。そして、十四日を経過した選手とは、感染防止策を講じた上で、それぞれのホストタウンのニーズに応じた交流を実施することが可能となっておりまして、先ほどのそば打ちに関しましても、十四日以内はできない、十四日を経過した後のみできるというようなことと整理させていただいております。

尾辻委員　与党側からも本当かというようなちょっと反応が返ってきたかと思います。これは、だから、一回決めたら何があっても止まれないという典型の事業じゃないかと思うんです。皆さん、本当にこれを今やるかどうか。与党の皆さんも今日聞いていただいたかと思います。特にホストタウンをやっているのはかなり小さい町とかもありますから、これは本当に、住民の健康を守ったり、やはり選手自身もしっかりと競技をするというためには、今じゃないと思いますので、これは私は中止すべきだということを強く要請しておきたいと思います。

次に、ワクチンの大規模接種と予防接種法のことについてもお伺いしたいと思います。

三谷政務官と和田政務官、以上で質問を終わりますので、御退席ください。お忙しい中、ありがとうございました。

私自身は、やはり、ワクチンを早急に打っていく、そのために持てる資源全てを使っていくというのはありだと思っております。これがやはり感染拡大を今止める中では一番重要になってまいります。なので、今回、自衛隊を使っての大規模接種というのは、手段として、やれるならばやっていってもいいというふうには思っているんですね。

他方で、予防接種法においては市町村が打つ事務ということになっておりますから、これはどんなスキームで自衛隊がワクチンを打つということになるのか。ちょっと時間がないので、簡潔にお答えいただければと思います。

正林政府参考人　お答えします。

今般のコロナワクチンの接種では、接種、流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関、医療機関との間で締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約、集合契約と呼んでいますけれども、それを実施する仕組みにしています。

今回の大規模接種も、この包括的な契約、集合契約に参加して行うものと承知しており、このため、市町村から委託を受けた形で接種を行うこととなるかと思っています。

尾辻委員　これは防衛省の方がいいのかもしれません。昨日のちょっとヒアリングで聞くと、東京の方は中央病院、関西の方は阪神病院、ここが委託契約をするということになるというふうに聞いているんですけれども、それでよろしいでしょうかね。

椎葉政府参考人　そのとおりでございます。

尾辻委員　だから、大阪の方でいうと、大阪には病院がないので、何か診療所扱いみたいなことをするというのも聞こえてきました。

あと、関東は、東京、一都三県で対象が決まったんですけれども、関西は、まだちょっとその対象がどこまでかというのは決まっていない状況かと思います。うなずいていただいて、まだですね、これが。早急に枠組みを決めていただければと思うんですけれども。

更に言うと、これはシステムがどうなるのかというのも私はやはり心配なんですね。今までも議論してきました。VSRがあって、V-SYSがあって、予防接種台帳があって、住基ネットがあって、住民基本台帳があって。昨日も参議院の厚生労働委員会の方で、保健所の所長の方が、こういった自分たちがやらないときの予防接種、大規模接種がどういうふうなシステムになるのかというのは非常に危惧をしているところです。ちょっと時間がないので、ここも指摘にとどめて。

じゃ、この大規模接種に関わる自衛隊員の方、この方々は接種開始日までに二回ワクチンの接種は終わるんでしょうか。この辺り、準備はどうなっていますか。

椎葉政府参考人　お答えさせていただきます。

自衛隊の医官や看護官等の医療従事者のうち、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けている方は、現在のところ一部にとどまっているところでございます。一回接種が約五割でございます。二回接種が約三割というところでございます。

大規模接種センターの運営に関わる医師、看護師及びその他の職員のうち、まだワクチンの接種を受けていない者の接種につきましては、ワクチンの供給状況等を踏まえつつ、できる限りセンターの開業までに少なくとも一回のワ

クチン接種を受けられるよう、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

尾辻委員　そうなんです。少なくとも一回という状況が、これは何とかやはり接種する側には二回接種終了、それも、大臣が今日おっしゃいましたけれども、接種してからやはり二週間ぐらい効果が、かかるわけですから、どれだけ前倒しできるかは本当にこれは大事だと思います。

医療関係者のワクチン接種率も聞こうと思っていたんですが、多分、今二割ぐらいだと思います、ちょっと時間がないので。ここととか、あと空港検疫の担当者もまだワクチンを全部打てていないと思うんです。ここに関しても、とにかくそういう実務で、業務でやる方々は早くワクチンを接種していただきたいということをお願いしておきます。

あと、ちょっと現場から出ていることが、問診票のサインのことなんですね。問診票の、予診票というんですかね、サインが二か所あると。これは二か所とも自分でサインするのがとても大変で、一か所だけは判ことかにしてくれないかと思う、デジタル化と言っているんだからということで、こういうような、ゴム印とかでもいいよという運用にならないでしょうか。

正林政府参考人　御指摘のように、予診票には二か所あります。一つが、問診及び診察の結果、接種が可能か否かを記入する項目について署名、記名押印を行う欄と、それから、接種の記録のために医師名とそれから実施場所などを記入する欄があります。

まず一つ目の、接種の可否を記入する項目について、これはゴム印等での記名と、それから医師の押印でも差し支えないとしています。それから二つ目の、医師名、実施場所を記載する欄について、医師の指示の下に医師以外の者が記入することも可能である、更に言うとゴム印等でも、その記載で差し支えない、そういった形で資料においてはお示しをしています。

尾辻委員　ということは、局長、両方ともゴム印で大丈夫だということですか。

正林政府参考人　はい、そのとおりです。

尾辻委員　現場でこのことを知らない、本当に先生方が一生懸命サインしておられますので、ゴム印で大丈夫だというようなことをしっかり分かるようにまた広げていただきたいと思います。

やっと、最後の、健康保険法の改正のところでお聞きしたいんですが、私、ちょっと気になっているのは、生活保護の医療券のデジタル化が、結局、余計にコストがかかって複雑化したりするんじゃないかとか、ちょっといろいろ思うところがあるんですね。

一つは、マイナンバーカードを使うことによって、生活保護受給の方が病院に行かれるときにはカードリーダーを使うことになりますよね。そうすると、そのカードリーダーはいつの間にか顔認証つきに変わってしまいましたから、顔認証によって認証されて医療券の有無が病院の受付で確認される、こういうシステムに今回変えるということでいいんでしょうか。あと、費用も一緒に併せてお答えください。

橋本政府参考人　今般の改正法によりまして導入しようとしているオンライン資格確認でございますが、これは医療機関の窓口におきましてマイナンバーカードを用いて資格確認と本人確認を可能とするものでございまして、先行して医療保険において導入することとしております。医療扶助におきましても、同様の仕組みによりまして、医療券情報を含む資格確認等を行うということを予定しているものでございます。

それからあと、コストについてのお尋ねがございました。

このオンライン資格確認導入のためには、社会保険診療報酬支払基金等が運用するオンライン資格確認システムに対しまして、福祉事務所から医療扶助の受給者に係る情報の送付を可能とする等の対応が必要でございます。

この導入につきましては、法案成立の暁には令和五年度中に開始する予定というふうにしておりますので、まず今年度中にこのシステムの改修の詳細や実務について更なる検討を行った上で、令和四年度から必要な予算措置を講じてシステム改修を進めるということを予定しておりまして、現段階では、初期費用やあるいは運用費用などにつきまして、いずれもまだ算出はさせていただいておりません。

とかしき委員長　尾辻かな子さん、申合せの時間が来ております。

尾辻委員　カードリーダーで顔認証というのは、ちょっとプライバシーの問題も踏み込んでくることがあると思いますので、これはやはり慎重に検討した方がいいんじゃないかということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、今日、二割負担が強行採決されるなんということはやはりあってはならないと思っていますので、委員の皆さん、是非ともまだ審議続行をお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第21号　令和3年5月21日

とかしき委員長　次に、尾辻かな子さん。

尾辻委員　おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子

です。

今日は一般質疑ということですけれども、実は今日、本当は私も、尾身先生をまたお呼びして、ちょっと大阪の感染状況のことをお聞きしたかったんですが、午前中ちょっと諮問会議ということで、先生はそちらの方に出席をされております。

なので、まずは、やはり大阪の今の感染状況についての懸念事項については表明をしておきたいと思うわけです。

昨日、大阪府から発表された新規陽性者数は五百一名、重症者二十五名、死亡者三十二名でした。死亡者なんですけれども、今、大阪府は全国一の二千六十八人となっております。本当に心からお悔やみを申し上げたいと思うんです。

この一週間、七日間で、実は死亡者数の発表は二百人になったんです。この一週間で二百人。四月の死亡者数が二百七十二人だったんですね。二千六十八人に占める割合としては、四月のお亡くなりになった方が一三%。じゃ、五月なんですけれども、五月二十日、昨日までの二十日間の死亡者数、皆さん、大阪は、二千人の中の何人がこの二十日間で亡くなられたか。実は、六百十二人、亡くなられているんです。つまり、二千人の中の三割、僅か二十日間で六百人の方が亡くなられているという、もう本当に、災害と呼ばれるような状況になったときに、こんなことになるのかと。

ですから、毎日三十人が五月に入ってから亡くなられている。時間で割ると、四十八分に一人、大阪ではこれまで命を落とされている。つまり、私、今日は四十五分いただいていますから、この四十五分の中で、大阪では一人の方がコロナで命を落とされている。

だから、今、感染者数が落ちたとか、私たちはどうしても数字で傾向を見ますけれども、実際は、やはり死亡者数というのは最後に来ます。ですから、今五月に入って、大阪が本当にこのような状況になっているということを、大阪選出、大阪から選んでいただいている議員としては、この惨状をどう表現していいか分からない。

だからこそ、何とか、厚労省の皆さんには助けていただきたいですし、厚労省としては、やはり、蛇口のまず水を、蛇口を閉めてもらわないと、感染者をどうにかしてほしいということじゃなくて、感染者数をまず、やはり上流でちゃんと減らして、そして医療体制というのがあるわけですから。ここは厚労省さんだけに言ってもなかなかどうにもならないというのはあるんですけれども、こういった状況であるということ。

そして、重症者も、今、大阪は三百七十二人の方でありまして、全国の重症者の三分の一が大阪です。こういった状況がまだ続いている。宿泊者が千百三十三人、自宅療養が八千二百三十三人、入院と療養等調整中が二千四百六十九人ですから、やはり一万人近くの方が、宿泊にも入れない、病院にも入れないというような、重症病床に入れない方もいらっしゃるような状況があると思います。

この原因、私ははっきりしていると思います。蔓延防止等重点措置がやはり効果が発しなかった、思った効果を発しなかった。その効果を待ったせいで緊急事態宣言が遅くなった。大阪では蔓延防止等重点措置から緊急事態宣言までのこの三週間が本当に致命的で、その間の聖火リレーと日米首脳会談ということによって判断が遅れたと言わざるを得ない、そういう状況だと思います。

そこと、一つは、イギリス変異株がここまで急速に蔓延するということ、広がるということが、やはりちょっと過小評価されていたのかなと言わざるを得ないと思います。

これからなんですけれども、やはりインド変異株が非常に問題になってくると思います。インド変異株、西浦先生もおっしゃるように、感染力が強い、まだエビデンスは出ていないと思いますけれども。ただ、そう言われている中ですから、予防原則に立ってやっていかないと間に合わなくなります。多分、ワクチン接種とインド変異株のスピードの競争になってくるというふうに思いますので、特に注意がインド変異株は必要だと思います。

私ばかりずっとしゃべっていてもあれですので、通告はしておりませんけれども、大臣、このインド変異株、これからのところ、本当に注意が私は必要だと思うんですけれども、この置き換わりをいかに用心をしていくのか、スクリーニング検査もしていかなければいけませんし、あと、ワクチンのスピードのところで何とかコントロールしていかなければいけないところだと思います。今の大阪の感染状況を含めて、ちょっと大臣の受け止めを一言お聞きしておきたいと思います。一言で結構でございます。

田村国務大臣　大阪、やはり、お亡くなりになられるというのは、重症からお亡くなりになられるのに時間がありますので、感染状況が一定程度収まり始めて、収まっていませんけれども、増加が止まってもと言った方がいいのかも分かりませんが、その後亡くなられる方々が出てくるというのは、これは我々も十分に肝に銘じながらいろいろな対応をしていかなきゃならないと思います。

重症者も、このアドバイザリーボード、おとといお聞きしたところによると、重症者数も若干頭打ちになってきたということでございますので、そういう意味では、いろいろな対応をこれからもしっかりやりながら、何とか感染の拡大を止めると同時に、病床の確保というものもしっかりとやっていかなきゃならぬというふうに思っております。

インド株に関しては、西浦先生がおっしゃられますとお

り、かなり感染力が強いのではないか、これは世界で言われております。今の従来株が大体再生産数二・五と言われていたのが、その一・五倍が英国のN501Y、更にその一・五倍あるのではないか、これは西浦先生がそうやっておっしゃっておられるので、先生もまだ分からないですがということを前提でありますけれども、すると、五・六二五ぐらいになるんですよね。従来株の二倍以上になるわけなので、我々もこれはよほど性根を据えて対応しなきゃならぬということで、インドから入られる方々に関しては、人権の問題もあるんですが、在留資格のある方も原則はもう入国をしていただかない。日本人だとか一部は別ですけれども、そういう方以外は、在留資格があっても入国していただかないということを決めさせていただきました。

更なる強い検疫の措置というものも含めて、今検討いたしております。

尾辻委員　本当に、インド変異株の広がりが早いか、ワクチンを打っていくのが早いか、こういう問題になってきますので、しっかりと警戒して、スクリーニングでつかむようにしていただきたいと思います。

あと、ちょっとワクチンの話を一点聞いておきたいと思います。

今日、モデルナ社とアストラゼネカ社のワクチンの承認が成るということなんですが、特にやはりアストラゼネカをどうするのかというのは、もう皆さん本当に、まれに起こるこの血栓というものに対しての警戒感が非常に強いなというふうに思っております。

今日、朝の報道では、公的な接種には使わないんだ、予防接種法の対象にはしない方向だという報道は出ているわけですけれども、この辺り、アストラゼネカ社のワクチンをどのように使う予定なのかということについて、お聞きしたいと思います。

正林政府参考人　アストラゼネカのワクチンについては、御指摘のように、血小板減少を伴う血栓症の発生に関して、様々な動き、外国でも、デンマークとかノルウェーは年齢を問わず同社のワクチンの使用を停止しているとか、そういったことは承知しています。外国の情報については引き続き集めていこうと思っています。

これを、じゃ、国内でどうするかなんですけれども、昨日、医薬・食品衛生審議会で審議して、承認しても差し支えないという結果が得られています。この議論の中では、まれに発生する重篤な血栓症への対応や、それからそれぞれのワクチンの接種間隔の違いなどについて、医療従事者や被接種者によく周知する必要性などについて指摘があったと聞いております。

現在、申請企業とともに、審議会での意見、指摘に対する対応などを行っているところであり、順調にいけば本日中に承認手続が完了する見込みだと。

これを臨時接種で使用するワクチンとして追加するかどうかについては、承認の内容なども踏まえて厚生科学審議会において御議論いただくことになっており、現在まさに、今ちょうど開催中ですね、審議会が開催されているところです。

これらのワクチンの活用方法については、審議会の御議論を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

尾辻委員　今こういう状況ですので、答弁がそこまでになってしまうと思うんですが、ちょっとちまたで、なぜ高齢者の方が急いでワクチン予約をしたいかという理由をお聞きすると、アストラゼネカ社になったら怖いという思いがどうもあるようです。やはり皆さん、その辺、早く打ったらファイザーだけれども、遅かったら、ちょっと危険、まれに血栓が起こるアストラゼネカになるんじゃないかということを、どうも心配されているということを私も聞きました。

なので、今日決定されてやるわけですけれども、そこの部分をしっかりと、じゃ、アストラゼネカはこのように使うんだということをしっかり知っていただくことが皆さんの不安を解消する一つの手にもなるかと思いますので、今日の決定後、しっかりとその辺周知をしていただきたい、うなずいていただいておりますので、是非ともお願いをしたいと思います。

（中略）

尾辻委員　次に、これもちょっと前々からやっていました、実はオリンピック、パラリンピックの、今度は全然違う、アプリの話をお聞きしたいと思っています。

私はこれをずっと追いかけていまして、七十三億という余りに高過ぎるアプリが、また、この機能も本当に夢のようなアプリだったので、まさに神アプリですねということを言っておりました。

オリンピック、パラリンピックは外国からの観戦客がなくなった状態になっているんですが、まだ開発は進んでいるということです。なので、現在の開発の状況。平井大臣からは、予算を必要のない部分は削減するというふうにお聞きをしておりますので、どの辺りで幾らぐらい削減ができるようになったのかということをお聞かせください。

時澤政府参考人　お答えいたします。

オリパラにおきまして海外からの観客の受入れを行わないことに伴いまして、内閣官房の下、査証申請や観客の入場に係る部分など不要となる機能について整理されましたことから、それを踏まえまして委託先との契約変更についての調整を行っているところでございます。

また、仕様や契約の見直しと並行しまして、オリパラに向けて、六月中にシステムを稼働させるべく準備も進めて

いるところでございます。

見直し後の契約額につきましては、ただいま申し上げましたように、仕様書の変更を行うとともに、契約の相手方との現在協議を行っているところでございます。

いずれにしましても、オリパラに向けまして、六月中にシステムを稼働させるべく準備を進めていくこととしておるところでございます。

尾辻委員　ということは、いつこれは分かるんでしょうか。

時澤政府参考人　お答えいたします。

見直しにつきましては、契約の相手方もおるということでございます。私どもとしましては、現在調整を行っておるところでございまして、速やかに見直しの手続を終えたいと考えているところでございます。

尾辻委員　ちょっと答えていないので、もう少し、めどぐらいは示していただけませんか。だって、六月にはできると言っているんですから、じゃ、その中で、何の機能を落として、そしてそれが幾らぐらいやれるのか、相手方の契約があるのであれば、大体それはいつぐらいまでというのはちょっと示していただかないと、私、全然分からないんですけれども。

時澤政府参考人　今回、海外からの観客を受け入れないということに伴いまして、例えば、選手等の大会関係者、これは来日されるわけでございます。この方々につきましては、IOC又はIPCから発行されますプレバリッドカードの保有者として、原則として査証の取得が不要となります。したがいまして、査証申請に係る機能については、今後の開発、運用を停止するということでございます。

また、海外からの観客の入場時におきます顔認証に係る機能につきましても、海外からの観客受入れを行うことに伴いまして、今後の開発、運用を停止することといたしております。

また、これに限らず、海外からの無観客を前提にシステム上必要な機能を確保し、利用者の利便も図りつつ、不要となる機能については削減するという方針で、委託先との間で契約変更についての調整を行っているところでございまして、なるべく早く私どもとしては調整をしたいというふうに思っております。

尾辻委員　全然お答えいただけません。残念です。

仕様書を見ると、実は、テスト大会で使うということになっておりました。テスト大会、今、飛び込みとかやられておりましたけれども、いつ、どの大会で、何人が使用したのか、そのときに使用した機能に不具合はあったのか、お聞かせください。

時澤政府参考人　これまでに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のテストイベントにおけますテスト、これは行っておりませんけれども、必要なテストは鋭意進めているところでございます。

具体的には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の一部関係者に、健康管理情報の登録等の一部の機能についてテストをしていただいたところでございます。順次、テストいただく機能や対象を増やしていくということとしているところでございます。

テストで得られましたフィードバックあるいは意見を踏まえましてブラッシュアップを進めているところでございまして、六月中のシステム稼働に向けて開発を進めてまいりたいと考えております。

尾辻委員　ということは、最初に仕様書にあったテスト大会というものでのテスト使用はしていないということでよろしいですか。

時澤政府参考人　テストイベントにおけるテストというのは行っておりません。これは、観客を想定した機能が不要となったということもございますので、テスト計画についても見直しを行っているところでございます。

尾辻委員　ちなみに、じゃ、その一部関係者がテストしてみたというのは、これは一体何人ぐらいの方がテストされたんでしょう。

時澤政府参考人　お答えします。

まず、十人強で始めておりまして、今後、テストの機能あるいは対象者を増やしていくということといたしております。

尾辻委員　皆さん、お聞きになりましたか。今、十人で、七十三億、どれぐらい減るかは分かりませんけれども、アプリ、まだやっている状況だということなんですね。

私、これは本当に、もう中止していいと、ちょっともったいないんですけれども、本当にこれは必要なのかなというのを思うわけです。本当に、いわゆる布マスクに続く壮大な無駄遣いの一つになるわけですけれども、時澤さん、ずっとお話ししてきましたけれども、これはもう、ちょっと無理だということで、中止されてはいかがですか。

時澤政府参考人　このシステムにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におきまして、選手、スタッフ、大会関係者に利用いただくこととしておるところでございまして、六月中にシステムを稼働させるべく準備を進めてまいりたいと考えております。

尾辻委員　実は、今回の答弁から消えた答弁があって、今までは、中止したらどうかと言ったら、いや、インバウンド向けに使うんですよということをずっと言ってきたんですが、なぜか今回からインバウンド向けに使うということを言わなくなっているんですが、時澤さん、それは何ででしょうか。

時澤政府参考人　これは基本的には変わっておりませんで、このオリンピック、パラリンピックのために使うと同

時に、今後、水際対策としてどのように活用していくかということにつきまして、現在、内閣官房のところで議論をしていただいているところでございますので、それに従ってまた対応していきたいと考えております。

尾辻委員　答弁が変わったんですよ。今まではちょっとインバウンド向けと言っていたのに、言わなくなった。これは多分、ワクチンパスポートの検討が始まったからじゃないかなというふうに思うんですね。担当で木原衆議院議員も行っていて、このチームが今ワクチンパスポートに移っていますよね。

インバウンド向けはもうやらないということでよろしいですか。

時澤政府参考人　やらないということを決めているわけではございませんで、水際対策として今後どのようなことが必要なのかということを現在議論していただいているところでございまして、それが整理されましたら、アプリについても、それに従って対応させていただくということでございます。

尾辻委員　七十三億かけたオリパラアプリが、もう本当に使い道がなくなっている状態が生まれているんだと思います。本来であれば、これは会計検査院にも言ってしっかり見ていただきたいところなんですけれども、本当に、何かもう後手後手で、使えないアプリを幾ら作ったらいいんだろうという思いがいたします。

次に、ちょっとCOCOAについてもお聞きしていきたいと思いますが、現在、COCOAのアクティブユーザーというのは一体何人ぐらいいらっしゃるんでしょう。

内山政府参考人　お答えいたします。

COCOAにより陽性者との接触可能性が通知されるためには、接触の履歴を端末間で交換して記録するためにブルートゥースが有効とされていること、それから、OSの設定において接触通知機能が有効とされていることなどが必要でございます。

これらが個々の端末において有効とされているか否かにつきましては、プライバシーに配慮し、国として把握するものではないことから、御指摘のアクティブユーザーについて把握することは難しいと認識してございます。

尾辻委員　だから、ダウンロード数は分かっても、実際に何人お使いになっているかというのは、実は分からないんですね。

では、今までの間で、陽性になった方がCOCOAで陽性を登録したのは何件でしょうか。

内山政府参考人　お答えいたします。

御指摘のCOCOAにより陽性登録をいただいた件数は、昨日、五月二十日の夕刻時点で一万六千四百三十一件となっております。

感染拡大防止に御協力いただいていることについて御礼を申し上げたいと思っております。

尾辻委員　今、感染者数、日本は七十万人なんですね。一万六千人ということですから、二％にいかない方しか、COCOAでの、陽性になったときに登録していないんですね。

なぜ登録をしていないのかというと、大阪の第四波の現状を申し上げます。

その方は、COCOAをオンにしてやっていました。陽性になりました。なので、COCOAに自分が陽性になったことを登録しようと思って保健所にIDをもらおうとしたんですね。保健所に電話したら、ちょっと今忙しいから私は分かりませんと言って。今度は、区役所から電話がかかってくるんですよね。そうしたら、その今度かかってきた人に、私、COCOAのIDが欲しいんですけれどもと言ったら、いや、それは保健所しか駄目ですと言われるわけです。保健所に何回電話しても、伊佐先生が深くうなずいていただいている。はい、そうなんですよ。保健所は何回電話しても電話がつながらないんですよ。

結局、その陽性者のIDが来たときには、かかってからもう二週間ぐらいがたっていて、COCOAというのは二週間の自分の接触しか相手にできないので、もうその二週間、自分はずっと自宅療養中になっているというような状況なんですよ。

この目詰まり、把握されていますか。

正林政府参考人　御指摘のようなことについては、アプリの委託事業者が設けていますカスタマーサポートにお寄せいただく御利用者の方からの情報などにより、その状況は把握しております。

とかしき委員長　尾辻かな子さん、申合せの時間が来ております。

尾辻委員　COCOAも結局ちょっと現実的に利用できない状況になっているので、もうこれは思い切って、私はもうやめてもいいんじゃないかということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第23号　令和3年5月28日

とかしき委員長　次に、尾辻かな子さん。

尾辻委員　立憲民主党の尾辻かな子です。

まずは、一回、法の改正案の前に、先にちょっとコロナ対策のことをお聞きしたい。その後、法案の方に行かせて

いただきたいと思います。

今日は、九都府県で緊急事態宣言の延長を決められるという日になりました。次なる大きな波を起こさないためにも、そして医療崩壊を起こさないためにも、今回の緊急事態宣言の延長というのは私から見ても妥当な判断ではないのかというふうに感じております。

その中で、今日も、済みません、お忙しい中、朝からも会議をしていただいた後に、尾身先生に来ていただいて、ありがとうございます。先に尾身先生にお聞きをさせていただければと思っております。

それは、やはり私は地元の大阪の第四波のことをちょっとお聞きしたいと思っておりまして、実は、大阪の五月のコロナ感染による死亡者数というのは、昨日時点で七百九十一人。一か月で七百九十一人という、膨大な、もう本当に、多分、五月いっぱいで八百人になるんじゃないかという方が、もう本当に言葉を失うような状況であります。

第四波が始まった四月と一緒にしますと、四月がたしか二百七十二人ですので、四月と五月を合わせて千六十三人。今、全体で大阪は二千二百四十七人亡くなられておりまして、三五％がこの第四波で命を失われた状態になっております。

このような状況になった原因、要因は何だというふうに捉えておられるのか、尾身会長の御意見をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、長尾（敬）委員長代理着席〕

尾身参考人　大阪で死亡者が多かったという委員の御指摘ですけれども、そこについては、私は、基本的には二つの理由があったと思います。

一つは、これを東京と比べると比較的明らかなんですけれども、東京はこれだけの人口がいるけれども高齢者の死亡者が少ないですね。これの一つはっきりどうもしているのは、大阪では高齢者施設の死亡者がかなり出て、高齢者施設のクラスターの連鎖が起きたというふうに考えたらいいと思います。それに比べて、東京の場合には比較的早く閉じたということです。

それが一つの理由ですけれども、では、それがなぜ起きたか。こちらがより根本的な理由になると思いますけれども、これはまだ評価の途中ですけれども、私どもが今評価しているのは、これは様々な理由で、大阪府で、例えば重点措置を検討し、それを要請し、さらに決定するまでの時間がありますよね。これが、やはり少し手間がかかったというのが、私は、これは後から見るとあるので、大阪の場合には少しアクションが、これは誰が悪いとかということではないと思いますけれども、様々な理由でそのアクションが少し遅かったということで、高齢者施設の感染が広がったということだと私は今解釈しています。

尾辻委員　確かに蔓延防止等重点措置は、やはり、今回より二週間前に出さなければならなかったであろうと、私の感覚では蔓延防止等重点措置のときに緊急事態宣言を出さなければならなかったのではないかと感じています。

そういった、今回の大阪のことについて、特に全国一のこういう死亡者数になったということで、検証がやはり必要だというふうに考えております。尾身会長はどのようにお考えになられるでしょうか。

尾身参考人　委員がおっしゃるように、この検証というのは様々な意味でやる必要があると思いますけれども、私は、一つは、やはりタイミングというもの。対策自身の内容も妥当性というのがありますけれども、タイミングというのは私はかなり重要で、そういう意味では、これは私の個人的な意見で、お願いというか、国会議員の先生の前でこれはなかなか難しいと思うんですけれども、重点措置の発出するまでのプロセスが、ほぼ緊急事態宣言のプロセスと一緒ですよね。恐らく違いは総理大臣の記者会見があるかないかみたいな、やや大ざっぱに言うとそんなところで。そもそも重点措置というのはなるべく早く機動的に打つということなんだけれども、そういう発想で、そうあるべきなんですけれども、随分重いプロセスになっているので、ここは何とか、一感染症の専門家としては、そういうことをすぐに検討していただければ、今回の大阪のこともそれが一部関係していると思うので、これは私の個人的な希望でございます。

尾辻委員　ありがとうございます。

今、尾身先生からあった、緊急事態宣言と蔓延防止等重点措置の違いは総理の会見があるかどうかなんですけれども、実は沖縄への緊急事態宣言の発出では菅総理は会見をされておりませんで、ちょっと今の議論とは関係ない話なんですけれども、私は、これは本当に総理にちゃんと会見していただかなければいけない、特に緊急事態宣言を出すというのは非常に私権制限がかかる話ですから、やはり一国の総理がやっていただかなければいけないというふうに思いますので、是非、田村大臣、また閣議のときなどに総理に言っていただければと思います。これは要望にとどめます、今日は時間があれですので。

先生からの宿題は、しっかり私たちも受け止めたいと思います。

大阪は、実は、ちょっと上がって、若者たちの感染者が上がるときに、手前に指数を作って見ていたんですよね。ただ、それがうまく蔓延防止等重点措置につながらなかったというところがあります。そこは、もう何度も申し上げているように、聖火リレーの問題とかがあったんじゃなかろうかと思っております。

やはり、私は今思うのは、この大阪の教訓を、これからの、特にインド変異株、やはりイギリス変異株のそのスピードというのが、物すごく感染スピードが速くて、大阪の藤井健康医療部長も四百人を超える重症者というのは想定外であったというふうにはっきりおっしゃっておられるんですね。このインド変異株で同じことを起こさないために、長妻委員とも尾身先生はお話をされていましたけれども、私は、既に、ちょっと水際はもう突破をされているんじゃないか、もう市中感染のステージに、どうも、インド変異株、なっているんじゃないかと思わざるを得ないと思います。

先生の評価はいかがでしょうか。

尾身参考人　委員おっしゃるように、いわゆるインド株と言われている変異株は、もう国内、地域に来ていて、地域の中の感染が少しずつ広がっているというふうに考えておいた方がいいと思います。

尾辻委員　そうなんですよ。だんだん地域に広がっていっている、それもスピードや感染力がイギリスの変異株よりも強いんじゃないか。

それで、例えば、今日、京都大学の西浦先生がツイッターでこのようなことをつぶやいておられまして、インド変異株は今の公衆衛生的介入では止めることが厳しいということもあり得ると。今の、つまり緊急事態宣言などの措置ではもう止めにくいということ、可能性について言及されておられます。

尾身先生は、このような見解に同意されるか、やはりそういうこともあるだろうと思われておられるでしょうか。

尾身参考人　私は、インド株に対する対応としては、二つの側面があると思います。それは、国あるいは自治体の政策ですよね。それと呼応する形の一般市民の感染対策に係る協力ですよね。

この変異株というのは、従来株よりやはり感染しやすいと思います。それは、同じ空間にいても、今までは比較的長くいなきゃうつらないのが、比較的短い時間でもうつる。あるいは、換気が悪いところだとうつりやすいというところで、今までよりもうつりやすいというようなことがあって、そういう国、自治体の対策という意味で、今、西浦さんの言ったのはそういう趣旨ですよね、人流を下げるとか。そこは大事だと思いますけれども、もう一つ、私は、単にもう人々の協力ということでは、今、緊急事態宣言に対する効果というのが去年の四月に比べて薄れていることは間違いないので、こういう実態がありますよね。

この実態に対しては、私は、科学と技術を駆使する、今までも使ってきましたけれども、これを最大限に活用する時期。それが一つがワクチンであり、検査を今、ここで国の方も真剣になってくれるような検査とワクチンと、それから、実は余り一般の人には興味がないと思いますけれども、疫学情報の共有というのは、これは日本は極めて発展途上国です。ここを何とかITのテクノロジーを使って、今までいろいろ試みがあったんですけれどもなかなかうまくいかない。ここに来て、もう絶対に検査とワクチンとITテクノロジーによる疫学情報の迅速なる自治体間での共有、この三つが、さっきの人々の行動、西浦さんの言っていることに加えて重要だと思います。

尾辻委員　大臣、今の尾身先生の三つが大事だということはお聞きいただいたでしょうか。じゃ、うなずいていただきました。しっかりとやはりここをやっていかなければいけない。これは私たち立法府にいる人間も一緒だと思いますので、やはり専門家の先生方も、しっかり分析するためにはそのためのデータがないとどうしようもないという部分がありますので、これもしっかりと受け止めていきたいと思います。

あと一問だけ、ちょっと尾身先生とさせていただければと思うんですけれども、今大阪で大事になっていることが二つありまして、一つは、伊佐先生もやられました後遺症への支援をどうしていくかという部分。後遺症ですね。いわゆるロングコビッドと呼ばれるような後遺症。実は保健所は、十日間の待機が終わったら積極的に動いてくださいとか言っちゃうわけなんです。これももうちょっと、さすがに、積極的に動くと、今、後遺症がありますから、余計にしんどくなるという方がいらっしゃるので、そこへの支援をちゃんとやはり大阪の場合は感染者数が多いのでやらなきゃいけないというのと、もう一つが遺族ケアでして、例えば家族で感染した場合は、自分が持ち込んでしまったがゆえに、例えば自分の夫とか妻とかにうつって感染してしまって、それで亡くなってしまったということで、物すごく自分を責めながら、でも、感染した事実をほとんど誰にも言えないということで、本当に何かどこにも行き場がない、孤独と自責の念でどうしようもないような状態があって、これはちゃんとやはり遺族のケアとか、グリーフケアをする、そういったこともこれからちょっと必要になるかと感じております。

ちょっと先生の専門外かもしれませんけれども、御見解をいただければと思います。

尾身参考人　後遺症のケアと、それからグリーフケアですよね、心のケア。これは本当に後遺症というのはかなり頻度の高い割合で起きていそうなので、この二つについてはしっかりと、今もう既にそういう試みが始まっていますけれども、これについては各地方自治体の動きを国はサポートしていただければと思います。

尾辻委員　ありがとうございます。

それを受けての大臣の議論は、またちょっと来週させて

いただければと思います。済みません。ちょっと時間の関係で。

尾身先生、以上で結構でございます。お忙しい中、ありがとうございました。

じゃ、引き続きです。

これもちょっと確認だけしておきます。やはり今、オリンピック、パラリンピックの開催を、非現実的になっているような状況の中で、私がやはり気になっているのはホストタウンなんですね。これは本当に各自治体も今交流事業の実施に悩んで、国から求められているマニュアルの提出も本当に難しくて、難題が降りかかっているという状況で、やはりそろそろホストタウンも強行するような状況ではないんじゃないかと思っています。

この間、議論してきて、例えば様々な交流を中止する自治体の情報を報道で拾う体制はおかしいということも申し上げてきましたし、そば打ちなどの交流イベントというのも、もう今の時期はおかしいんじゃないかとも投げかけてきました。ここの議論で、実は事前キャンプの受入れは三百四十自治体がやるということも教えていただいたところです。

様々調べているうちに、実は五月十四日にホストタウン事業の中で落札している事業があったんですね。まず、ちょっとその金額だけ教えていただきたいと思いますが、五月十四日に落札されたオリパラ基本方針推進調査、新型コロナウイルス流行下におけるホストタウンの交流や情報発信の在り方等というのは、幾らで落札、契約をされたものでしょうか。

植松政府参考人　お答えいたします。

ただいま御指摘のありました調査につきましては、税込み価格で十二億九千三十万でございます。

尾辻委員　そうなんですよ。これは今ですよ、今、ホストタウンに十三億のお金がまた税金から投入されているということなんですよね。

ちなみになんですが、オリパラ基本方針推進調査、これは累次にやっているんですけれども、これまでで大体幾らぐらい使われていますか。

植松政府参考人　お答えをいたします。

平成二十八年度から実施しておりまして、総額といたしましては約四十三億六千九百万でございます。

尾辻委員　そうなんですよ。だから、ホストタウンは、実は地方交付税措置とか地域活性化事業債で財政措置しているんですが、それ以外にも四十億近くがやはりオリパラのために使われている。

この内容、ちょっとまた、これは今後もうちょっとやるので、今日は指摘にとどめたいと思いますけれども、今回の十三億の中身というのは、コロナ禍なので、オンライン交流などの支援をしますよ、それの発信の手伝いもして報告書にまとめますよというような内容なんですよね、大体ね。これは何か、何となく自作自演じゃないかと。ホストタウン交流をやりました、コロナ禍でもという、ちょっとアリバイづくりに、本当にこういう無理をしているんじゃないかな。結局、政府が、政治家がオリパラ中止ということをしないがゆえに、こんな無理くりなことをしているんじゃないかということであります。

（後略）

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第26号　令和3年6月9日

とかしき委員長　次に、尾辻かな子さん。

尾辻委員　立憲民主党の尾辻かな子です。

一般質問の機会を頂戴し、ありがとうございます。早速質問に入っていきたいと思います。

まずは、尾身理事長にお話をお聞きしたいと思います。お越しいただいて本当にありがとうございます。また、今日も朝からずっと国会対応いただいていることに、本当に連日対応いただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

前回、私が尾身先生と議論をさせていただいたときに、日本のコロナ対策の課題として、ITテクノロジーによる自治体の疫学情報の共有、これが課題である、極めて発展途上国であるという評価をされたと思います。

その部分を今日はちょっと更にお聞きしたいと思うんですけれども、一応、HER-SYSなども導入をされました。もう少し具体的に、何ができていないのか、そして、それを実現するためには、公表の仕組みを変えればできるのか、新たなシステム導入が必要なのか、それとも法改正が必要なのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

尾身参考人　感染した人がどういう症状で、ワクチンを打っていたかどうかとか、どんな転帰だとかという情報がありますよね。そういう情報については少しずつ集まっているわけですけれども、私が申し上げているのは、特に都心部ですよね。都心部というのは、いわゆる匿名性という、都会の匿名性ということで、平たい言葉で言えば、クラスター感染の場がどこで起きているかというのを、一部は分かっていますけれども、分からない部分が多いんですね。

これが地方に行くと、その匿名性というのが比較的低いので、感染の、どういうふうに、いわゆるリンクが分かる。ある県なんかは、リンクが分からない割合というのはほん

の一桁になっているぐらい分かっている。つまり、感染の状況が分かっている。ところが、大都会を中心に、匿名性ということで、一部は分かっているけれども、なかなか。

それはいろいろな理由があって、都道府県と保健所の設置市との関係だとか、あるいは自治体間の関係だとか、いろいろ様々な、あるいは個人情報の扱い方、こういうことがあって、実際にはデータは現場にはあるんだけれども、そこでそのデータがほかの、人々は動きますから、情報が必ずしも十分に共有されていない。したがって、どこに感染が起きているのかというのがつぶさに分からないです。ということが実は、都会部における感染対策を難しくしている理由なんですよね。

日本の場合には、いわゆるほかの台湾だとか韓国に比べて、個人の権利、個人情報というものを十分、民主主義の非常に進んだ国なので、そのことがあるのでなかなか進まない。

個人情報はもちろん十分に守るという前提で、もう少し、いわゆるQRコードなんかを例えば一つの例でいえばお店に貼っておいてもらって、そこに行った人はQRコードをタッチしてもらうというようなことで、感染がどういうところで起きたということで、複数の人が見ると、この二人の関係が分かるので、感染がどういう。

こういうことを、もちろん、何度も申し上げますけれども、個人情報を十分保護した上で、感染対策に必要な情報だけ。今までも感染者が出ればいろいろ保健所の人は聞き取りしますけれども、その同じレベルの情報で結構ですけれども、それを電子的に共有すると、一体どこで、広域に起きているのが一目で分かるということをもうやらないと、保健所の人たちが手書きでやっているわけですよ、こういう状況はもうそろそろ。これは人々に理解を求める必要がありますね。そういうものをやると、個人情報が問題。そういうことを十分説明した上で、こういうシステムをつくらないと、感染対策が後手後手に陥る、そういうことで申し上げております。

尾辻委員　先生がおっしゃったようなところを実現するためには、例えば政府の信頼性なんかも必要になってくるかと思いますし、そういったことに対しての透明性の部分が非常に課題になると思います。率直な御意見をいただき、ありがとうございます。

次の質問に行きたいと思うんですけれども、これは今日も再三議論にありました、オリンピック・パラリンピック大会、東京大会への提言のお話でございます。

提言をまとめられるということを言っておられるわけですけれども、これはいつ頃、どのような形で発表されるのかということについて、もう一度確認させていただければと思います。

尾身参考人　いつ頃という、タイミングについては、政府というか組織委員会の方が二十日頃に大事な決定をされるということですので、我々の期待としては、我々の意見を参考にして決めていただきたいという思いが、そのためにやるわけですから。組織委員会が最終決定をする前にやるということが、そうでないと意味がないですよね。

もう一つは、どういう形にするかというのは、いろいろな議論が今日、昨日から国会でありますけれども、私どもは淡々と我々の考えを今まとめ中ですので、なるべく早くまとめて、これを何らかの形で、一番適切な方法でお示しをしたいと思っています。

尾辻委員　国会が実は十六日で今閉じるという話になっておりまして、二十日より前ということであれば、できるだけ国会で私たちも議論をしたいと思っておりまして、先生、十六日より前に出していただくようなことはできませんでしょうか。

尾身参考人　私どもいろいろ感染状況を考えていますけれども、国会の状況までは、まだそこまで視野がいけないんですけれども、なるべく早くしたいというのは思っていますが。

大事なことですけれども、私はたまたま代表みたいな形ですけれども、様々なメンバーの意見を聞いて、みんなが納得するような、いろいろな難しい問題もありますから、そういう問題をもうしばらく議論してから、我々自身も納得したものを出したいと思っています。

尾辻委員　できれば週明けぐらいには分かるようにお願いしたいと思うんです。そうしないとこちらが議論をちょっとできなくなるということで、先生ちょっと頭の中に、国会の日程というのをちょっと頭に入れていただいて。

さらに、この先生の提言というのは、私たちや市民も見られるような形でオープンにしていただけるものでしょうか。

尾身参考人　これは、私のということじゃなくて、有志の会がみんなでやっていることですから。

それで、一般の、委員を含めて、社会に共有するかというのは、私はそれは当然、恐らく、渡す相手がいますよね、そこの相手に渡した後、渡す前に社会に共有ということは普通はしませんよね。相手に渡した後、相手もいいですよと言ったら、なるべく早い時期に公表するということが我々の役目だと思っています。

尾辻委員　ちょっと今、相手がいいですよという、ただし書というか前提がついたんですけれども、私は、できれば提言はやはり国民みんなで共有をしたいと思うので、もう少しだけ踏み込んで申し訳ありません、提言は皆さんが見える形に是非ともしていただきたい。それでよろしいでしょうか。

尾身参考人　私どもはそういうつもりです。

尾辻委員　ありがとうございます。

あと、コロナ対策でもう一点お聞きしたいと思うんですけれども、今まだパンデミックが進行中ではありますけれども、コロナが落ち着いたときには、きっちりした検証、また記録が必要だと考えています。

遺族ケアの重要性も先日議論させていただきました。記憶として残していくためには、やはり、今回コロナで亡くなった方を追悼するような、そういうメモリアルデー、そういう日の創設が実は必要じゃないかと考えているんです。

例えば、アメリカでは、死者数が四十万人を超えた一月、そして五十万人を超えた二月に、バイデン大統領出席の追悼式をされて、そこで大統領は、亡くなった人々と彼らの人生、残されたものを記憶にとどめよう、そして我々はこれを乗り越えると演説をされました。何かコミュニケーション能力が非常に高いなと感じるわけですけれども。

アメリカは、新型コロナの死者数が二つの世界大戦とベトナム戦争での米国人犠牲者の合計を上回っているという状態ではあります。なので、一概に同じだとは言えないんですけれども。ただ、今もう日本でも約一億四千万人もの方がコロナで命を失っているという状況でして、一人一人の方に人生があり、近しい方々がいらっしゃったと思います。

恐らく、新型コロナウイルスのパンデミックというのは、ここで終わりという、きっちりそういう終わりの日があるわけではなくて、ワクチンをある程度打ち終わっても散発的に感染がある、そういった性質があるので、なかなかこの日がメモリアルデー。災害であれば、この日、三・一一とか一・一七ということで、しっかりとこの記念日というのがあって、毎年毎年それを検証することができたり、みんなで死を悼んだりすることができるんですが、ちょっとパンデミックの場合これが難しいなというふうに感じています。

例えば、感染症でいえば、十二月一日を国際エイズデーというふうにもしていて、こういうやり方もあるのかもしれません。

今すぐ決めることはできないのかもしれませんが、やはり、メモリアルデー、こういうことを考えておく必要があると思うんですけれども、尾身理事長の御見解をお伺いしたいと思います。

尾身参考人　委員おっしゃるように、検証というのは、コロナが落ち着いたときに、これは非常に重要なので、やるべきだと思います。

それから、一専門家として、あるいは一国民というか市民として、亡くなった方に対して本当に心より哀悼の意を表する気持ちはもちろんあります。

それで、追悼の日といいますか、そういうものをつくるかどうかというのは、私の判断することじゃないので、それは政府が決めていただければと思います。

尾辻委員　ということで政府の方、田村大臣、こういう追悼をする日、記念日なりをやはり今後つくっていく必要が私はあると思うんですね。いかがでしょうか。

田村国務大臣　本当に我が国でも多くの方々がこの新型コロナウイルスでお亡くなりになられておられます。本当に御冥福をお祈り申し上げるわけであります。

こういうお亡くなりになられた皆様方のお気持ちをどのような形で、国として思いをはせていくのかというのを、これは国民の皆様方の御意見をしっかりと我々お聞かせをいただきながら、厚生労働省がその所管になるか、ちょっとどうか分かりませんけれども、政府全体で検討していく課題であるというふうに思っております。

尾辻委員　しっかり検討いただきたいと思います。

私、先ほど日本の死亡者の方を一億四千人と言ってしまったようです。一万四千人でございます。申し訳ありません。

では、尾身先生、以上でコロナの質問を終わりますので、ありがとうございます。御退席ください。いつもありがとうございます。

第２節

誰も置き去りにしない

■第201回国会　衆議院　厚生労働委員会　第7号　令和2年4月10日　議事録より

尾辻委員　おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

一般質問ということでさせていただきたいと思いますが、まずは、新型コロナウイルスに今感染されている皆さんに心からお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表したいというふうに思います。

また、今、現場で対応に当たっていただいている全ての皆さん、その皆さんにも心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

きょうは、緊急事態宣言が出ての厚生労働委員会ということになります。

私、前回の厚生労働委員会から非常に気になっていることがあります。それは、感染防止、蔓延防止で、メッセージの一つとして、人と人との距離をとってください、ソーシャルディスタンシングにより大幅に感染リスクが下がるというふうに書かれているわけです。基本的対処方針でもそう書かれています。東京都の都知事は、今、間隔を二メートル、人と人との距離を二メートルあけてくださいと言っています。

この厚生労働委員会の状況は、委員長、ソーシャルディスタンシングができているんでしょうか。

盛山委員長　理事会で御協議をしていただいているところでございます。

尾辻委員　いや、委員長、厚生労働委員会が開かれているわけです。理事会で協議をするのではなくて、この状態が、人と人との距離をとるとメッセージで出している政府、そして私たち国会のメッセージとして、これは本当に大丈夫なんですか。そういう状況になっているかどうか。

これは理事会に諮ることではなくて、委員長自身がどうこれを判断されているのか、お聞きしたいんです。

盛山委員長　私の方からお答えしますと、それは、委員の席の配置もそうでございますし、それから、政府の参考人、これだけ多くの方が今座っておりますので、この配席、あり方、こういったものについても早急に理事会で御検討を賜りたいと考えております。

尾辻委員　私は本当に危機感を持っているんですよ。大臣、副大臣、政務官、そして答弁に答えていただく幹部クラスの皆さんが密接して座っている。厚生労働委員会こそ真っ先に、どこの委員会よりも先に、しっかりと、社会的距離をとる、感染対策、蔓延予防の対策をとる、そのことを発信しなければいけないのに、私たちに危機感は本当にあるんでしょうか。緊急事態宣言を出している、それで、今、こんなやり方を国民の皆さんに見ていただいている、私は本当に問題だと思っています。

一応、政府の方にも聞きたいと思いますが、この状態はソーシャルディスタンシングができている、そういう状態かどうか、どなたでも結構です、御答弁ください。

加藤国務大臣　私どもの方では、いわゆる三密ということを言わせていただいております。それを避けてほしいということであります。また、外出の自主規制についても、これは最終的には都道府県が実施されるわけでありますけれども、先般の宣言の中においても、まずはそういったことからということが総理からの発言にもあったというふうに思います。実際、東京都を始めとした七都府県において宣言が発令をされたということでありますので。

国会がどうのこうのということは私どもは申し上げられませんが、それぞれの役所においてはそれを踏まえた対応をしっかりやっていきたいというふうに思っています。

尾辻委員　済みません、ソーシャルディスタンシングができているかどうかということをお答えいただきたいんです。

宮嵜政府参考人　お答え申し上げます。

私がこのことについてコメントするのが適切かどうかはわかりませんが、先ほど委員長からも御指摘がありましたけれども、検討する必要があるのではないかというふうに私としては感じております。

尾辻委員　本当にお願いします。

今、厚労省の方も、そして内閣府の方も、農水の方も、経産省からも陽性者の方が出ています。通勤をされる方がいらっしゃるわけですよ、どうしても、その中で一体何を優先順位にしていくのか。厚労省として、そして私たち立法府として、何を優先順位に国民の皆さんに訴えをしていくのか。

今一番お願いしなきゃいけないのは、とにかく、経営も経済も大変だけれども、外に出ないでください、命を守ってくださいと。そして、ワクチンもない、免疫を誰も持っていない、だから距離をとってください、そう言っているわけですよね。これは、別に、お金を持っているからとか、社会的地位が高いからとか、関係ないですよね。

そのメッセージを一番発すべきここがこの状態だというのは、これでは、危機感も、そして、今、学校ですら入学式を運動場でやっているんですよ、二メートルあけて、椅子で。先生方はずっと次亜塩素酸ナトリウムで拭いてやっている。ぜひ、皆さん、一緒に考えてください。本当にこれからの法案審議のあり方もこれでいいのか、考えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

PCR検査についてはちょっと後にしたいと思います。

緊急経済対策についてお聞きをして、御答弁いただいた方から御退席をお願いして結構だと思います。

今回の緊急経済対策は百八兆と、経済規模というか、規模だけは大きいですけれども、実際に支払われるということになると、十六兆とか十八兆とか、実際はそういう規模になっているんですね。これが本当に必要なところに届いているんだろうか、届くものになっているんだろうかという観点からお聞きをしていきたいと思います。

特に、まずは給付金制度のことについて。

迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から給付金制度を創設すると。おっしゃっていることは力強いんですけれども、では、実際にやっていることは何か。

今回出てきたのは、一世帯当たり三十万円の給付を行う。でも、これが、物すごく制限がかかっていて、自分が本当に、この所得制限、所得が半分になったのかどうかとか、個人住民税均等割非課税水準になっているかとか、なかなかわからない状態です。これでは必要なところにすぐ届かないと思うんですけれども、まず確認したいと思います。

これは、補正予算が成立して、いつごろ本当に必要な皆さんのところに支給される予定なんでしょうか。

前田政府参考人　生活支援臨時給付金についてのお尋ねをいただきました。

この給付金は、感染症拡大を防ぐことに配慮しつつ、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に迅速にお届けするため、できるだけ申請のための手続を簡便なものといたしますとともに、給付対象世帯の範囲や申請に必要な書類等をわかりやすく周知することが重要であると考えております。

その支給方法につきましては、申請者みずからが申請書を入手していただきまして、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行う方式を検討することとしております。

具体的には、申請書の入手に関しまして、市町村から各世帯に対して申請書類を郵送した定額給付金とは異なり、申請者みずから申請様式を窓口やウエブ上で入手していただく方法を検討しておるところでございます。また、窓口分散の観点から、その他の官公署の御協力をいただくことも検討しているところでございます。

申請書の受け付けに当たりましては、感染症拡大防止に留意いたしまして、御自宅からの郵送やオンライン申請など、窓口申請以外の方法が基本となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。窓口で申請を受け付ける場合にありましても、受付窓口の分散、職員のマスク着用、消毒薬の配置など、感染症拡大防止の徹底も図ってまいりたいと考えております。

また、給付の方法は、口座振り込みが基本になるよう検討してまいりたいと考えております。

本給付金は市町村に対します十分の十の国庫補助事業を予定しておりまして、国の補正予算案が成立し、これを受けた各市町村、ここにおきましても補正予算を計上していただくことが必要となります。各市町村の補正予算の成立後、できるだけ早く本事業を実施していただきますよう、引き続き具体の実施方法について早急に検討してまいりたいと考えております。

尾辻委員　各自治体で補正予算が成立するのはいつぐらいになりそうですか。やはり六月議会ですか。

前田政府参考人　お答え申し上げます。

基本的には、御案内のとおり、市町村の議会というのは、第一定例会としての年明けから春、そして、よくありますのが六月議会ということになります。ただし、必要に応じて臨時議会を開いていただくという方法もございますし、また、状況によりましては専決処分という方法もあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、具体的に議会にどういう形でお諮りするのかというのは各市町村の御判断だとは思っておりますけれども、私どもといたしましては、なるべくこの給付金が真に必要な方に早くお届けできるよう、市町村とも今後しっかりその辺の意見交換を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

尾辻委員　今求められているのは、多分、お金がない、本当に生活が苦しい、そういう方々に止血をする意味だと思うんですよね。すぐに給付をすることによって、資金が回らないということをどうにかしていこう、生活費が回らないということをどうにかしていこう。でも、今聞いているのを考えると、やはり、自治体の議会も通さなきゃいけない、首長の専決処分もあるのかもしれませんけれども、届くまでにえらく時間がかかるんじゃないか。

そして、もう一つは、これは本当に混雑防止ができるのかなというのも非常に今危惧をしております。その時期がどういうふうな感染の状況になっているかはわかりませんけれども、やはり申請主義の限界かなというふうにも私は感じられるところであります。

あと、ちょっと細かく条件をお聞きしますけれども、給付される対象の方ですけれども、これは基本的に、住民票がある、つまり住民基本台帳に記載をされている方を対象にするということでよろしいですか。

前田政府参考人　お答え申し上げます。

このたびの緊急経済対策におきましては、この給付金の対象というものは世帯というふうにされているところでございまして、原則的には、住民基本台帳、及び、現在は外国人の方もこの住基に相当する台帳がございますので、そういった方々を対象にするというふうに考えております。

尾辻委員　確認しました。途中で、外国籍の人は除くとか、そういう話もありましたので、それが入るということを確認させていただきました。

今おっしゃったように、これは世帯単位になっているんですよ。ということは、例えば、DV、家庭内暴力などで、住民票上は同一世帯になっているけれども別れて暮らしていらっしゃる、そういう方々のところには届かないのではないか、そういう危惧もあるわけですけれども、例えばこういうところは給付対象外にやはりなってしまうんでしょうか。

前田政府参考人　お答え申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、生活支援臨時給付金は、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対しまして生活維持のために必要な資金を迅速に交付するものとされているところでございます。

お話にありました、住民票上では同じ世帯となっておられますDV被害者の方について、どういった配慮、そして対応が可能なのか、定額給付金や直近のプレミアムつき商品券の事例も踏まえながら、今後しっかり市町村の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　十分な配慮をしていただきますようお願いします。

最後、確認です。支払いの基準日、給付の基準日とかはもう何か決まっていますか。

前田政府参考人　お答え申し上げます。

プレミアムつき商品券ですとか定額給付金の事例におきましては、市町村において給付の対象となり得る者を確定いたします基準日を設定しておりまして、こうした事例も参考にしながら、今後しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　まだ決まっていないということですね。わかりました。

総務省さんに関してお聞きするのは以上ですので、御退席いただいて結構でございます。

次に、児童手当についてお聞きをしたいと思います。

今回、一月じゃなくて、一回だけ六月に児童手当を一万円ということを聞いて、ちょっと正直びっくりしました。これは、子供の貧困対策をしておられるキッズドアさんとか、あすのばさんなど、諸団体からも、これでは生活がもたないという悲鳴が上がっています。

なぜかというと、例えば、今、自宅待機している子供さんの食費もかかっているわけです。じゃ、その食費はどれぐらいなのか。大体、総務省の家計調査年報でざっくり見たら、一人当たり食費は一月三万円かかっているんです。ですから、一回一万円だけの児童手当では全くこの食費分にも満たないということで、まず、なぜこれは一万円で一回だけなのかということについてお聞きしたいと思います。

藤原政府参考人　お答え申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、子育て世帯は小学校の臨時休業等によりまして新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けているということでございまして、今回の緊急経済対策のさまざまな支援の取組の一つとして、低所得者層に限定せずに、中間所得者層も含めて、児童手当の受給世帯に臨時特別の一時金を支給することとしております。

一時金の金額、一万円でございますけれども、これは与党の議論等も踏まえまして設定をしたものでございまして、児童手当の支給に加えて、子供一人当たり一万円の一時金の支給を行うもので、子供の数に応じて世帯に支払われるということとなっております。

尾辻委員　それで、さっき私は申し上げました、食費は三万円かかっているんですね、家にいるだけで、大体一人当たり。一万円では全く足りない。これは本当に十分でしょうか。

藤原政府参考人　お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、支援者の方々、団体の方々から、臨時休業等による子育て世帯の食費等の支出を踏まえ、三万円の増額ということで御要望をいただいているということは承知をしておりますけれども、今回のこの給付金は、小学校等の臨時休業等により子育て家庭にさまざまな面での御負担をおかけしていることを踏まえまして、さまざまな支援策の一つとして措置をするということとしております。

したがいまして、今回、臨時休業に伴う御家庭での食費などの支出増を捉まえて、これを直接的に補填をするという趣旨で措置されたものではございません。一律な基準で、簡便な手続で、児童手当の受給対象者を対象といたしまして支給をするということにしたものでございます。

尾辻委員　迅速に、思い切った、手厚い支援、これが児童手当一万円なのかということなんです。

例えば、生活保護世帯は、学校給食費、食材費は今もう保護世帯に支払っているんです。それは本当に当然の措置で、当たり前のことかなというふうに思いますが。

じゃ、ほかにできることはないのかということになると、給食代が就学援助になっている準要保護者と呼ばれる人たちですね。だから、生活保護世帯ではない。でも、学校の給食費は、この準要保護、就学援助によって給食費を払わなくてもいい。でも、今、家にいるから、ここの人たちは完全に食費が自分たちで自己負担になって、一番きつい世帯が生まれているんですね。

ここを、今、自治体などでは、例えば、就学援助世帯に対して、春休みまでの休校期間中に、昼食費用として児童生徒一人につき一日五百円、計十五日分を支給するとか、こういうことをされているわけです。こういった自治体の動きを把握しているかどうか、そして、国としてこれを広げるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

矢野政府参考人　お答え申し上げます。

地方自治体において実施されている準要保護者に対する就学援助につきまして、児童生徒の健康保持や栄養バランスの確保、保護者の負担軽減のために、給食停止により執行されなかった財源等を活用し、昼食費支援を行うなどの取組が行われている自治体もあることから、令和二年三月三十一日付で文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、その事例の紹介を行ったところでございます。

対応状況につきましては、今後とも可能な範囲で把握し、その事例を紹介していきたいというふうに考えております。

尾辻委員　特に、緊急事態宣言が出ている地域では、まだ学校休業が続くわけです。そうすると、やはりさらに厳しい家庭が出てくる。ここに対して、もちろんこれは自治体の事務でありますけれども、文科省として、自治体任せというわけにはいかない話だと思いますので、これはしっかりと知らせていただく、そして、皆さんにそういうことができるんだということをお知らせいただきたいというふうに思います。

一人親支援のしんぐるまざあずふぉーらむさんにこの前お話を聞いたんですね。やはり一人親の家庭は本当に今しんどい状況になっていて、一斉休校で今何をされたかというと、実は、千百世帯に五キロのお米を送ったんです。一番食事に必要なお米を送ったら、どういう返事が返ってきたかというと、一日二食にしていたけれども、やっとこれで三食にできる、雑炊ではなくて、普通に炊いた御飯が食べられる、こういう世帯が今あるんですよ。緊急事態宣言の中でこういう家庭に政府として何ができるのか、これは、皆さん、本当に力を合わせてしっかりやっていただきたいというふうに思います。

文科省に対しての質問は以上ですので、御退席いただいて結構です。

次に、緊急事態宣言についてお聞きをしていきたいと思います。

今回の緊急事態宣言は、やはり自粛の要請であって、休業要請になっていないところ、きょう東京都とやって発表されるということなんですけれども、例えば、休業した事業者に対して補償をどうするのか。今、給付金だけで、補償というのがないんですよね。これは、やはり、休業要請をするなら補償はセットであるべきだし、自粛要請をするのであれば補償はセット、当たり前のことができていない。本当に残念でなりません。不十分過ぎます。

まず、労基法上の、二十六条の休業手当の確認をしておきたいと思います。これはずっと議論されておりますけれども、今回の緊急事態宣言、この理由で、この緊急事態宣言のみを理由に、支払いの義務がなくなる、休業手当を支払わない、これはだめだということでよろしいですか。

坂口政府参考人　お答え申し上げます。

今お尋ねの、今般の新型インフルエンザ等特別措置法に基づきましての緊急宣言あるいは要請等によって事業を休止して、労働者を休止させるような場合ということの想定でございますけれども、私ども厚生労働行政としましても、いずれにしましても、そういった状況の中では、労使の皆さんでよく話し合って、労働者の不利益を回避するように努力していただきたいということが一点。

あと、お尋ねの、労基法上の休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しましては、雇用調整助成金が事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われるということで、今般、雇用調整助成金についてはいろいろな特例措置を講じておりますので、この助成金を活用していただくということを通じて事業主を積極的に支援していくということが肝要と考えております。

そういった中で、お尋ねの労基法の休業手当の取扱いにつきましては、労基法の二十六条で、使用者の責めに帰すべき事由による休業であれば、使用者は休業手当を支払う必要があるとなっておりまして、不可抗力による休業の場合については、使用者に休業手当の支払い義務はないということとなります。

ただ、この不可抗力による休業の場合ということにつきましては、その原因が事業の外部より発生した事故であること、それから、事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であるという要素をいずれも満たすことが必要と考えております。

具体的にどういった努力ということになれば、例えば、自宅勤務などの方法というようなことについての検討ということが十分なされているかとか、あるいは、労働者の方に他につかせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないかというような事情などから判断されるということと考えております。ですから、そういった具体的な努力を最大限尽くしたということを言えなければならないと考えておりまして、一律に労働基準法に基づく休業手当の支払い義務がなくなるものではないと考えております。

尾辻委員　ここは非常に大事なところです。緊急事態宣言が出て休業要請が出たから休んでもらう、でも休業手当は

出せないよという、ただそれだけでは許されないんだということをしっかりメッセージとして出していただきたいと思います。

今、雇用調整助成金を使ってほしいということでおっしゃっていただきました。ところが、この雇用調整助成金は既にもうパンクしているという話がちょっと聞こえてきているんですね。これは、申請を受け付けて、支払いまでにどれぐらいかかる予定でしょうか。

達谷窟政府参考人　お答え申し上げます。

雇用調整助成金についてでございますが、支給申請をいただきまして、その申請書類に特に不備がない場合につきましては、現時点では大体二カ月以内でお支払いをしているという状況でございます。

尾辻委員　二カ月なんですよ。その間に資金繰りがもたないという声があふれているんですよ。これは二カ月では無理ですよ。いかがですか。

達谷窟政府参考人　お答え申し上げます。

本日、雇用調整助成金につきまして、新たな拡充措置、助成率を引き上げる等の助成措置につきまして省令改正をやらせていただきましたが、これにあわせまして、申請書類につきまして大幅な簡素化をさせていただいているところでございます。

例えば、申請書類に事業主の方が記載すべき事項を半減させるということもやらせていただいておりますし、その記載内容につきましても大幅に簡略化するというようなこともさせていただいております。また、添付書類につきましても削減を図るということでございまして、これらにつきましては本日打ち出しているところでございまして、申請書類の大幅な簡素化を図りまして事業主の御負担を大きく軽減する、このようなことを通じまして、先ほど申し上げました、書類に不備がなければ大体二カ月以内ということでございますが、これを一カ月以内にするように取り組んでまいりたいと考えてございます。

尾辻委員　そのためには、多分、人の手配も必要だと思います。一カ月でも、本当にもつかどうかわかりません。一カ月以内に出すんだということを強いメッセージとしてしっかり大臣も出していただきたいというふうに思います。

今、本当に、一つは、例えば二十六条の休業手当が出てもやはり六割しか補償されない、全額補償してもいいわけですけれども、六割ということで補償になってしまうと、もともとの金額が少ないからなかなかこれでは生活できないとか、さっき言った雇用調整助成金は遅過ぎて難しいという話が本当に出てきております。ですので、本当に困っていらっしゃる皆さんにしっかり届くようにお願いをしたいというふうに思います。

雇用調整助成金と休業手当のことは以上ですので、御退席いただいて結構です。

次に、この緊急事態宣言の中で、自宅待機の方々がふえている。その自宅待機の中で、世界じゅうで今起こっていることが、家庭内暴力、DVと、子供の虐待が見えにくくなっているという問題です。

常に家の人と一緒にいるから、外に助けを求められない、連絡ができない、こういったことが今実際にあるわけで、ここはしっかりと対策をしていかなければいけませんし、こういうふうに、今、DVや虐待の方々には、とにかく相談してほしいという、積極的な広報が求められているかと思います。両方についてお伺いしたいと思います。

池永政府参考人　お答えいたします。

新型コロナウイルス問題に起因する外出自粛や休業などが行われる中、生活不安、ストレスから、DVが増加したり深刻化したりということが懸念されるところでございます。その問題意識は共有させていただいております。

内閣府としては、三月十六日に、DV相談窓口について内閣府のSNS等で情報を発信し、加えて、先週四月三日でございますが、厚生労働省とともに、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまで、継続的かつ迅速な支援の実施を依頼しました。さらに、四月七日に閣議決定された緊急経済対策においても、DVについて、深夜、休日にも対応できる相談窓口の設置や、電話もできないという環境もあり得ることから、SNSを活用した相談の実施など、相談機能の拡充について盛り込まれたところでございます。

こうした取組を速やかに実施するとともに、DVの被害に遭われた方が相談や支援につながることができるよう、多様な手段を活用して相談窓口等の周知を図ってまいります。

以上です。

渡辺政府参考人　児童虐待の問題につきましてお答え申し上げます。

まず、子供さんが環境の変化によりまして虐待のリスクが高まるのではないかということ、これは私どもも大変重要な課題だと思っております。このため、一斉休校のときの三月四日の時点で、児童相談所や要保護児童対策地域協議会におきまして、支援児童等の状況の変化を把握し、必要な支援を行うよう依頼を行ったところでございます。

また、今般、緊急事態宣言が行われたことを踏まえまして、支援対象児童等の状況の把握を行う体制を改めて確認しますとともに、一斉休校のときに、学校と関係機関との好事例も幾つかございますので、具体的に、例えば、休校期間中の登校日において教職員等が支援対象児童と面会して状況の聞き取りを行うこと、あるいは、学校が配付したタブレット等のICT機器を用いて状況確認を行うことな

ど、具体的な事例も挙げて、こういった体制の強化を改めて通知をしたいと思っております。

さらに、自治体において、SNSを活用した相談窓口を開設すること、あるいは子育て支援の相談窓口等の周知、さらに、国におきましては、児童虐待の通報先でございますいわゆる一八九の周知、こういったことをしっかりと周知をしていくとともに、また、こういった取組をするのに必要な予算ということにつきまして、令和二年度の予算で既に予算化しているものもありますので、そういったあたりの周知も行いながら、関係省庁、地方自治体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

尾辻委員　今、どうしても、新型コロナ対策というのは、家にいてくださいということをお願いしなきゃいけないんですが、その家が安全であるとはやはり限らないわけですよね。家庭によっては、家にいることがやはり一番その方にとって命の危機になったり、子供たちにとって命の危機になる家庭も残念ながらあるのが事実です。そこが見えなくなることがないように、そこはしっかりとつながっていく、そしていろいろな相談がすぐに受けられる体制を整えていく、大事だと思いますので、これはしっかりと対策をお願いしたいというふうに思います。

DVと子供の虐待のところは質問は以上ですので、御退席いただいて結構でございます。

次は、ネットカフェと漫画喫茶についてであります。特に、今、東京都内は、緊急事態宣言で営業自粛を求めるというところに入っているというふうに聞いております。東京都内には、推定では四千人、ネットカフェで過ごしていらっしゃる、つまり住まいのようにして使っていらっしゃる方がいると推定されていて、この方々が営業自粛によって住まいをなくすのじゃないかということが支援団体も非常に危惧をしているところなんです。

あわせて、例えば、今、派遣切りの話とかも出てきておりますから、解雇とかで、住まいも一緒に、寮から出なきゃいけないという方、つまり、住まいを失う方が今ここでたくさん出るんじゃないかということが危惧されているわけです。特に、今回は、年越し派遣村みたいな、そのときはたしか厚労省の講堂を使ったかと思いますけれども、ああいうところで集団での宿泊ということは多分できないので、個室対応が必要になってくる。こういう方々に対してどのように住居を確保されるのかということについてお聞きしたいと思います。

谷内政府参考人　お答えいたします。

緊急事態宣言の発出に伴いまして、今議員御指摘になりましたネットカフェ等の利用制限等が行われまして、住まいをみずから確保できなくなる方が生じる場合に対応いたしますために、その対象地域となる七都府県に対しまして、シェルター等に加えまして、ビジネスホテル、旅館等の開拓による宿泊場所の確保等の対応を行っていただくよう依頼しているところでございます。

東京都におきましては、単独事業で既に五百戸まで確保されておりますけれども、さらなるホテルの部屋の確保等を進めますとともに、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業や無料低額宿泊所等を活用して居場所の確保を図っておられるというふうに聞いております。

また、あわせまして、厚生労働省といたしましては、関係省庁と連携いたしまして、宿泊業関連団体に対しまして宿泊場所の確保に関する協力を要請するなど必要な支援を行っているところでございまして、自治体におきます状況を注視しながら、住まいに不安を抱える方の居所の確保に取り組んでいきたいと考えております。

尾辻委員　今、実際に確保されたのは、東京で五百戸。ほかに確保できた、めどが立ったところというのはあるんでしょうか。

谷内政府参考人　お答えいたします。

正確な数字は今ちょっと持ち合わせておりませんけれども、東京都は、先ほど申し上げましたように、単独事業で五百室ということでございますけれども、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業や無料低額宿泊所のあきがもともとございます。また、ほかの自治体におきましてもそういったものはございますし、さらに、東京都の取組を踏まえまして、ほかの自治体も今動きつつあるということでございますので、今、そういった取組につきまして、我々もよく連携をとりながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

尾辻委員　きょうにも営業自粛と、何か要請のところですよね、要請されてしまったらネットカフェはもしかしたら閉まるかもしれないという状況の中で、四千人とされる人がもしかしたら寝る場所がなくなるんじゃないかという状況が迫っている。正直、これでは間に合わないんじゃないかと危惧しております。

やはり、ここは、国とかもいろいろ施設を持っていらっしゃるわけです、厚労省以外にも。こういうところを活用するということをぜひとも他省庁に働きかけて検討いただきたいと思うんですが、これは大臣にお聞きしたいと思います。

加藤国務大臣　東京都におかれて外出自粛に加えてさまざまな施設の利用制限をすることに関しては、国ともいろいろ調整をさせていただいております。

その中で、ネットカフェ、今御指摘のように、そこに、まさにある意味では宿泊をされて、一定期間住んで、住むと言ってもいいんだろうと思いますが、おられる方もいる、そういったことはこれまでも申し上げているんですが、そ

の上で、都がどう判断されるかということで、まだ最終的には出ていなかったというふうに思いますけれども、いずれにしても、都の方としては五百ということでありますが、先ほど局長からも申し上げたように、当初の、たしか二〇一八年の調査だったと思いますが、四千人ぐらいがそういうネットカフェ等で寝泊まりをされておられる、また、今回の事態でさらにそうした、家を失っている、住むところを失っている方もいらっしゃる、そういったことも含めてしっかりとした対応が必要だということで、さらなる取組も申し上げ、また、それに対しては我々の予算措置もありますから、それをしっかり活用していただきたいと思います。

その上で、政府の施設なんですが、実は、もう既に今やろうとしている軽症者等の場所としてそれぞれの都道府県にお示しをさせていただいておりますので、その中で違う方に活用されるというのは、別にそれを否定するわけではありませんけれども、そういった我々の施設については、使用可能なものについては、名簿を出すように指示をしております。今、出たかどうか、ちょっと確認いたしますけれども、各都道府県にそれをお示ししていく、こういう方針ではあります。

尾辻委員　ということは、それは、いわゆる軽症者の方の待機というか療養場所としての場所を、ネットカフェとかから出された人に対しても自治体は転用可能だという解釈をされて、通知か何かを出されているということでよろしいんでしょうか。

加藤国務大臣　ちょっと、具体的にどういう形で出しているかはわかりませんが、そのときは、ネットカフェを想定しているのではなくて、軽症者の場所として、軽症者等の宿泊療養をする場所としての提示をしようということで作業を進めていたということでありますので、その辺を含めて、それぞれ、もしそれで使うのであれば、むしろ、そこは感染者が入られますから、そこへ今それ以外の方が入る、これは基本的に難しいと思いますので、その辺はちょっとよく調べてみたいと思います。

尾辻委員　できれば、そういう、一緒に使うのではなくて、ネットカフェとかを出された人たちに使えるんだという解釈を、通知か何かを出していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

加藤国務大臣　いずれにしても、まず、それをどういうふうにそれぞれの都道府県が考えておられるのかを確認した上で対応していきたいと思います。

尾辻委員　ぜひともお願いしたいと思います。

ネットカフェ、漫画喫茶については以上で終わりますので、御退席いただいて結構です。

次に、品切れ対策でございます。

実は、町では今いろいろなものが品切れているんです。マスク、消毒液、それ以外にも、実は体温計がない、体温計の電池もない。これはなぜかというと、大体、会社に行くにも、学校に行くにも、皆さんは今体温をはかってくださいと求めているわけですから、そうしたら、実は体温計の需要が伸びてしまった。体温計を使おうと思って見たら、体温計の電池が切れていた。今、本当にドラッグストアに行っても体温計がないんですよ。体温計の電池もないんです。

更に言うと、実は、文科省が、子供たちはやはりマスクが必要ですから、手づくりマスクをつくってくださいということをお願いしました。そうしたら、町から、手づくりマスクをつくっても、きれはあるからつくれるけれども、今度、ゴムがなくなっちゃって、例えば、私の知り合いの子育て世代の人たちは、マスクをつくったんだけれども、どこに行ってももうゴムがない。すごく不安を感じているんですよ。もうあれもこれもない、本当に大丈夫か。

なので、ちょっとここについて、今、急激な需要増に対して供給が追いついていない状況だと思うんですが、こういうことを把握されているのかどうか、また、それをどういうふうにできるのかということについてお聞きしたいと思います。

吉田政府参考人　御質問の中の体温計の部分についてお答えしたいと思います。

体温計は、通常、約七百万本が出荷されていると承知をしております。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に際して、今御指摘いただきましたように、体温を測定することを呼びかけておりますので、メーカーへのヒアリングによりますと、需要が通常の三から四倍に増大しているというふうに聞いております。

体温計の多くは日本企業の中国工場などで生産されておりまして、中国における新型コロナ感染症の拡大を受けて、一時的に生産が縮小いたしました。厚生労働省としましては、二月四日付で、医療機器メーカーに対して各種医療機器の安定供給のために必要な増産を要請しております。私どものヒアリングによれば、現在、一・五倍から二倍程度の増産を行っていただいているというふうに承知をしております。

体温計が入手しにくいということでいろいろなお声をいただいておりますが、消耗品ではありませんので電池はかえていただかなきゃいけませんが、引き続き増産を行うことにより、次第に需給の逼迫は解消できるのではないかと思っておりますが、まず、医療現場など、非常に重要なところといいましょうか、不足することがないように、医療現場などについては、関係者の方々から状況あるいは御意

見を伺って、それに対して対応していく、一方で、なるべく御家庭にある既存の体温計を御利用いただけるように、国民の皆様にも呼びかけあるいは冷静な行動をとっていただけるようなお願いもしてまいりたいというふうに思っております。

大内政府参考人　お答え申し上げます。

ゴムひもについてでございますが、ゴムひものメーカーや卸業者に対するヒアリングでは、ゴムひもの需要が最近大幅に伸びておりまして、布マスク用としての需要が高まっているものと考えております。

経済産業省では、厚生労働省と連携しまして、マスクの供給拡大に取り組んでいるところでございます。国内でマスクを生産しようとするメーカーがゴムひもなどの材料調達に課題を抱えている場合には、求めがあれば関係事業者を紹介するなど、必要な材料の確保の支援に取り組んでおります。

今後も、課題があれば一つ一つ丁寧に対応し、マスクの供給拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

尾辻委員　いろいろなものがなくなりつつあります。政府としてできることをしっかり取り組んでください。

以上で終わります。ありがとうございました。

■第198回国会　衆議院　厚生労働委員会　第20号　令和元年5月22日

冨岡委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。尾辻かな子君。

尾辻委員　立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

昼が終わりまして、トップバッターとなります。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

きょうは、児童虐待防止法、そして児童福祉法改正案についての質問ということですけれども、もう言うまでもなく、児童虐待は、子供たちの育ち、そして命を脅かすものでありまして、しっかりとなくなるように私たちも議論をし、そして、子供だけでなくその親御さんも支援をしていく必要があると思います。

そんな中で、きょうは、野党の方からも法案が提出されております。今、修正協議がされているということでありますけれども、まずは、この議員提出法案の方から御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、虐待を受けた子供への対応ですけれども、どのようにこれから虐待を受けた子供たちを支えていくのか。特に親子分離となった際の受皿は、今、施設から家庭での養育へとシフトをしていくところ、方向性が示されております。児童虐待を受けた児童の保護のためには、受皿として里親の果たす役割、非常にこれは大きいと思います。

里親の拡充について、野党案ではどのような考え方になっているのか、お聞かせください。

初鹿議員　御質問ありがとうございます。

尾辻かな子議員からの里親の拡充についての御質問にお答えさせていただきます。

家庭における養育は子供の健全な育成にとって極めて重要なものであり、児童虐待を受けた児童を始めとして、何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童に対して、家庭環境のもとで養育を提供する里親制度は極めて有意義なものです。

もっとも、現状においては、里親の数が十分に確保されておらず、さまざまな課題を抱えた児童に対応できる里親の数も少ないことから、里親を開拓するとともに、里親への支援を強化することが必要であると考えます。

そのため、本法案では、改正後の児童福祉法第十三条第二項において、各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を一名配置するという基準を法定化するとともに、附則第九条第二項第三号において、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親への委託を促進するための措置について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

また、本法案では、中核市及び特別区に児童相談所の設置を義務づけしておりますが、住民に身近な自治体である中核市及び特別区に児童相談所が設置されることで、里親の開拓や里親へのきめ細やかな支援が図られ、里親の拡充につながるものと考えます。

尾辻委員　先日の参考人でもありましたけれども、明石市で今児童相談所ということをやっておられますけれども、そこでもやはり、身近なところで相談をする、対応することで、里親も非常にふえているという話がありました。これはそこと本当にリンクしているなというふうに思います。

それでは次ですけれども、切れ目のない支援をどうするかというところで、児童虐待を受けた児童について、施設入所等の措置が解除された後、ここもやはり引き続き支援をしていく必要があると思います。

その中で、この切れ目のない支援を野党案ではどのようにしていくのかということについて、お聞かせをいただきたいと思います。

池田（真）議員　御質問ありがとうございます。

御指摘のように、施設入所等の措置を解除された後も引き続き十分な支援が必要な場合が多いと認識しております

が、現行法においては限られた場合における支援にとどまっております。

そこで、本法案の附則第九条第二項第四号において、施設入所等の措置を解除された者に対する自立の支援を充実するための措置について速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとしています。

尾辻委員　これも非常に大事なことだと思います。

そして、今回の議員提出法案の中で、一つ特徴的な、DV防止法の改正案も一緒に提出をされておりますので、そのことについてお聞きをさせていただきたいと思います。

児童虐待防止法では、御承知のとおり、虐待を発見した医師は通報義務がございます。しかし、DV防止法においては、「その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。」できるということになっておりまして、さらに、「この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。」というような条文とされております。

今回、この規定を削って、通報を義務化するということになっておりますけれども、義務化したのはなぜかということについてお答えいただきたいと思います。

阿部議員　御質問ありがとうございます。

確かに、御指摘のように、現行のDV防止法第六条第二項後段では、医師等が通報する場合には、DV被害者本人の意思を尊重するよう努める旨が規定されています。これは、通報を嫌うDV被害者が医師等にかかるのをためらうおそれがあるのではないかと考えられたためであるともされております。

しかし、一方、DVの被害やDVと相互の関連性が指摘される児童虐待の被害については、死亡事案など痛ましい事案がなくならないのも事実です。そして、医師等の治療を受けねばならないほどの負傷や疾病がある場合には、通常、DV被害者の生命又は身体に対する重大な危険が迫っていると考えられます。

このため、DV及びその裏に隠れた児童虐待を防止して、何よりも大切な人の命を守るためには、医師による通報を優先させる必要があると考えたところです。そこで、現行の規定を削り、医師等による通報を義務化することといたしました。

尾辻委員　今までは、DVがあって病院に行っても、結局、それが通告されない、通報されないために、そのまま放置されるというような状況があるかと思います。

このように、今、議員提出の法案の方で、しっかりと通告、通報をすることになると、DV被害者にとってはよりいろいろな支援につながると思いますので、この変更は非常に大事で、重要な点だと私は思います。この方向でしっかりとDV法を改正していただきたいなというふうに思います。

それでは、次は、閣法に対しての質問をしてまいりたいと思います。

まずは、虐待の死亡件数のことについてお伺いをしてまいりたいと思います。

添付の資料でもつけさせていただきましたけれども、警察庁と厚労省で、虐待による死亡数というのが、カウントが違うということがあります。ちょっとこのことについてお聞きしていきたいと思います。

まず、警察庁の方にお伺いしたいと思いますが、警察が把握している虐待による死亡児童数というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

小田部政府参考人　お答えいたします。

警察におきましては、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待に該当する事件として検挙した者のうち、殺人、傷害致死その他の被害児童を死亡させた罪により検挙した事件に係る被害児童数を死亡児童数として計上をしているところであり、平成三十年中の死亡児童数は三十六人となっております。

尾辻委員　添付でいきますと、皆様のお手元の二枚目の資料が警察庁が出している死亡児童数、この一番下のところの表ですけれども、死亡児童数の内訳というふうになります。

警察庁の考え方だと、検挙したというところで出てきますので、死亡児童数の内訳というところを経年変化で見ると、平成十五年、二〇〇三年のときは百三人というところから始まって、十五年、ずっとこうやっていきますと、先ほど言っていただいたように、二〇一八年、平成三十年には、実は死亡児童数が三十六人ということになっているわけです。

これだけを見ると、非常に減少しているというふうに私なんかは捉えるわけですけれども、警察庁としても、これはやはり減少しているというふうに捉えておられるんでしょうか。

小田部政府参考人　お答えいたします。

警察におきましては、一一〇番通報や児童相談所からの通報等により児童虐待事案を認知した場合には、関係機関と連携して児童の安全確保を図るとともに、事案の緊急性、危険性、結果の重大性等を踏まえて、事件化すべき事案について厳正な捜査を行っているところであります。

警察庁の統計におきます数字の推移でございますけれども、その要因につきましては、必ずしも明らかではございませんが、いずれにいたしましても、警察といたしましては、児童虐待事案を認知した場合には、関係機関と連携して児童の安全確保を図るとともに、事件化すべき事案につ

いて厳正な捜査を推進してまいりたいと考えております。

尾辻委員　警察庁はそういう感じなんですが、じゃ、厚労省はどうかというと、一枚目の方になりますが、死亡事例ということでここは出ておりますけれども、なかなか警察庁とは数が違うんですね。

この厚労省の児童虐待の死亡数、ちょっとどういうふうになっているのか、そして、なぜこのように数が違うのかということをお聞かせください。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

配付資料で配付していただいておりますけれども、厚労省で把握しておりますのは、児童虐待の死亡事例としては、厚生労働省の社会保障審議会の専門委員会で把握している数として公表しております。

その数字でございますけれども、配付資料のとおり、直近の平成二十八年度の児童虐待による死亡児童数は七十七人、そのうち心中以外の虐待死が四十九人、心中による虐待死が二十八人となっております。

警察庁の発表と違う要因でございますけれども、一つは、そういう意味では形式になるわけですけれども、厚労省が公表している死亡事例の人数はまず年度単位だということで、警察庁は年単位。

それから、厚労省の数字は各自治体において児童虐待による死亡事例として把握している人数ということで、警察庁は、先ほど説明がございましたけれども、児童虐待事件として警察が立件したもののうち、殺人、傷害致死その他の被害児童を死亡させた罪により検挙した事件に係る被害児童数ということであります。

そういう意味では、年度か年かということ、それから、自治体か警察として検挙したものに係るものかどうかという違いだというふうに考えております。

尾辻委員　どちらの数を見るかというので、現状認識が大分違うと思うんです。

ちょっと調べると、内閣府の子供・若者白書では警察庁の数字を使っているんですね。どちらでもいいんですがお聞きしたいんですが、政府として、児童虐待の死亡数は何人ですかといった場合は、どちらを答えられるんでしょう、政府としてということになった場合。お互いに自分たちの数字をおっしゃることになるんでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

そういう意味では、どういう場面で使うかということでありまして、事件とかそういうものにかかわらず虐待による死亡事例ということであれば厚労省の数字かと思いますし、事件関係ということで数字を使う場合には警察庁の数字かと思います。

尾辻委員　非常にわかりにくいなと思うんですね。

例えば、不思議なのは、心中による虐待死でもかなり数字が違うんですね。例えば、平成二十七年、二〇一五年とかを見ると、厚生労働省だと三十二人になるわけですね。警察庁だと、平成二十七年だと二十人ということで、数が結構違うんです。年度と年の違いとおっしゃっていますけれども、年度と年の違いで十二人も違うのか。結局、比較できないんです、こういった形で。

もしよかったら、心中による虐待死もなぜこんなに違うのかということもお答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

議員御指摘のような観点から厳密な形で数字を比較したことが精緻にはございませんので、正確なことは申し上げづらいわけですけれども、厚労省の数字は各自治体で把握している数、警察庁は事件にかかわる数ということで、そういう意味での違いが基本ではないかなというふうに思います。

尾辻委員　でも、ちょっとかなり数が。

結局、現状がどっちかによって受けとめ方が全然違うことが私は問題だと思っているんですね。つまり、警察庁の虐待死であれば、十五年間にかなり減少していっていて、減少傾向が見えるなというふうに思うんですね。ところが、厚労省さんのを見ると、ここ最近ちょっと横ばいかなという感じなんです。もう少しやはり整理が必要じゃないかというふうに思います。

新聞報道だって大きく変わるわけですよ。警察庁さんが出した発表のときは、虐待死、減りましたと出るわけですよね。でも、ことしの多分八月、夏ぐらいですかね、死亡事例を厚労省が発表したら全然違う結果が出る。ということになると、これまた何か混乱するんじゃないかというふうに思うわけです。

例えば、厚労省さんがこうして出すときに、一応、警察庁さんの数字を一緒に出すとか、警察庁の数字とは違うとか、データ併記とか、何かするべきだと思いますけれども、この辺いかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

厚労省の調査でございますけれども、調査に当たりましては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかにかかわらず、広く虐待による死亡事例として考えられる事例全てについて調査するという前提で行っております。

そういう意味では、私どもの認識といたしましては、虐待死の状況については、近年横ばいということで認識をいたしております。

尾辻委員　私、データを併記していただくなり何か、この数字、違うというところについて書いていただきたいというふうに聞いたんですけれども、いかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

もともと、調査の目的なり性格が違いますので、私どもの調査結果そのものに、何か注書きとか併記するのはどうかなというふうに思いますけれども、発表の際に、警察庁の数字はちなみにこういうものだということをあわせて私どもからお話しするということはできると思います。

尾辻委員　これだけ数が違うと、分析とかも違ってくるわけですよね。なので、ちょっとここら辺、数字の問題は丁寧にやっていただきたい。今まで毎月勤労統計の話とかいろいろありますので、お願いしたいということを言っておきたいと思います。

では次に、人材育成についてお聞きをしていきたいと思います。特に児童福祉司の人材育成ですね。

いろいろな現場のお話を聞きますと、正直、児童相談所に勤務をされる方、児童福祉司の方々は、三日、つまり、赴任して三日でやめたいと思われる方が非常に多い。そして、何とか二年か三年、自分の任期が終わったら異動したいと言われる方が非常に多いんだということを聞いております。それはやはり、児童福祉司の現場が、ハードな相談があったり、介入によって家族からも恨まれるようになる、敵視されるようなこともあるということで、これは非常にやはり神経を使う職業となっております。

勤続年数も、今、三年未満が半数弱という現状の中、特に仕事の中でメンタルヘルスを悪くされる人も非常に多いということを聞いております。なので、まず、この児童福祉司さんたち、休職率がどれぐらいなのか。そして、非常に現場が大変だということをきのうも参考人の方からもるるあったかと思いますけれども、こういう勤続年数も短いということ、このことについてどういうふうに捉えて対策をされていくのかということについて、これは大事なことなので大臣からお聞きしたいと思います。

根本国務大臣　委員がおっしゃられたとおり、児童福祉司の皆さんの負担軽減を図る、これは重要だと思います。

昨年十二月に、児童相談所や市町村の体制強化を図るため、新たなプランを策定して、児童福祉司の二千名増員、全市町村に身近な相談拠点の設置などを進めることとしています。

特に、児童相談所の体制強化のために、現在三千名の児童福祉司については今年度一気に千名増員し、二〇二二年度には五千名体制とするなど、児童相談所の体制を抜本的に強化いたします。この強化することに加えて、児童心理司も二〇二二年度に八百名増加、保健師についても全児童相談所に配置することなどを進めてまいります。

このような取組によって、児童福祉司の一人当たり業務量の軽減を図っていきたいと思います。

あわせて、児童相談所における専門性強化を図って、多角的、重層的な観点からの支援の実施を促進し、これによって児童福祉司にとって働きやすい環境につながるものと考えております。

加えて、児童相談所の児童福祉司等の職員について、ただいま委員からもいろいろな御指摘がありましたが、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となることから、精神的、肉体的負担が大きい業務であること、専門性を有する人材の確保が求められていることに対応するために、手当などによる処遇改善を図る旨、これを本年三月に関係閣僚会議で決定をしております。

具体的には、今後、地方の意見も踏まえながら、予算編成過程において検討していきたいと考えています。

尾辻委員　私は、非常にハードな職場で、メンタルをやはりやられて、メンタルヘルスを悪くされる人も多いんじゃないかということで聞いているんですけれども、この休職率などは把握されていますでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

メンタルヘルスなど精神的な負担による休職率につきましては、把握をしておりません。

尾辻委員　今どんどん人材をふやしていくわけですけれども、現場の大変さというのは、人数がふえたからといって、新人の方がふえるわけですので余計しんどくなる可能性も、もちろん、やはり一時的にはあるわけで、そうなりますと、メンタルヘルスとか、どういうふうにして休職されるのか、休職率が多い職場なのかどうか、これをやはり把握する必要があると思いますが、いかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

今後、処遇改善とかいろいろなことを検討していくわけですけれども、そういった検討をする中で、どのような形で実態を把握できるかどうかについても検討してまいりたいと思います。

尾辻委員　多分、聞けばわかると思うんですね。今休職されている方がいるかどうか、そしてその理由について、聞けばわかると思うので、ぜひ把握していただきたいと思います。ちょっと一言、お願いしたいと思います。把握してください。

浜谷政府参考人　関係自治体の御協力も必要ですので、関係自治体と相談しながら検討してまいりたいと思います。

尾辻委員　よろしくお願いします。

人材育成のところ、中長期的な視点というのはちょっと飛ばして、要望だけしておきます。

参考人の方からも、東京都はついに定員数が埋まらないという現状があるということをおっしゃっていましたし、萬屋参考人からは、四月に来た新人が見習期間もなくてすぐ現場の相談に入る、もうちょっとやはり最初は見習期間

が必要だ、一人前になるにも時間がかかるということがありました。

ぜひ、中長期的な視点に立った人材育成、これは要望をしておきたいと思います。

次に、専門資格化のことについてお聞きしたいと思います。

今、一年以内に結論を出すということになっておりまして、もちろん、児童福祉司さんそして児童虐待の現場にいらっしゃる方々が専門スキルを身につけることは非常に大事なことだということは私も思っております。

一方、現場からは、これについては懸念の声も上がっております。

例えば、今、福祉職でのジョブローテーションをしている、高齢者のところに行ったり、生活保護に行ったり、病院、障害などのジョブローテーションの中で児童福祉の現場にも来て、それでソーシャルワーカーとしてのスキルを身につけていくというようなことをやっているのが、このジョブローテーションができなくなってしまうんじゃないかというような点。そして、五つの専門職団体からは、この専門資格化については懸念の声明が上がっているということもあります。

これは一年と非常に短いんですけれども、こういった現場の声、そして専門職団体からの声、しっかり踏まえていただきたいと思いますが、これも大事なことなので大臣にお聞きしたいと思います。

根本国務大臣　児童福祉司の専門性向上を図ることは重要だと思います。

本法案の附則においては、その施行後一年をめどとして、児童福祉司等の資格のあり方を含めた資質の向上を図るための方策について検討することとしています。

これは、昨年行われた社会保障審議会のもとに設置したワーキンググループにおいて、子供の福祉に関する業務を担う人材の専門性向上のため、大きく二通りの意見がありましたが、子供の福祉に関する国家資格を創設すべきとの御意見があった一方で、社会福祉士等を活用し、養成カリキュラムの充実で対応するべきなど、さまざまな御意見がありました。

しかしながら、人材の専門性の向上及び具体的な方策について検討すべきという点については意見が一致したところであります。今後、国家資格化も含めて、一定の年限を区切って引き続き検討すべきとの取りまとめをいただいているところであります。

検討を進めるに当たっては、関係者の御意見あるいは現場の実情も十分お伺いした上で、国家資格のあり方を含め、人材の資質向上を図るための方策について検討していきたいと考えています。

尾辻委員　しっかりと現場の声とか職能団体の声も聞いていただきたいというふうに思います。

専門化するというのは、ある意味、いいことではありますけれども、そうすると、今度は障害専門の人をつくろうとか、高齢者専門をつくろう、この病気のこの専門の人をつくろうという、何か無限に細分化するような、そういう議論にもなりかねませんので、ここについては慎重に検討いただきたいというふうに思います。

次に、自治体の定数のことについてちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、今聞こえてくる話は、子供の虐待のことを手厚くしていこうということは非常にいいことである、ただ、自治体の現場から見ると、そこに人を集めるためにほかのところから人を異動してもらわなきゃいけないというところが、多分定数の縛りがやはり自治体ごとにあって、なかなか児童相談だけに人をつけようというのが非常に難しいんだというような声も聞こえます。

ですので、まず、総務省にお聞きしたいんですけれども、職員の定数というのは自治体においてどうなっているのか、お聞かせください。

大村政府参考人　お答えいたします。

地方公共団体の職員数についてでございますが、全体としては、平成六年をピークに減少をしてきておりますけれども、平成二十九年には増加に転じておりまして、また三十年については減少といったような状況でございます。

こうした中で、一般の行政部門につきましては、平成二十七年度以降、四年連続で増加をしております。これは、子ども・子育て支援体制の充実ですとか防災体制の充実などに人員を要しているということからでございます。

特に、全体がピークだった平成六年に比べましても、児童相談所等の人員は約一・九倍増加をしておりまして、福祉事務所は約一・六倍増加しているところでございまして、各地方公共団体において、それぞれの住民ニーズに応じて必要な定員の配置を行っていることによるものと認識をいたしております。

また、総務省としても、定員管理に当たりましては、行政の合理化、能率化を図るとともに、現在、地域の実情を踏まえた適正な定員管理の推進に取り組む旨を毎年度通知しているところでございます。

今後とも、今般の児童虐待の新プランなどを踏まえて、地方公共団体において、行政需要に応じた適正な人員配置が行われていくものと考えております。

尾辻委員　ちょっとこれは確認ですけれども、結局、児童福祉司さんがふえたり児童心理司さんがふえることによって、やはり定数の中でやりくりしている自治体が多いということでしょうか。それとも、今の段階でいうと、それでやはりふえているんだということでしょうか。ちょっとこ

こは確認です。

大村政府参考人 お答えいたします。

これは各団体によると思いますけれども、基本的に、各団体は条例で定数を定めておりますけれども、その範囲内で運用していると思います。

やはり、全体としてはめり張りをつけた形での定員管理ということをやっていらっしゃると思いますけれども、先ほど、全体として平成二十九年には増加に転じているということで、そういう意味では、行政需要の増に応じて全体がふえていくということもあるということで、この辺は各団体によると思います。

尾辻委員 私自身は、児童虐待で人員をどんどん、今回でいうと児童福祉司を二千人とか心理司を七百九十人とかふやしていくなら、定数をしっかりふやさないと、自治体の中でほかのところにしわ寄せが行くというような状況がやはり生まれているんだと思うんですね。

厚生労働省、この件についてはどのように捉えているでしょうか。

浜谷政府参考人 お答えいたします。

厚労省といたしましては、近年増加する児童虐待への対応をより適切に行うために、昨年十二月に新プランを決定したわけでございます。

御指摘ございましたけれども、児童福祉司、三千人から五千人、児童心理司も八百人程度増員、それから、市町村の拠点の全市町村整備等々について決定をいたしました。また、これに基づきまして、児童相談所及び市町村の体制強化を図るために、地方交付税措置も講じているところでございます。

こういったことを踏まえまして、各自治体において必要な人材を図って体制強化をすることが必要と考えております。

尾辻委員 地方交付税措置はされていて、それはいいことだなとは思うんですけれども、この定数の部分もやはり見ていかないと、なかなか現場の実態は難しいんじゃないかなというふうに思います。

次に、児童相談所や市町村の児童相談、ここで、今、常勤、非常勤、これはどういう割合になっているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

浜谷政府参考人 お答えいたします。

まず、児童相談所でございますけれども、児童相談所でケースワーク業務に当たっています児童福祉司の配置数につきましては、九九・一%が常勤、〇・九%が非常勤でございます。

市町村でございますけれども、市町村における虐待対応窓口職員につきましては、七三・九%が常勤、二六・一%が非常勤でございます。

尾辻委員 市町村の児童相談において、やはり非常勤の方が非常に多いということを私も聞いておりまして、例えば、東海地方の四十万人規模の市では、家庭児童相談室の組織体制、正規職員が四名、非常勤が十二名の十六名体制だということなんですね。市町村が一義的に責任を担うことになった児童相談への対応は、おおむねここでは非常勤職員が当たっている。児童虐待に対する相談、面接、アセスメントは非常勤職員の仕事になっていて、仕事の負担と責任が賃金を上回っていると感じて人材確保も難しくなっているということがあるんですね。

今聞いたところだと、常勤が七三・九、非常勤が二六・一、でも、この自治体だとこういうばらつきがあるんですけれども、市町村のそれぞれでやはりいろいろ差があるんでしょうか。全体で丸めたら七対三ぐらいになるんでしょうけれども。

この辺はどうなっているのかお聞きしたいところですけれども、質疑時間が終了したと来たので、続きはまた金曜日に質問をさせていただきたいというふうに思います。里親のこととか児童養護施設のことについては、この続きということで、次にさせていただけたらと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

■第198回国会 衆議院 厚生労働委員会 第21号 令和元年5月24日

冨岡委員長 次に、尾辻かな子君。

尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

総理入り質疑の後なんですが、定足数が足りていないと思うんです。確認していただけますでしょうか。

冨岡委員長 着席してください。席に着いてください。今、ちょうどかな。

定数が足りました。どうぞ。

尾辻委員 ちょっと、私の時間が大分これで使われてしまって残念でございますけれども、きょう、修正案も出て、やるということですから、最後までしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思います。

では、質疑の方に参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

おとつい、私がお聞かせいただいた質問の続きをさせていただきたいと思うんですが、市町村の虐待対応窓口職員の常勤、非常勤の割合について聞いたところであります。そこで返ってきたお答えが、常勤が七三・九、非常勤が

二六・一ということでありました。

さらに、この答弁のもとになった状況調査を見させていただきましたところ、政令指定都市や児童相談所の設置市、あと町村を除いた市区を見ると、大体、常勤、非常勤の割合は六対四ぐらいなんですね。都道府県別や政令市別も見させてもらいましたけれども、やはりすごく地域差が大きいなというふうに思います。ですので、非常勤が多いところだと、やはり四割ぐらいを非常勤の方が担っている。

これから、児童虐待への対応というのは市町村が非常に大きな役割を担っていただく、児童虐待を本当にここで市町村がしっかりやっていただくことになるんですけれども、その職員が本当に非常勤でいいのかというのは、私はすごく問題視したいと思っております。

一昨日紹介させていただいた市は、実はちょっと虐待事案もあったようなところなんですけれども、相談窓口の四分の三が非常勤ということでした。恐らく、このような市がほかにもあると思うんです。

児童虐待の最前線を担う人材が非常勤で、所得も低くて、まさにワーキングプアの状態になって、身分も安定しないから勤続できない、経験の蓄積もできない、こういう状況が本当にいいのかということについて懸念をしているところでありますが、このことについて厚生労働省としてはどのように考えておられるでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

市町村における虐待対応につきましては、しっかりとした体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

その上ででございますけれども、具体的にどのような形で雇用するかにつきましては、これは各自治体の判断になりますので、各自治体において適切な対応をしていただくべきものと考えております。

尾辻委員　自治体任せにしないようにこれはしていただきたいというふうに思います。そうしないと、例えば生活保護のケースワーカーさんなんかもそうですけれども、市町村は、どんどんと非常勤の職員、特に福祉職員が非常勤にかわっていっておりますので、ここは、今後ともしっかり追っていきたいというふうに思います。

次に、児童福祉司の配置基準と配置数の差の現状についてお伺いをしたいと思います。

お手元に三枚配らせていただきました。三枚目をごらんいただきたいんですが、平成三十年度、二〇一八年度児童福祉司の配置基準についてということで、児童相談所がある都道府県、政令市ごとの配置数と、どれだけマイナスになっているかということについて表になっております。

私の地元の大阪府、大阪市、これは配置基準の加配がありまして、大阪市では、私、今年度の分も聞きました、二〇一九年度の配置基準が百六十五名、四月一日時点での実配置の人数は九十二名。ただし、係員が異動した後、四月十五日で九名増員して、現在は百二十名だということであります。大阪府の方は、ことしですけれども、表は去年です、四月一日時点で配置基準は三百四十二人だと。実配置数が百九十九人で、百四十三人足りないというふうに大阪府は聞きました。

こういうふうに、地域によっては非常に配置基準の人数がふえた。しかし、この大人数をいきなり、急に採用するのはやはり難しいんじゃないか。私も大阪市の児相さんに行って話を聞かせてもらいましたけれども、やはりOJTによる指導も要りますし、研修というスキルアップもあるので、急に来てもらってもなかなか難しいんだということ、ここは現場からも話がありました。

いち早く増員をと願う一方で、スキルを身につけてもらうにはやはり時間がかかる。ですので、少し時間がかかっても段階的にやはりふやす方がいいのではないかというふうに私は考えます。厚生労働省としてどう考えているのか、お答えください。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

近年の増加する児童虐待に対応するためには、量と質をやはりしっかりと確保しなければならないというのが基本的な考え方でございます。

これまでも何度か御答弁申し上げておりますとおり、昨年十二月に決定した新プランにおきましては、二〇一九年度から四年間で、現在三千人の児童福祉司を二〇二二年度には五千人体制とするというプランでございます。

なかなか自治体において、御指摘のとおり、採用とかは難しいというようなお声もお聞きしておりますけれども、国としても、専門的な人材の確保をしっかりと支援していく必要があるというふうに考えております。

自治体の採用活動を支援するための補助を行っておりますけれども、そのほかに、児童相談所における組織としての専門性の確保が重要ということでございまして、積極的に児童相談所所属経験者の再配置、児童相談所OB職員の再任用、それから個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるような人事異動サイクルでの人材配置、こういった工夫につきまして自治体にも周知をいたしております。

また、日本社会福祉士会等の専門職団体にも働きかけをいたしておりまして、こうした取組によりまして、任用要件を満たす人材の確保を図り、児相の体制強化を図ってまいりたいということでございます。

尾辻委員　ですから、こういうような大量採用のところはやはり段階的にせざるを得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

今回のプランは四年間のプランということでございますけれども、やはり近年の児童虐待への対応件数の増加等を踏まえますと、前倒しでの対応ということが私どもとしては必要というふうに考えております。そのための支援をしっかりと行いたいということでございます。また、専門性の向上に関しましては、今回の法案におきましても、スーパーバイザー任用要件の見直し等も行っております。

要は、若い方々がふえていきますとなかなかマネジメントが難しい、そうしますと、ベテランの方々が核になって若い人たちを支援していく、そういう体制もあわせて構築していくというようなことも含めまして、しっかりと対応をしていかなければならないというふうに考えております。

尾辻委員　現場のこともしっかり考えていただきたいというふうに思います。大阪は特に忙しいところで、本当に新人を研修するのも難しいというところは言っておりますので、もちろんふえなければいけないんですけれども、これだけ、大阪は特に加配が多いので、やはりこういった事情があるところというのは、またそれはそれでしっかり配慮いただいたりサポートいただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

ちょっと質問の順番を変えまして、先にLGBTのことについて、LGBTと里親また児童養護施設、一時相談所のことについてお伺いをしていきたいと思います。

お手元の資料の一枚目に、毎日新聞の記事をお配りさせていただきました。

同性カップルが里親になれるかどうかということについては、二〇一七年の四月、実は大阪市で一例、男性二人のカップルが里親になったということで、報道されております。その際、厚生労働大臣だった塩崎大臣が記者会見で、同性カップルでも男女のカップルでも、子供が安定した家庭でしっかり育つことが大事で、それが達成されれば我々としてはありがたいと述べ、同性カップルを里親として容認、歓迎するような姿勢を示されました。

まず、根本大臣として、LGBTの当事者や同性カップルが里親となることについてどう捉えておられるのか、塩崎大臣と同じように思っておられるのかという捉え方についてお聞きをし、あわせて、この新聞記事の中にもありますとおり、LGBTの方々、私は里親の有力な担い手となる存在であるというふうに思いますが、毎日新聞の二〇一七年四月十六日の記事によると、川崎市、相模原、岡山の三市は、申請、これは多分里親の研修の申請ですね、申請があっても受理するかわからないというようなお答えになっていますし、新潟、京都、熊本、横須賀の四市は、同性であることを児童相談所がどう評価するかわからないというふうに回答しています。また、八自治体の担当者が、適否を判断する審議会でマイナスに評価される可能性があるとの見解を示したと報告をされています。

里親が同性カップルなどであることで子供の福祉が損なわれることはないと考えますが、それについても大臣の御見解をお伺いし、また、現状、同性カップル、LGBTの方々への里親委託は今、実際行われているのかどうかもお答えをいただきたいというふうに思います。

根本国務大臣　委員からいろいろ御質問がありましたが、個々の里親についてLGBT当事者であるかどうか、これは現時点では把握をしておりません。

基本的には、里親については、年齢やLGBTなどを含めた属性などにかかわらず、子供に良好な家庭的環境を提供できるかどうか、これが重要だと考えています。

そして、里親登録の判断、委員御案内でありますが、これは都道府県が行いますが、国としては、必要な研修を受講していること、経済的に困窮していないこと、禁錮以上の刑に処されていないこと、保護が必要な子供への理解や熱意、愛情があることなどを満たすべきことをお示ししております。その意味で、LGBT当事者であるか否かにかかわらず、このような視点で判断されるべきものと考えております。

また、登録された里親に実際に子供の養育を委託するに際しても、里親がLGBT当事者であるか否かにかかわらず、子供の十分なアセスメントやマッチングなどを行って、よりよい家庭的な環境を提供できるようにすること、これが子供の福祉のために重要であると考えております。

尾辻委員　厚労省の里親の要件には、こういうLGBTかどうかというのはないわけです。研修を受けているかどうかと先ほど大臣がおっしゃったとおりですが、この新聞記事の報道によると、申請があっても、つまり里親研修の申請があっても受理するかどうかわからないと言っている市があって、その入り口の段階からどうもシャッターを閉めているような、こういうことがあるわけです。私は、すごく、本当はLGBTの当事者の方々というのは非常に里親として、やはり担い手となれる方々だと思うんですね。

ですので、この辺、同性同士でもこのようにちゃんと里親研修を受けたり里親になれるんだというような発信とか、できれば通知などを出していただきたいんですけれども、いかがでしょう。

根本国務大臣　先ほどもお答えいたしましたが、重要なことは、安定している家庭の中で子供が育成される環境を整えることであったと考えています。

多くの方に里親の担い手となっていただけるように、引き続いて、御指摘の同性同士の場合も含め、単身者や共働き世帯でも里親になれることなどについて、各自治体に通知するほか、幅広い周知啓発に取り組んでいきたいと考え

ています。

尾辻委員　単身と共働きはあったんですが、今、大臣の答弁にはLGBTがなかったんですけれども、それは入るんでしょうか。

根本国務大臣　多くの方に里親の担い手となっていただけるように、御指摘の同性同士、要はLGBTを含め、単身者や共働き世帯でも里親になれることについてということで私は申し上げました。

尾辻委員　今、欧米とかEUでは、こういう同性カップルたちがやはりいろいろな、私もお会いしたことがありますけれども、例えば親御さんが薬物依存でお子さんを育てられない、そういうちょっと困難な事例のお子さんを里親として預かるとか養子縁組するとか、そういうことがあります。

日本で今、里親が足りないと言われる中で、本当にこの同性カップルやLGBT当事者の方々というのは里親の重大な担い手になるという認識を持っていただきたいと思いますし、塩崎大臣が大臣のときにお答えされた、やはり我々としてはありがたいんだ、そういうメッセージをしっかり出していただきたいと思います。

もう一度だけ大臣にお答えいただきたいと思います。

根本国務大臣　私は、先ほども申し上げましたが、幅広い周知啓発にこれからも取り組んでいきたいと思います。

尾辻委員　塩崎さんがありがたいと答えていただいているのに、大臣は周知啓発ということですから、ぜひとも周知啓発に頑張っていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

さらに、一時保護所や児童養護施設におけるLGBTの児童についてお聞きしたいと思います。

もちろん子供たちにもLGBT当事者がいるわけです。例えば、一般社団法人レインボーフォスターケアという団体が児童養護施設にアンケート調査をされました。二百二十の児童養護施設から回答があって、四割以上にLGBTなど性的少数者と見られる子供がいたという結果が出ております。それが、二枚目のところにつけている新聞記事であります。

その中では、実は入所拒否事案も報告されている。ある施設で、MTFトランスジェンダー、つまり戸籍上男の子だけれども女の子として生きていくトランスジェンダーの児童を、児童相談所から依頼があったけれども、うちでは預かれないということで断ったと回答し、この児童は、他の施設にも断られ、養育が困難とされたはずの実家に結局戻ったというようなことがあって、実は、LGBTの子供たちが児童養護施設の中でさまざまな困難を抱えているんじゃないか。この調査の中でも、例えば周囲のからかいの対象になったとか、集団入浴で裸を見られるのを嫌がったとか、そういうような実際の話も聞こえてきております。

また、今度は一時保護の方ですけれども、一昨日の高橋委員が配付された資料にありました、厚労省の平成三十年子ども・子育て支援推進調査研究事業の一時保護の第三者評価に関する研究報告書でも、回答された百五の一時保護所のうち、「LGBT等配慮が必要な子どもへの対応」への回答として、「受入れることは難しい」という割合が最も高くて二九・五％、次いで「受入れた経験があり、対応を行った」が二七・六％という結果が出ています。

一時保護ができないとか児童養護施設に入所できない、では、この子供たちはどこに行けばいいのか。しっかりと受け入れるための取組を進めていく必要があると思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

根本国務大臣　今議員御指摘の調査結果は、今議員から御紹介いただきましたが、平成三十年度に実施した一時保護の第三者評価に関する研究報告書に掲載されていると認識しております。

この調査研究では、あわせて、一時保護所における第三者評価の手引き、これも作成しております。この評価指標においても、性的アイデンティティーへの配慮などが評価項目として設けられております。

また、特別な配慮が必要とされる子供たちを適切な環境で一時保護を行うことができるよう、今年度予算においては、一時保護所の施設整備において個室整備をする場合の加算を拡充いたしました。

さらに、三月の関係閣僚会議で決定した児童虐待防止対策の抜本的強化においては、一時保護所の環境改善、体制強化などに向けて、「一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。」「一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。」こととしております。

尾辻委員　その配慮のところには性的マイノリティーの児童も入るということでよろしいでしょうか。

根本国務大臣　先ほど申し上げましたが、その評価指標の中で、性的アイデンティティーへの配慮などが評価項目として設けられております。

尾辻委員　一つ、やっていくんだという話なんですけれども、やはり研修なども大事だと思うんですね。

そして、厚労省が実は一回、事務連絡を発出されていまして、「児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について」というのを私もきのういただきまして、それを見させていただきました。実は、中身はほとんど書いていないというか、文科省の取組、LGBT児童生徒に対する文科省の配慮

を参考にしてねとしか書いていないんです。これではちょっと、余りにやはりお粗末ではないか。

今回、調査をされましたし、指標もつくられる。民間団体の調査もあるわけですから、しっかりと一時保護所、児童養護施設で受け入れるための対応について、中身を書いてもう一回事務連絡をするべきだと思いますが、これはいかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

今度、評価指標もできましたので、御意見、委員の御指摘も踏まえ、どのような対応が可能か検討させていただきます。

尾辻委員　一時保護所、児童養護施設、なかなか今、現状では難しいというところもある、そこは進めていくということなんですが、だからこそ、やはり里親も必要なんです。これが最初の質問のところに返ってくるわけですけれども、当事者の里親がいれば、もちろん当事者でなくてもいいですけれども、理解があるわけですよね。それはやはり、理解やサポートがうまくいく場合もあると思うんです。それとか、虐待を受けた子供たちの中には、例えば男性が怖い、男性と一緒だとしんどいんだという子もやはりいるわけです。そうすると、女性同士の里親の方がその子供にとってはいい環境になったりもするわけですので、ここは、里親の話、児童養護施設、一時保護所のLGBTの子供たちへの対応とつながってくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

あと五分なので、少しちょっと順番を変えます。お聞きしておきたいことということで、ちょっとDVのことについてお聞きしておきたいと思います。

DVの相談対応をする婦人相談員の身分ですね。先ほどは児童虐待の相談の方々の常勤、非常勤の話をお聞きしました。現在のDV相談を受ける婦人相談員の常勤、非常勤の現状、また勤続年数はどうなっていますでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

婦人相談員につきましては、売春防止法におきまして、都道府県は配置が義務、市区は任意となっております。

配置状況につきましては、平成二十九年四月一日現在で、都道府県に四百六十六人、市区に九百八十一人、千四百四十七人でございます。

まず、この千四百四十七人のうち、常勤、非常勤の別でございますけれども、常勤が二百九十五人、非常勤が千百五十二人でございまして、七九・六％が非常勤、常勤は二〇・四％でございます。

また、この四月一日現在における婦人相談員の在職年数でございますけれども、まず都道府県でございますが、三年未満が四八・九％、三年以上五年未満が一六・五％、五年以上十年未満が一六・五％、十年以上十五年未満が一一・二％、十五年以上二十年未満が五・〇％、二十年以上が一・九％ということでございまして、比較的短い傾向だと思います。

また、市区におきましても同様の傾向でございまして、三年未満が四七・〇％、三年以上五年未満が二三・七％、五年以上十年未満が二〇・八％、十年以上十五年未満が六・一％、十五年以上二十年未満が一・七％、二十年以上が〇・七％でございます。

尾辻委員　やはり八割の方が非常勤で、三年たたない人が約五割ということなんですね。これから児童虐待のこと、やはり後ろには暴力、DVなども一緒に絡んでいる話が多くなる中で、その対応をする婦人相談員の身分がこれで本当にいいのだろうか。そして、今後は会計年度任用職員にもなっていくわけですよね。そうすると、また雇いどめの話なんかも出てくるわけです。

処遇改善、そして雇いどめにならないような通知、こういうことが必要かと思いますが、いかがでしょう。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

DV被害など、女性を取り巻くさまざまな問題は、年々増加するとともに深刻化しております。婦人相談員につきましては、高い専門性と切れ目のない継続的な相談支援を行うことが求められていると考えております。

こうした実態を踏まえまして、厚生労働省といたしましては、ことし三月一日の全国会議におきまして、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇や配置の拡充について適切に検討していただくようお願いいたしますとともに、能力のある婦人相談員が理由なく雇いどめされることがないように、継続的に雇用に配慮するよう地方団体にお願いをしております。

さらに、婦人相談員の任用につきましては、任期の定めのない常勤職員、あるいは非常勤職員、それから会計年度任用職員等のうちいずれが適当かにつきましては、職務内容、勤務形態等に応じまして、基本的には各地方公共団体におきまして適切に判断されるべきものと考えておりますけれども、厚生労働省といたしましては、引き続き適切な任用をしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

尾辻委員　ちゃんと把握もしていただきたいと思います。

やはり婦人相談員の方々の身分やまた給与とかがしっかり安定しないと相談業務はできませんので、ここをしっかりお願いしておきたいと思います。

最後の一問に行きます。児童養護施設の小規模化の話を一点だけさせてください。

児童養護施設の小規模化ということで、地域のファミリーソーシャルワーク拠点を目指す、この方向性は私も賛

成であります。

ただ、じゃ、現場からどういう声が聞こえてくるのかというと、定員が四十人を割ると栄養士がいなくなる、二十九人で家庭支援専門相談員がいなくなる、十五人で看護師がいなくなって、十人を割ると心理職がいなくなるということで、専門職によるファミリーソーシャルワークを担う人材がどんどんいなくなっていくという、全く逆のことが起こっているということを言っておられます。

できれば、やはり専門職配置に係る人数要件を廃止していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

児童養護施設におきまして小規模かつ地域分散化を進めるに当たりまして、施設全体の定員規模を維持しつつ、生活単位を小規模かつ地域分散化する場合におきましては、専門職の人数要件は、施設全体の人数を用いて加算認定を行いますので、現在と状況は変わらないわけでございます。

一方でございますけれども、里親委託の推進等に伴いまして施設全体の定員規模が縮小される場合には、加算対象となる児童等の減少によりまして専門職の配置が困難となる場合も想定されます。

そういう意味では、専門職の人数要件については今後検討すべき課題と考えておりまして、今後の施設の役割、あり方を考えながら、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

尾辻委員　しっかりと検討していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

■第198回国会　衆議院　本会議　第26号　令和元年5月28日

議長（大島理森君）　尾辻かな子君。

〔尾辻かな子君登壇〕

尾辻かな子君　立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。（拍手）

冒頭、本日、川崎市のスクールバス停留所前で小学生らが次々に刺され、十八人がけがをして運ばれ、そのうち小学六年生の女の子と三十九歳の男性が亡くなる痛ましい事件が起きました。心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い回復をお祈り申し上げます。本当に悲しく、心が痛みます。心のケアなど、しっかり対応をしていただきたいと思います。

会派を代表して討論に入る前に、一言申し上げます。

令和の時代になり、初の国賓となったトランプ大統領が本日帰国されますが、ゴルフ、大相撲、居酒屋での接待外交を展開した成果は何だったのでしょうか。

日曜日には、トランプ大統領が自身のツイッターに、日本との貿易交渉は大きく進展している、特に農業や牛肉の分野だ、大部分は日本の選挙の後だ、大きな数字を期待していると、日米貿易交渉の進展について書いています。ゴルフをしながら、安倍総理はどのような話をされたのでしょうか。

共同記者会見でも、トランプ大統領が、貿易交渉について、八月には発表できると思うと発言をされています。

期限つきで方針を決めたのなら、参議院選挙の前に予算委員会等で説明していただく必要があります。重要な方針を隠して参議院選挙に臨むのは、国民に対するだましではないでしょうか。

また、十三日の内閣府発表の景気動向指数は、六年二カ月ぶりの悪化となりました。二十四日に発表された五月の月例経済報告は、輸出や生産の弱さが続いていると、景気判断を二カ月ぶりに引き下げました。この状況が消費税を増税できる経済状況なのか、安倍総理は説明する義務があるはずです。

開催を求めている予算委員会は一向に開かれず、本日で与党の審議拒否は八十八日となりました。通常国会における予算委員会の開催日数は、二〇〇一年からの十九年間で最低の十五日です。開かれて困ることがおありなのでしょうか。速やかに予算委員会を開くことを強く求めておきます。

それでは、ただいま議題となりました児童福祉法等改正案に対しまして、修正案、修正部分を除く原案ともに賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、今回、私たちが提出した対案の内容を踏まえた修正がなされました。修正案の取りまとめに御尽力をいただいた各会派の皆様に、心から御礼を申し上げます。

必要な政策は与野党問わず法案に取り入れていく、このような形が国会のあるべき形の一つではないでしょうか。

昨年三月に、目黒区に住む五歳の船戸結愛さんが虐待で命を落としました。五歳で、もうお願い許してと書いた結愛さんの気持ちを思うと、そのSOSを見逃したことは本当に悔しくてなりません。

この事件を受け、昨年、私たちは、児童相談所強化緊急法案を提出し、児童福祉司の増員、各関係機関の連携を求めました。このときに法案審議に応じていただき、法律改正ができていたら、ことしの千葉県野田市で起きた十歳の栗原心愛さんの事件は防げたのかもしれません。

虐待から子供たちを守り、保護者を支援しようと、児童相談所を始め関係機関の関係者の方々がきょうも全力で取り組んでおられます。他方、今も一週間に一人のペースで子供たちの命が虐待で奪われている現状があります。私た

ちは、この状況を変えなくてはなりません。

今回の修正案で進んだ四点をお話しいたします。

一点目は、加害者プログラムです。

児童虐待を行った保護者に対する指導等として、都道府県知事又は児童相談所所長が、児童虐待を行った保護者に対して、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学知見に基づく指導を行うよう努める努力義務規定が入りました。ノウハウを持った専門人材や団体と連携し、意思のある保護者に対して有効なプログラムを提供することで、暴力に訴えることをやめ、家族再統合を進めていくことができるようになります。

二点目は、児童相談所と関係機関との連携強化として、児童虐待防止法第四条に、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関を例示し、児童虐待対応の連携を具体的に各機関に求めるよう書き込むことになりました。

さらに、児童虐待を受けた児童が転居した場合に、児童虐待を行った保護者に対して、転居の前後において指導、助言その他必要な支援が切れ目なく行われるよう、転居先の児童相談所長に速やかに必要な情報の提供を行うものとする規定が盛り込まれました。これにより、転居によって支援が届かなくなる事態を避けることができます。

三点目は、本法施行後二年を目途とした、児童の意見が尊重されるための仕組みに関する検討規定について、児童の意見を聞く機会の確保、児童の権利を擁護する仕組みの構築を検討規定として明記することになりました。

子どもの権利条約批准から二十五年、子供の意見表明権をしっかり担保することが求められています。先ほどの結愛さんも心愛さんも、助けてほしいと声を上げていたのに、その声を受けとめることができませんでした。その必要性を強く訴えた野党の修正を受けて、この失敗を繰り返さないよう、二年の間にしっかり検討して、仕組みを構築することを求めておきたいと思います。

四点目、ＤＶ、配偶者等からの暴力についてです。

児童虐待とＤＶは密接な関連性が指摘されています。今回、通報の対象となるＤＶの形態及び保護命令に係るＤＶ被害者の範囲の拡大について、本法の公布後三年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずることになりました。

野田市の事案では、母親が精神的ＤＶを受けていた可能性が指摘されています。精神的ＤＶや性的ＤＶも通報、保護命令の対象となるよう検討を進められることになったのは大きな前進だと思います。また、身体的ＤＶを診察した医師の通報義務についても検討をお願いしておきます。

さらに、ＤＶ加害者の地域社会における更生のための指導及び支援のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定が加わりました。有効性ある加害者更生プログラム実施に向け、これもしっかり検討をいただきたいと思います。

今回、修正案に盛り込まれず、次回への課題となった部分についても指摘をしておきます。

中核市、特別区への児童相談所の設置義務化はかないませんでした。妊娠届を受理する自治体に児童相談所を置くことで、住民に近い場所で切れ目ない支援を実現することができます。特に中核市において進んでいない児童相談所設置については、財政支援、人的支援を更に積極的に行うことを強く求めておきます。

親権者による体罰について、私たち野党案では、民法八百二十二条の懲戒権の規定について、児童の権利の擁護に関する国際的動向を勘案し、懲戒権の規定の削除を含めた検討を早急に講ずることにしておりましたが、政府案のまま、二年を目途に検討となりました。子供への虐待をなくすためには、懲戒権の規定は一刻も早く削除すべきです。二年ではなく、今すぐ始めてください。

二十四項目の附帯決議を全会一致でつけております。これについても検討、実施をお願いしておきます。

船戸結愛さんの、お願い許してと書いたメモ、そしてその声に、ＳＯＳに応えられなかったことを、私たちは決して忘れません。栗原心愛さんの、先生、どうにかできませんか、うちには帰りたくない、この声に応えられなかったことを決して忘れません。

私たち立憲民主党は、子どもの権利条約にうたわれている子供の意見表明権を担保し、その声をしっかり聞き、寄り添うことで、次の虐待の犠牲を生まない努力をし続けます。

子供は、生まれてくる場所、親を選ぶことはできません。だからこそ、どの子もひとしく守られ、安心して育つことができる環境をつくらなくてはなりません。今後とも、児童虐待をなくすための提案を続けてまいります。

以上の理由から、子供の命を守る努力を一層進める本法案の修正案、修正部分を除く原案ともに賛成であることを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

■第198回国会　衆議院　厚生労働委員会　第12号　平成31年4月24日

冨岡委員長　次に、尾辻かな子君。

尾辻委員　立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは一般質疑ということで、どうぞよろしくお願い

を申し上げたいと思います。

まず、私の方から一つ確認をさせていただきたいと思うんですが、前回もちょっと確認をさせていただいた一型糖尿病の障害年金支給をめぐる裁判、四月十一日、大阪地裁で判決があったということで、先日、新聞には控訴しない方針を固めたという報道がありました。

これについては事実でしょうか、大臣、お答えください。

根本国務大臣　今回の判決は、障害程度の認定の適否自体について判断したものではなくて、支給停止処分の通知書に記載した理由が不十分な記載であり、行政手続法に違反するとされたものであります。

今、控訴するのかどうかというお話がありましたが、これは、現在、関係省庁と協議中であります。

尾辻委員　いや、あしたが控訴の期限なんですね。ここまでに控訴しなければ確定ということになるんですが。

では、新聞報道をした新聞社に抗議などはされているんでしょうか、誤報ということで。

根本国務大臣　報道というのは、いろいろな報道をするわけでありますが、抗議はしておりません。

尾辻委員　まず、一つは控訴をしないように再度求めておきたいと思います。

この裁判の内容については、今回、判決は行政手続法の方で出ましたけれども、そもそも、やはり障害年金支給をいきなりとめるということ自身に私は問題があると思っております。今度時間があるときに、まず控訴するかしないかはっきり決まった後で、また質疑をさせていただきたいというふうに思います。

きょうは有料老人ホームのことについて、特に一時金の問題についてお伺いをしていきたいと思います。

配付資料を配らせていただきました。ことし一月に、首都圏で有料老人ホームなど三十七施設を運営していた未来設計が民事再生法の適用を申請し、経営破綻をしました。介護施設では過去最大規模となる経営破綻となっております。

この事業自身は、創生事業団が未来設計の持ち株会社を買収して、施設自身は運営が続けられているということでありますけれども、この未来設計においては、創業者が毎年三億円前後も役員報酬として受け取っていた、また、この多額の役員報酬の支払いで財務状況が悪化し、入居者から預かっていた入居一時金二十六億円が消失をしたというふうに新聞報道をされています。

結局、入居者の遺族や退所された方が、入居一時金が戻ってこない、そして、これから退所される方も多分入居一時金が戻ってこない、こういう状況が今生まれているということです。

こういうことに対処するために、現在、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第二十九条七項で前払い金の保全措置を講じなければならないというふうになっておると思います。

まず、今、全国でこのような前払い金の保全措置を講じている有料老人ホームはどれぐらいふえてきたのか、この割合について教えてください。

大島政府参考人　有料老人ホームへの前払い金の保全措置が義務づけられましたのは、平成十八年からであります。それの適用となる有料老人ホームが全国で一万一千五百四十一カ所、昨年の六月三十日時点ですが、ございます。このうち、前払い金を徴収している有料老人ホームは千四百四十カ所でございます。このうち、保全措置を講じていない有料老人ホーム、五十九件でございますので、ちょっと済みません、引き算して割る計算をしておりませんけれども、九十何％は講じているということになろうかと思います。

尾辻委員　義務化されても、まだ五十九件保全措置がないということですので、これは、義務化されているわけですから、全てのところがまず保全措置を講ずるようにぜひとも指導していただきたいと思います。

では、保全措置を講じている内容についてなんですけれども、どのような保全措置をしているのかというところでいくと、例えば銀行とか信託とか保険とか、いろいろなやり方があります。

その中では、例えば全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度、こういうことを使っているところもあると思いますので、どれぐらいの施設がどういう保全措置をしているのか。特に、この全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度を使っている施設はどのぐらいの割合であるのか、どのぐらい数があるのか教えてください。

大島政府参考人　今委員御指摘のとおり、保全措置の内容として四種類ございまして、銀行による連帯保証委託契約、信託銀行による信託契約、保険会社による保証保険契約、それから全国有料老人ホームが提供しておりますいわゆる入居者生活保証制度、この四つがございます。

それぞれ、件数でございますが、まず銀行の契約が五百六十六件、信託銀行による信託契約が三百七十件、保険会社による保険契約が九十二件、全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度が三百三十五件でございまして、全体でいえば二三％でございます。

尾辻委員　二三％が全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度を使っている。今回は、未来設計でもそこを使っていたわけですけれども。

では、全国有料老人ホーム協会と厚生労働省の関係というのは一体どういう関係になっているのかということについてお答えいただきたいと思います。

大島政府参考人　まず、有料老人ホーム協会ですが、こちらは老人福祉法上の規定がございまして、業務としましては、有料老人ホームを運営するに当たり、老人福祉法その他の法令の規定を遵守するための会員、これは個別の有料老人ホームのことでございますが、会員に対する指導、勧告その他の業務、会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、入居者の立場に立った処遇を行うための必要な指導、勧告その他の業務、会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決が業務でございます。

厚労省の関係におきましては、この老人福祉法におきまして、まず、「協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。」という規定がございます。厚生労働大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができます。

また、同じく、老人福祉法の規定に基づきまして、厚生労働大臣は、必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされております。

尾辻委員　ということは、厚生労働省は管理監督できる立場にあるということだと思うんですけれども。ちなみに、これは老人福祉法第三十条に規定されているかと思います。

この第三十条に規定されている団体というのは、この全国有料老人ホーム協会一つだけだということでよろしいですか。

大島政府参考人　一つでございます。

尾辻委員　それでは、具体的に未来設計の案件について入っていきたいと思います。

まず、今、未来設計は、有料老人ホームの運営等をされているんですけれども、何人ぐらい入所者さんがいるのか。つまり、これからもしかして退所されたり死亡されたときに一時金が返ってこなくなる可能性のある人は何人ぐらいいるのか。そして、今現在、一時金の返還義務が生じている方々、遺族の方もおられると思うんですけれども、どれくらいおられるのか。この個別の件を把握されているかどうかお答えください。

大島政府参考人　未来設計は、先ほど委員御指摘のように、全国有料老人ホーム協会の会員であるため、協会を通じて可能な範囲で情報を得ています。

三月時点で三十七施設ございまして、入居者は千八百四十三人です。

前払い金は、償還年限があります、例えば十年とか八年とか。その償還年限を過ぎると前払い金として返還する部分はなくなってまいりますので、もしかしてこの千八百四十三人の方の中で償還期限が過ぎていらっしゃる方もあるかもしれません、そこはちょっとわかりません。

それで、今実際に、人数として死亡又は退去して返還金の支払いをまだ受けていらっしゃらない方が、三月二十六日時点において二百六十二人と聞いています。

尾辻委員　二百六十二人、今いらっしゃるということ。

今の御説明だと、償還の話のときに、償還の期間が終わっている人もいるというふうにおっしゃったと思うんですが、ただ、ここの未来設計は、全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度を使っている。そうなると、ここは退去、死亡等で入居契約が終了するまで当初の保証金額を保証するということになっていますから、今の御説明ではちょっと整合性がとれなくなると思うんですが。

大島政府参考人　失礼しました。

確かに、償還とは関係ありませんので、そのとおりでございます。

尾辻委員　お手元の新聞資料を見ていただくと、今既に死亡や移転で退去した約百二十人分の四億円余りの一時金が返せなくなっているということがここには報道されているわけです。

実は、こういった企業の破綻があるから入居一時金の保全措置を講じるように、今回の未来設計の場合は有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度があるわけです。

しかし、今回問題になっているのは、この有料老人ホーム協会の保証制度では死亡とか移転退去した人に保証金が出ない。本来であれば、そのためにわざわざこういう保証制度をつくっているし、保全措置をするように厚労省も言っているのに、現実としては今こういうような状態で、お金が返ってきていないんですね。

それはなぜかというと、有老協、有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度がほかの銀行とか信託会社とかとは違う発動要件になっているんです。

この内容が、条件として、入居契約期間中に、ここでありますと、下記の保証事由のいずれかの発生によりホームの入居者全てが退去せざるを得なくなったときというふうになっているので、今回の未来設計の場合は、入居者の人全てが退去しているわけではないので保証金を支払う対象にならないということになってしまったわけです。

更に言うと、ここで、今、任意退去や死亡等による入居契約終了日から六カ月が経過するまでというふうにちょっと条件が変わりましたが、これは一昨年に変わっただけで、それまでは退去したらすぐに保証の対象外になっていたということで、実は、この制度では入居者が払った入居一時金が返ってこない、何のためにこの制度があるのだという

状況になっているわけです。

この未来設計の破綻、入居保証金が戻ってこないという事態、つまり、この保証制度が機能しなかったという事態については把握されておられますでしょうか。

大島政府参考人　全国有料老人ホーム協会が実施しております入居者生活保証制度でございますが、保証約款というものがございまして、その保証約款の記載では、今委員も御指摘でもありましたが、次のいずれかの事由により入居者の全てが退去せざるを得なくなった場合ということでありまして、次のいずれかの場合には、民事再生ですとかあるいは全てのサービス機能が停止した場合というのがございまして、そこには該当するわけでございますが、入居者の全てが退去せざるを得なくなりというここの要件がございますので、みずから自主的に退去した方は対象にならない、あるいは死亡した方も対象にはならないという保証約款になっております。

尾辻委員　これは大問題だと思うんですね。

しっかりと保全するように義務づけておきながら、そこに指定をされている保証制度を使ったら保証金が返ってこないということ、これは私は大問題だと思います。

ですので、まず、これについては問題だという意識、今この制度に問題があるという意識はお持ちかどうか、お答えいただきたいと思います。

大島政府参考人　今申し上げましたように、この入居者生活保証制度では、入居者の全てが退去せざるを得ないということで、みずから退去した場合は対象にならないとなっております。

その一方、逆に、先ほど償還の話がございましたが、銀行による連帯保証の場合は、償還済みの方には支払わないのが通常でありますが、こちらの制度ではそういった場合でも支払うという、そういった少しでこぼこな規定になっております。

厚労省では、平成十八年からこの保全制度が始まりましたが、この入居者生活保証制度はそれ以前からありました。その当時、こういう制度は余りなかったわけです。銀行とかでそういう契約を提供されておりませんで、この当時から、前からあったものを、この平成十八年の保全制度の導入の際も、そういった意義を認めて保全措置の一つとして認めてきているところでございます。

今の段階でこれをどういうふうに評価するのかということでございますが、現在の取扱いが入居者の方に対してあらかじめちゃんと広報されていたのか、こういったことをまずは業界に対しては指導していくことは必要かなと考えております。

尾辻委員　いや、この制度が、今回破綻したけれども事業がほかの会社で買収されたときに、全くとしてきかないということは、もともとの老人福祉法で定めた、保全措置を講じなければいけないと言っているにもかかわらず、保全措置にならない、穴があったわけですから、やはり私はこの保証制度を変えるか若しくは保全の措置ということに認めないか、どちらかにしなければいけないと思うんですよ。まずそれが一つ。

じゃ、この入居金が返ってこない人たちをどのように救済をされるのか。それをどう考えておられるんでしょう。

大島政府参考人　委員御指摘のような今回のケースをどう受けとめるかにつきまして、もともとこれは民民の契約で、国ももちろん監督しておりますが、債務をどのように保全するかという観点でこれまで運用して、その推移を見ていたわけですので、今回の取扱いを踏まえどのような形態を考えるかというのは今後の検討事項の一つと思いますが、現時点におきましては、既に民民の契約に基づいて、その中の扱いでありますので、ここはまさに民民において、今民事再生手続ということが行われておりますので、その中での対応ということにならざるを得ないのではないかなと考えております。

尾辻委員　結局、入居者や入居者の家族が保証制度があるから大丈夫だよと安心していたのにお金が返ってこないということになっているということを、しっかり受けとめていただきたいと思います。

この有老協の入居者生活保証制度、一九九一年にできていますけれども、新聞報道では、保証金が出たのは三件で、三十七人分、一億八千四百八十万円と報道にあります。こういう事実は厚生労働省として把握していますでしょうか。

大島政府参考人　三十七名、金額約二億円というのはそのとおりでございます。

尾辻委員　ということは、ずっと九一年からやっているけれども、ほとんど発動されていないということですよね。

一方で、施設側から支払われる拠出金は年六億から七億が有老協に入ってくるわけですよ。それを資産としてプールされているんじゃないかと。そこから毎年三億円は再保険の形で保険会社に支払われているが、有料老人ホーム協会には資産が五十二億積み上がっているという報道がされています。これは事実でしょうか。

大島政府参考人　全国有料老人ホーム協会の保証事業に係る積立て引き当て資金として、御指摘のとおり五十二億円ございます。この五十二億円につきましては、今の再保険の将来の支払いに備えるもの、それから保証金の支払いに備えるもの等として積み立てるものと聞いております。

尾辻委員　この制度は非常に問題があるんじゃないでしょうか。

ちなみに、厚生労働省出身者の方が有老協に職員や役員

としてどれぐらい在籍をしているのか。過去十年ぐらい、有老協に行った厚生労働省の職員は何人ぐらいいて、どのようなポストについているのか、お答えください。

大島政府参考人　現役出向は過去十年ございません。OBの就労は、今現在、一名、専務理事としております。過去十年は、済みません、その点についてはちょっと調べが間に合っておりませんでした。

尾辻委員　厚労省出身者も入っている、そして管理監督もできている、それでこういう問題が今あるということについて、これは、私はやはり改善をしていくべきだと思います。

特に、この保証制度については、これでは、お金を取っているけれども、いざというときに入居者を守らないという制度になっていると思うんですね。再検討すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

根本国務大臣　私も、この問題については、今もやりとりがありましたけれども、前払い金の保全措置を入居者生活保証制度として実施している。これは、この制度のたてつけが、倒産などで継続居住が困難となった場合のみ金銭保証をする、こういう目的で、そういうたてつけなので、ですから、みずから退去した場合は対象とならない、こういう仕組みになっている。

一方で、銀行等による連帯保証の場合には、そこは対応が違うわけですが、この入居者生活保証制度というのは、前払い金が償却済みであっても倒産した場合は保証金を支払うという、ここは入居者側のメリットがあるという仕組みになっているんだろうと思います。

その意味では、保証制度要件の見直しを行うかどうか。基本的には、先ほど局長から答弁がありましたが、全国有料ホーム協会において検討すべきことではありますが、その際には、利用者の負担への影響などにも配慮が必要になるのではないかと思います。

そして一方で、基本的には、入居しようとする方が前払い金の保全措置の内容を十分に理解することが大変重要だと思います。入居時等における保証制度の要件の説明を徹底するよう、まず協会には指導していきたいと思いますが、この制度のたてつけがいいかどうか、ここはいろいろな議論があるところだと思います。

尾辻委員　とにかく、入居者全てが退去せざるを得なくなったときしか発動できないということになると、今回のようなときには返ってこないわけです。これはやはりすごく問題だと思いますので、検討していただきたいと思います。

そもそも、この創業者の人が三億円も報酬を得ていたとか、過去八年間で二十二億円も報酬を得ていたというのは、明らかに行き過ぎなんですね。本来であれば、会計監査をもう少ししっかりと、外部の目が入るようにしなければいけないと思います。

この事件をしっかり見て、今何が足りないのかということ、そして、足りないことをしっかりとカバーするようにしていただきたいということをお願いして、私の質問としたいと思います。ありがとうございました。

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第26号　令和3年6月9日

尾辻委員　次に、精神病院における、精神病床における身体拘束について、お聞きをしていきたいと思います。

今日は、この問題に長年取り組んでこられた杏林大学の長谷川利夫先生も、そこで、傍聴に来ていただいておりますので、しっかりとお答えをいただきたいと思います。皆さんに配付した新聞記事のインタビューの先生であります。

まず、現状をお聞きします。全国の精神病床で身体拘束を指示した入院患者というのは一年に何人ぐらいいらっしゃるのか。また、それが増加傾向なのか減少傾向なのか、お聞かせください。

赤澤政府参考人　お答えいたします。

お尋ねにつきまして、厚生労働省が行っております調査では、精神科病院で身体的拘束の指示件数、これは、毎年度六月三十日時点での指示されている拘束件数を調査しておりますが、この数でございます。二〇一九年度時点で一万八百七十五件。二〇一七年度以降、減少傾向となっているというふうに理解しているところでございます。

尾辻委員　どこから数字を取るかで全然違うんですね、これ。

一つ、今回質問するに当たっていただいた、十五年分いただきましたけれども、実は二〇一六年から二〇一七年で統計の取り方が変わっているんですね。二〇一六年度までは身体拘束実施の件数でした。二〇一七年度からは身体拘束指示の件数になって、ちょっとこの統計の連続性が失われているんじゃないかなと指摘をしておきますけれども。

今、審議官、減少していると言いましたけれども、二〇〇五年時点が五千六百二十三件です。これがどんどん増加していって、二〇一三年には倍増の一万二百二十九件。そして、二〇一七年に一万二千五百二十八件。そして、今一万件ですから、二〇〇五年から比較すると、やはり非常に増えているわけです。

やはりこれは私は問題じゃないかとすごく思うんですが、ちなみに、これは拘束の指示の件数ですけれども、こ

の拘束をされた方がどれぐらい拘束されたのかという期間というのは、六三〇調査では把握されているものなんでしょうか。

赤澤政府参考人　お答えいたします。

令和元年度の厚生労働行政推進調査事業費補助金でやりました研究、こちらの方で一応把握しておりまして、身体的拘束指示時間について調査はさせていただいております。

尾辻委員　これがやはり結構長いんですね。例えば、十一の精神病院で身体拘束を受けていた二百四十五人を対象に継続実施日を調べたら、平均九十六・二日、つまり三か月間身体拘束している。最も長い人は三年。一か月を超える人が百四人で、全体の四二％だったわけです。

こういう拘束期間、厚労省の調査でもやはり長いという傾向はあるんでしょうか。

赤澤政府参考人　評価はなかなか難しいのでございますが、先ほど御説明させていただきました調査では、令和元年度でいえば、十年以上が〇・一％というデータになっているというふうに理解しております。

尾辻委員　ちょっとやはり拘束期間もしっかり、今、令和元年度とおっしゃいましたか。しっかりと把握をまずしていただきたい。まず現状を把握しないと改善点等見えてきませんので、お願いしたいと思います。

さらに、今日、配付資料にありますけれども、日本の身体拘束は、人口百万人当たりの実施数がオーストラリアの五百九十九倍、アメリカの二百六十六倍に上るとイギリスの精神医学誌に掲載をされておられます。これは長谷川先生のチームでお調べになったことですけれども。

この日本のいわゆる精神病床における身体拘束が突出して高いことについて、この要因を厚労省としてどう考え、評価しているのか、お聞かせください。

赤澤政府参考人　お答えいたします。

日本の精神科病院における身体的拘束の実施率が海外と比べて高いとする研究があることは承知しております。当該研究における隔離、身体拘束の集計方法は日本の集計方法と異なることがございますので、一律に比較することは困難であると考えております。

尾辻委員　本当にその答えだけでいいんですか。ちょっと今の答弁じゃ私は納得できないので、もう一度聞きます。

それは国によって制度も違いますし、でも、六百倍とか二百六十六倍って、やはり容易に日本は身体拘束をしている、まずはその認識に立たなきゃいけないと思いますけれども、赤澤部長、いかがですか。

赤澤政府参考人　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、当該研究における隔離、身体拘束の集計方法が日本の集計方法と異なるため、一律に比較することは困難であると考えておりますが、いずれにしても、身体的拘束は、精神保健福祉法上、患者の方の医療また保護を図ることを目的としておって、必要最低限の範囲で行うものでございます。

仮に身体的拘束等が行われる場合であっても適切に実施されることが重要であるというふうに私ども思っておりまして、現在、厚生労働科学研究において、身体的拘束の最小化の手法について調査研究を行っているところでございます。

身体的拘束につきましては、法令の規定に基づき必要最小限に実施することが基本であると私ども考えておりますので、引き続き、今行っている調査研究から得られた知見の提供等により、適切な医療が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

尾辻委員　やはりこれだけ違うんだということを認識していただかなきゃいけませんし、ちょっと大臣にもお聞きしたいと思うんですけれども、やはり身体拘束というのはなくすべきものであろうかと。そして、もし必要でも、先ほどあったように必要最小限にとどめなければならない。こういう考え方に、厚労省、しっかり立っているということでよろしいでしょうか。

田村国務大臣　身体的拘束ですけれども、これは精神保健福祉法上、指定医の診察によりまして医療でありますとか保護のために必要性が認められた場合というふうに、必要最小限であります。ですから、漫然と身体拘束が行われないように、医師としては頻繁にやはり診察をしていただく、そういう基準が定められているわけであります。

具体的にといいますか、要件が、例えば自殺の企画でありますとか自傷行為、これが著しく切迫しているような、いわゆる命、生命にまで危険が及ぶおそれのあるような場合ですよね、こういうような場合。また、あと多動でありますとか、いろいろな場合でありますが、そういうものが一応要件になっております。

今、説明がございましたけれども、やはり適切に行われることが必要でございますので、適切な身体拘束というものがどういうものであるかということ、これは今、厚生科学研究で研究をしている最中であるということであります。

いずれにいたしましても、患者の皆様方の人権がしっかりと守れるような形で適切な医療が行われなければならないということでございますので、厚生労働省といたしましても、そのような方向の下で運営させていただいておるということであります。

尾辻委員　自傷他害のおそれというときに、やはり、医師や看護側の思いだけでやっているんじゃないか、安易な拘束になっているんじゃないか、それが各国と比べたときに

非常に多い身体拘束であり、非常に長期にわたったり、件数が多いということだと思うんですね。

大臣、今、適切にという言葉を使われたと思うんですけれども、私は、やはりこれは最小を目指して、最小にしなければならないという思いがあるんですけれども、大臣として、やはりこれは、そのおっしゃっている適切というのは、最小、最低限だと。つまり、自傷他害とか、そういうこと以外では、これは安易にやってはならないものだということを、ちょっとしっかりと御答弁いただければと思います。

田村国務大臣　先ほど、冒頭、必要最小限ということを申し上げました。その上での要するに適正なといいますか、そういうような意味合いで今研究をやっておるということでございますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

尾辻委員　こういう身体拘束をなくしていくためにやはり考えなければいけないのは、人員配置基準だと思っております。一般病床と比べて医師数や看護師数が少なくてよいということになっていて、つまり、現場は人員不足になっているんじゃないか、それで安易な拘束を生んでいるのではないか。なので、やはり人員配置基準ですね。今、精神病床、特例があって、なっていますけれども、これをやはり普通の病床の基準に戻していく、これが大事かと思います。いかがでしょう。

赤澤政府参考人　お答えいたします。

精神病床における人員配置基準につきましては一般病床と比べて低く設定されておりますが、療養病床等と同等であり、これは最低基準を定めたものということでございます。

その上で、平成二十六年四月に策定いたしました、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針におきましては、例えば、急性期の精神障害者の方を対象とする精神病床における人員配置につきましては、新たに入院する急性期の精神障害者が早期に退院できるよう、一般病床と同等の人員配置を目指すということとしておりまして、これを踏まえ、急性期の精神病床を有する病院において、個々の実情に応じた人員の配置を促しております。

さらに、診療報酬におきましては、医師や看護師について一般病床と同程度の配置を行った上で、精神科救急や精神疾患患者の身体合併症医療を提供する精神病棟につきましては、より高い評価を行っております。

行動制限でございますが、精神保健福祉法において必要最小限に行われるべきということとしておりますことから、御指摘の人員不足が直ちに安易な拘束を生んでいるものとは考えておりませんが、先ほどもお答えした調査研究で得られた知見、いろんな病院でどういうことをやられているかというような知見の提供等も通じまして、引き続き個々の病院の規模や機能に応じた体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

尾辻委員　調査結果はありますけれども、やはり人員配置基準は安易な身体拘束を生む原因の一つになっていると思います。

なぜこういうことを申し上げるかというと、神出病院です。神戸の神出病院というところで、もう私たちが想像を絶する、患者さんへの虐待が起こっておりました。閉鎖的な場で、入院によって第三者の目が入らない場で、やはりこういう事件は起こったのではないか。

そして、何と昨日も、神戸新聞には、神出病院の二十代の看護師が患者の胸ぐらをつかんだということで警察に通報されております、神戸市にも通報されたという事件が起こっております。

これは本当に神出病院だけの問題なのか、全国の精神病床でやはり似たようなことが起こっているのではないかとも考えられるわけですが、まずは、本当に想像を絶する、もう人権も何もあったものじゃない、私ちょっと具体例は余りにひどいので申し上げませんけれども、厚労省として、この神出病院の虐待案件はどう受け止めて、今後どう改善させようとしているのか、お聞かせください。

赤澤政府参考人　精神科病院におきまして患者に対する虐待等の人権侵害はあってはならないことでございまして、こうした事案が生じたことは大変遺憾だと思っております。

厚生労働省といたしましては、本件事案を重く受け止め、都道府県等に対し、過去五年間で把握している虐待が疑われる事案につきまして実態調査を行いまして、その結果を都道府県等にまず情報提供しております。

それから、精神科医療機関に対し、虐待事案の発生防止や早期発見の取組強化、それから事案が発生した場合の都道府県等への速やかな報告を要請するとともに、都道府県等が行う実地指導において、虐待が疑われる事案の聞き取りを行うよう実地指導要領に明記してお示ししているところでございます。

こうした取組等によりまして、今後とも精神科医療機関における虐待発生防止を推進してまいりたいと考えております。

尾辻委員　赤澤部長、都道府県に対して過去五年間なかったかどうか実態調査をされているとたしか今お答えになったかと思うんだけれども、それって公表されたり私たちに資料をいただけたりするものでしょうか。

赤澤政府参考人　済みません、私が最初にお答えした都道府県の調査ですね、公表していると思いますので、大丈夫

だと思います。

尾辻委員　身体拘束というのは、患者さんの心にも大きな傷、それはそうですよね、私たちだって、考えてみてください、いきなり全部の体が動かなくなるんですよ、トイレも行けない状態になるんですよ。そういう状態は、本当に人権と、そして心に大きな傷を負わせます。身体機能も著しく低下させるわけで、長時間体を動かせないことで、血栓ができる、呼吸困難、心停止を起こす、エコノミークラス症候群のリスクも指摘をされている。だからこそ、身体拘束は極力なくさなければならない。

こういうふうな、今、人員配置基準はこのままでも、身体拘束を極力なくすために取り組んでいる病院も出てきています。厚労省としては、やはりこういった好事例をしっかり紹介して、広げるようなことが非常に大事だと思いますが、いかがでしょうか。

赤澤政府参考人　身体的拘束につきましては必要最小限の範囲内で行うこととされておりまして、その上で、更に身体的拘束の減少に資する取組を行うことは、患者の人権に配慮した医療のためにも大変重要であると考えております。

例えば、身体的拘束の減少に資する好事例といたしまして、職員の方同士が拘束を削減するための方策について話し合う機会を持つ、それから、入院患者の身体拘束件数を共有する等の対策を行うことにより、拘束件数を八割以上も減らした精神科医療機関もあることも私ども承知しております。

こうした好事例を紹介していくことは身体拘束の最小化を推進する上で有効と考えておりまして、先ほどもちょっと御紹介させていただきました、現在進めております身体拘束の最小化の手法に係る調査研究の結果も併せまして、今後、好事例の普及方策について検討してまいりたいと考えております。

尾辻委員　長谷川先生もインタビューの中で、人が人を縛るという行為をそんな簡単にしてはいけないという当然の意識を社会的に醸成させていくことが必要で、精神科病院で起きている現実を可視化させていくことが大事だというふうにおっしゃっています。

しっかりと、神出病院のようなことがほかの病院で起こっていないのか、また、二度とこういうことが起こらないように、そして、身体拘束の日本のもう本当に突出した多さ、これは改善していただかなければいけないと思います。強く要望しておきたいと思います。

■第196回国会　衆議院　厚生労働委員会　第27号　平成30年6月8日

尾辻委員　奪われた命は戻りませんので、しっかりと予算をとっていただいて、今以上にやっていただくようにお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。介護保険のことについてお聞きしたいと思います。

二〇一八年度の介護報酬改定で、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネさんがいる事業所の、実は管理者の要件が変わるということになりました。質の高いケアマネジメントの推進をするんだということで、管理者を、主任ケアマネジャーという資格を取る、ただのケアマネジャーではだめだ、主任ケアマネジャーにするんだということになりまして、ただ、経過措置としては、二〇二一年、平成三十三年三月三十一日までという三年間の猶予がついたということになりました。

私は、これは本当に三年で大丈夫かというふうに思っているんですね。

ちょっと聞いていきたいと思いますが、主任ケアマネジャーの取得、まずこれはケアマネになってから五年かかるんですね。つまり、主任ケアマネジャーになろうとしたら、その専門の研修を受講しなきゃいけないんですが、それはケアマネジャーになって五年間かかるわけです。だから、今なった人が、例えば、じゃ、三年の経過措置で主任ケアマネジャーになれるかというと、なれませんということ。更に要件がありまして、専門研修課程1を五十六時間、専門研修課程2を三十二時間受講していなければ、主任介護、これは主任ケアマネなんですけれども、専門研修を受けることができないということになっております。

そして、各都道府県、この主任ケアマネジャーの研修というのは大体年に一回なんですね。ことしは二回やるところもありますけれども。

まずお聞きしたいんですが、本当にこの三年の経過措置で大丈夫でしょうかということについてお聞かせください。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

先生御指摘のとおり、平成三十年度の介護報酬改定におきまして、質の高いケアマネジメントを推進する観点から、ケアマネ事業所の管理者の要件につきまして、人材育成や業務管理の手法等を研修により修得いたしました主任ケアマネジャーであることといたしまして、その準備期間、経過措置として、三年間の経過措置を設けたところでございます。

現在の主任ケアマネジャーの養成状況でございますけれども、御指摘のとおり研修を受ける必要があるわけでございますけれども、毎年四千人以上の受講者でございまして、

こういった傾向を踏まえますと、三年間の経過措置期間中に、全国のケアマネ事業所におきまして、主任ケアマネジャーを管理者として配置することは可能であるというふうに考えております。

また、ケアマネジャーが必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体であります都道府県に対しまして、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用いたしまして、受講者の負担軽減をしていただく、あるいは、研修の開催日程、開催期間、定員等の設定に当たりましては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別開催とするなど、ケアマネジャーとして事業所に勤めている方々が受講しやすくなる工夫をすることを都道府県に対しまして要請をしているところでございます。

なお、今回の見直しにつきましては、ケアマネ事業所における状況を検証するよう、介護給付費分科会の審議報告におきましても指摘をされておりまして、適切に検証してまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　適切に検証とおっしゃいましたかね。検証していくということなんですが、例えば、これは今想定されることなんですが、主任ケアマネジャーが、私は、本当に三年でできるとは思えないんですね。何とか一人だけ確保できた、でも、じゃ、その一人が病気やけがでいなくなった、あと突然退職した、こういう場合は管理者がいなくなるわけですね。こういう場合はどうなるんでしょうか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

経過措置終了後でございますけれども、御指摘のとおり、管理者に主任ケアマネジャーが何らかの形で配置できない、配置していないケアマネ事業所につきましては、形式的には指定基準に該当しない、満たしていないということになるわけでございます。

しかしながらでございますけれども、一般的には、他のサービスの配置要件も同じでございますけれども、指定基準を満たさなくなった場合でありましても、指定権者は直ちに行政処分を行うのではなくて、個々の事情をきめ細かく把握した上で弾力的に対応しておりまして、今回のケースにつきましても、そういったケースと同様の取扱いを行うものと考えております。

尾辻委員　日本介護ユニオンの村上久美子政策部門長がウエブのコラムで、この経過措置を六年にした方がいいんじゃないかという提案をされているんですね。

現場でどういうことが言われているかというと、主任ケアマネジャーの資格がイコール管理者として適切な技能を身につけるものではないんじゃないかということで、研修内容ですよね。

主任ケアマネジャーの研修内容の中で、管理者として必要な人材育成及び業務管理は、七十二時間のうち三時間しかないんですよ。この三時間の講義で、この人は管理者としての必要なスキルを身につけられるのか。つまり、主任ケアマネジャーとしてやっている講習の中で、管理者として必要な業務というところのスキル、三時間しかないんですよ。これは三時間で適切ですか。

浜谷政府参考人　お答えいたします。

現在は、いずれにいたしましても、ケアマネジャーが管理者という要件でございまして、それをレベルアップするということで、主任ケアマネジャーにするということでございます。

そういったことで、現在よりも管理能力が高いということは明らかでございますけれども、いずれにいたしましても、今回の見直しにつきましては、ケアマネ事業所における状況を検証するよう審議会におきましても指摘されておりますので、その状況につきましては適切に検証してまいりたいというふうに考えております。

尾辻委員　研修内容については、私も介護現場ですから、周りに主任ケアマネジャーの研修を受けている方はいらっしゃいますけれども、とにかく、研修内容についても、余り評価されている声は聞こえません。七十二時間座っていなきゃいけないとか、いろいろ出さなきゃいけなくて大変だけれども、スキルが上がったという自分自身に対する評価というのは私の周りからは聞こえてきませんので、この研修内容についてもしっかりと見直していただきたいというふうに思います。

費用負担なんですね、問題は。先ほどおっしゃいましたように、都道府県には言っているということなんですが、この村上さんもおっしゃっているんですけれども、今でも、労使関係のある法人の七割が、研修費用は全額自己負担だということをおっしゃっているんですね。

私、自分の大阪で、ではこの主任ケアマネジャーを取るまでに幾らお金がかかるのかというのを計算しました。そうすると、専門研修課程1が、テキスト代と講座込みで四万二千七百円。三年以上経験して受講資格ができる専門研修課程2が、大阪だと三万百八十円。ですから、主任ケアマネジャーを取るまでに七万二千八百八十円かかるわけです。介護のケアマネって給料そんなに高くない。二十万あるかないかぐらいの給料の中で、これだけの時間を使って、七万ですよ。

さらに、大阪では、主任ケアマネを取ろうと思ったら更に六万円かかるんですよ。ですから、計、主任ケアマネになろうとしたら十三万二千八百八十円かかるんです。誰が、十三万二千八百八十円、自腹でやってと言って、給料はそんなに変わらないんですよ。これでやりますかということが、私はこれは本当に心配でなりません。

ということで、私自身は、これはちょっと最後大臣にお

聞きしたいんですけれども、今聞いていただいたように、これは本当に三年で大丈夫かという私は不安が高いんです。できれば、三年経過措置の前に二年ぐらいで、本当にできるのかどうか検証していただきたいんです。二年ぐらいで検証していただいて、だめなら延ばすということも一旦ちょっと考えていただけないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

加藤国務大臣　本当に、介護保険制度において、ケアマネの方というのは大変中核に私はあるというふうに思っておりますし、また、その方々がしっかりその機能を果たしていただくことが介護保険制度が適正に円滑に運用されていくことにもつながっていく。そのキーの方について係る、今、尾辻委員からの御質問。

これは、例えば三年を六年に延ばすと何が起こるかというと、最初、余りみんな準備しなくなっちゃうんですね。だから、そういうこともあるので、まずはやはり三年を前提にやっていただくという、ここはちょっと崩すわけにはいかない。ただ、事務当局から言っておりましたように、当然、検証はしていかなきゃいけない。しかし、それを延ばすための検証だと言われちゃうと、それはちょっと話が違うので。まず三年でやらせていただく、しかし、検証はちゃんとやらせていただく、こういうことで対応させていただきたいと思います。

尾辻委員　ケアマネさんたちの質を高めるというのは大事なことです。でも、現場の方々からは、今でも大変なんだ、安い給料も大変だということもありますので、例えば介護報酬のこととかもやはり考えていただいて、本当に給料が上がっていくということも考えていただかなければいけないと思います。

第３節

不正を許さない

■第201回国会　衆議院　消費者問題に関する特別委員会　第5号　令和2年5月19日

土屋委員長　次に、尾辻かな子君。

尾辻委員　おはようございます。立国社の尾辻かな子です。

きょうは公益通報者保護法の議論ということでありますけれども、今、緊急事態下ということでもあります。新型コロナウイルス対策についても急務を要しておりますので、冒頭に少しだけ新型コロナウイルス対策のことをさせていただいて、法案審議に入りたいというふうに思います。

きょう議論させていただきたいのは、政府が配布をしている布製のマスクのことであります。

カビとか異物の混入が続きまして、これは消費者問題でもあると思うんです。本来、このように製品がいろいろなことがあったら、配布はやはりやめるべきですし、全量を回収するということが本来製造した会社などはすることになります。ですので、今の状況、マスクの状態、そして、市中でマスクが出回っていることを考えると、もうマスクの配布は中止してもよいのではないかという観点から、何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

その前に、なかなか事実がよくわからないという部分があります。例えば、これはさまざまな予算でやっているわけですけれども、令和元年度予備費で契約したマスクもあれば、令和二年度予備費で契約したマスク、介護施設用であったり、全戸配布用であったり。

それぞれちょっと、もしわかるようであれば教えていただきたいんですけれども、令和元年度予備費で契約したマスクが何枚、配布済みが何枚か、令和二年度予備費で契約した介護施設等分のマスクが何枚で、配布済みが何枚か、令和二年度予備費で契約した全戸配布分マスクは何枚で、配布済みは何枚かという、今、現状どうなっているのかということについてお答えいただければと思います。お願いいたします。

小島大臣政務官　お答えをいたします。

数を申し上げますが、全戸配布向け六千五百五十万枚、介護施設等向け二千万枚、妊婦向け五十万枚でございます。

尾辻委員　済みません、私が聞いたのは、令和元年度予備費で契約した介護施設等分はどれか、令和二年度予備費で契約した介護施設等分は何枚か、そして、全戸配布分も令和二年度予備費で契約したのは何枚かということになります。

もし手元になければ、委員会の方に資料として提出いただければと思いますので、お願いいたします。

小島大臣政務官　ちょっと手元に持っていないですから、後ほど提出します。

尾辻委員　では、委員長、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

土屋委員長　はい。

そのようにお願いいたします。

尾辻委員　ですので、一体幾らのお金を使って、何枚つくって、そして今何枚配布されたのかということが、まずわかるようにしていただきたいということが一つ。

契約書について。これも、きのういただいたのは、令和元年度予備費で契約した契約書はいただきましたけれども、令和二年度予備費で契約した契約書については結局出てきませんでした。

これは、また出していただけるかどうか、もしあれだったら、また委員会の方に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

小島大臣政務官　今聞きましたので、これは後ほど出します。

尾辻委員　ありがとうございます。

それと、令和元年度分のことを見ると、実は単位ですね、何枚そこにつくっていただいて単価が幾らだったのかというところが、実は黒塗りで出てきません。これでは本当に、これは随意契約ですから、その契約が妥当であったのかどうかということがちょっとわからないんですね。

今後、同じような事態があるかどうかというのはちょっとわかりませんけれども、例えば他社さんがそこに参入できるのかどうかというようなことを考えた場合に、単価と枚数がどれぐらいで納入しているのかという状況がわからないと、これは全くのブラックボックスになってしまうかと思いますので、ぜひここの黒塗りは外していただきたいと思います。いかがでしょう。

小島大臣政務官　お答えいたします。

私も、厚労省にいまして、各医療用の備品について逐次チェックをしております。例えば、長くなりますけれども、サージカルガウンですよね。（尾辻委員「いやいや、いいです」と呼ぶ）いいですか。それは、また整理して報告しますけれども。

尾辻委員　では、取っていただけるということでよろしいでしょうか。

小島大臣政務官　これも、全部内容を申し上げたいんですけれども、他の企業の契約との関係もありますので、差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、私も、秘書の方で逐一単価について精査をしておるところでございます。

尾辻委員　要は、私たちが、ではその随意契約が、本当に相場に合わせてとか妥当であったのかどうかというのが、これは検証不可能になってしまうという問題があります。

原資が税金でございますので、やはりこの黒塗りは外し

ていただきたいと思いますし、皆さんがおっしゃる理由、きのうも聞いていると、今後の布マスクの調達や企業活動に影響を及ぼすおそれがあるため開示を差し控えるという理由になっているんですね。

ただ、この理由が情報公開法の第五条の二のイに当たる、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに、私、これは該当しないと思います。ですので、外せるかどうか、やはり検討いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

小島大臣政務官　尾辻委員の御懸念はよくわかります。

ただ、私たちは、要するに、調達に関して、余りにも法外な単価ではいけないということで、きちっと内容を精査しますけれども、それぞれ各納入業者との関係もありますので、単価については差し控えたい。よろしくお願いします。

尾辻委員　ちょっと納得はできませんけれども。

これは、やはりわからないことになると、税金の正しい使い方として検証できませんので、外していただきたいということを改めて要望しておきます。

次に、契約内容が適切だったかということについてもお聞きしたいんですが、この私がいただいた令和元年度予備費で契約をした契約書を大体読むと、少しばらつきはあるんですが、信義誠実の原則があって、検査の項目があって、瑕疵担保の項目がある。ただ、一社、興和という会社に関してだけは、瑕疵担保についても、非常事態への対応として実施されることに鑑み、納入現品について隠れた瑕疵を発見した場合であっても乙に対し責任を追及しない、こういう項目が入っております。

さらに、一般的な契約である、つまり、不良品を納品をするということは誰の責任かというと、メーカー側、製造者側、つまり、あちら側の責任として、正しいもの、しっかりした製品を納入していただくのは当たり前のことなんですね。この契約ではそれを担保できないんじゃないか、そういう契約をしてしまったんじゃないか。普通ある損害賠償請求もないので、これは不良品が納入されても損害賠償ができない、こういった契約は適正なんでしょうか。

小島大臣政務官　お答えいたします。

尾辻委員の御指摘のことについて、私も実はこれを調べてみました。一社、そういう規定がなかったんですが、一番最後に、いわゆるそうした、もし瑕疵があった場合にはきちっと両者で協議しましょうという実は一文が一番最後についておるんです。他の業者と比べて何でないんだというのは、全くおっしゃるとおりだと思うんですけれども、私もそのことは同感なので、今の契約を見てみました。最後にそういう条項を、さっき申し上げたように、問題があった場合には協議するとなっておるところでございます。

尾辻委員　不良品が入った場合に、本来は正しいというか良品を入れていただくというのは当然の契約行為だと思います。今回の契約でそれが担保できますでしょうか。

小島大臣政務官　お答えいたします。

それはもう当然でして、きちっと、先ほど申し上げたんですが、条項というか、枠外にありますから、それに基づいて、もし不良品がありましたら、きちっと、そういう責任といいますか、お話はしたいと思っております。

尾辻委員　ということは、損害賠償請求はないけれども、損害賠償請求はできるというふうに、そして、このことに関しては請求されるということでしょうか。

小島大臣政務官　そのとおりにきちっと対応いたしたいと考えています。

尾辻委員　あと、今話題になっている再検品の費用のことについてもお伺いいたします。

実は、四月二十三日に、興和と伊藤忠というマスクの納入のところが、未配達分はみずから再検品するというふうにプレスリリースをされました。ところが、同じ四月二十三日に、政府は宮岡という会社と八億円で検品の契約をしている。これは、八千五百万枚と私は聞いているんですけれども。ちょっと、だから、今、会社は会社で再検品すると言っているのに、政府は政府で八億円で八千五百万枚を検品しているという、これは何か二重になっているような気がするんです。

さらに、ちょっともう時間がないので、この再検品の八億円というのは、本来、先ほど申し上げた、きちんと契約されて納品されていればかからなかった費用じゃないかと思うんですが、このあたり、いかがでしょうか。

小島大臣政務官　お答えいたします。

まさにこのマスクは、国民の方々がしっかり不安を解消していただくこと、そして、一日も早くマスクを届けたいという角度からこのことを取り組んだわけですけれども、今のお申し越しの件につきましては、メーカー側に対しまして、求償権を含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。全く、八億円出して、出し切るということはないように、しっかりとこれから、落ちつきましたら、メーカー側とも協議していきたいというふうに考えております。

尾辻委員　私、その宮岡との契約書で八億円というのを持っているんですけれども、これを破棄するということですか、今おっしゃったのは。再検品する業者と八億円の契約書というのは、もう手元にいただいております。野党側にもさまざまなペーパーが出ておりますが、これを今、政務官は、見直す、八億円かからないようにするとおっしゃったわけですが、それでよろしいんでしょうか。

小島大臣政務官　八億円が今、前面に出ていますけれども、検品をしてみて、枚数によって、実は八億円を下がる場合もあるわけですね。

でも、それにしましても、再度申し上げますけれども、やはり基本的には、メーカーが受けて、メーカーが検品をして納入するのが当たり前ですから、そのことはきちっと踏まえて、これから事が一応おさまりましたら、納入業者と、しっかりとそういう面で、求償権についても含めて検討をしていきたいと思っております。

尾辻委員　要は、この八億円は、本来要らなかった八億円であると。それは議論していくということですから、本来かからなかったものを、かかっているということについて、そして、それは、私はもう、やらなくて、そして、町にはマスクがあるわけですから、そろそろマスクの配布というのを中止して、その分のお金は、もっと必要なところや、第二波、第三波に向けての準備のことに変えるべきだと思います。

ちょっと、きょう、会計検査院に来ていただいていますので、検査院にもお伺いしたいと思いますが、今回の不良品に対する経費追加としての検品など、本当にそれが会計的に無駄のない適切な契約で、一番効率的に目的達成されたのかということを、本件契約、一連の会計処理が終わった時点で、やはり検査院は検証しなければならないと思います。災害のような今回の状況だからこそ、いろいろなものがいいかげんになっていないのか、おざなりになっていないのか、これは会計検査院としてしっかり検証、検査すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

篠原会計検査院当局者　会計検査院は、これまで、厚生労働省が実施している業務に係る支出等の会計経理について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から幅広く検査を実施し、その結果を検査報告に掲記するなどしているところでございます。

委員お尋ねのマスクに係る契約を含む厚生労働省の会計経理につきましては、国会での御議論等も踏まえ、引き続き適切に検査を実施してまいりたいと考えております。

尾辻委員　検査、検証をお願いしたいと思います。

政務官、最後に。

もう、私は配布を中止すべきだと思うんです。ここを見渡してください。アベノマスクをしていらっしゃる方、いますか。配布されたマスクが、やはり今、もう不織布のマスクが出ていますし、手づくりで布マスクを持っていらっしゃる方もいます。という意味でいうと、需要の部分も余り今ない状態ですので、今この状況に至って、もう配布をする理由がなくなっていると私は思います。ですので、ここはやはり政治判断として、政務官、ぜひもう配布を中止していただきたいと思います。いかがでしょうか。

小島大臣政務官　お答えいたします。

私も、厚労省にいまして、まだまだ、先生、おっしゃるんですけれども、非常に今、全体的に十分に行き渡っているということは、私はまだ、まだそのようには考えておりません。

そういう中で、一応、今下がったんですけれども、今後もし、こういう、もしじゃなくて、緊急事態が解除されて、また今度、もう一回、韓国のように、再度、二波が、三波が来るかもわからない。そういうことを考えれば、やはり、しっかり国民の方々に、安心のために、一日も早くマスクをお届けするということは、私たちの政策目的としてしっかりと努めていきたいというふうに考えております。そういう状況です。

尾辻委員　ちょっと、まだ配られるということで、非常に残念です。もう配布を中止していただいて、そのお金は、さっきおっしゃった第三波とかで来るときの不織布のマスクの備蓄に回すなり、できると思います。御検討ください。

以上でマスクに関しては終わりですので、御退席いただければと思います。ありがとうございました。

■第204回国会　衆議院　予算委員会　第12号　令和3年2月17日

金田委員長　この際、尾辻かな子君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。尾辻かな子君。

尾辻委員　立憲民主党の尾辻かな子です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今日は、池田真紀さんと一緒に、質問に入りたいと思います。

それでは、まずお聞きしたいと思います。

昨日の新型コロナウイルス、新規の感染者数は一体何人だったのか、そして、あわせて、その新規感染者数はどのようにして集計をされているのかということについて、まずお聞きをしたいと思います。

正林政府参考人　お答えします。

昨日、二月十六日の新型コロナウイルス感染症の新規の陽性者数は、千三百四人であります。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者情報について、都道府県のホームページの公表情報を収集し、取りまとめた上で公表しております。

尾辻委員　私、今日は、本当に政府のデジタル政策は大丈夫なんだろうか、こういう視点で聞きたいと思うんですが、今、局長からのお答えは、新規感染者数、陽性者数は都道

府県のホームページの公表情報を収集している。

つまり、私、昨日聞いたんですけれども、夜の十二時を過ぎた時点で、委託した会社のその従業員さんが、全部の四十七都道府県のホームページを目で見て、目視をして、そして手でそれを集計して新規感染者数を出している、そういうことでよろしいですか。うなずくだけで結構です。

正林政府参考人　はい、そのとおりであります。

ただ、それに併せてHER-SYSも導入しております。

尾辻委員　いや、ちょっとびっくりしたんです。これは手で、いまだに手作業で感染者数を集計している。

ということは、例えば、厚労省が出しているPCRの検査数とか、入院とか退院の方の数や死亡者数も併せてホームページで、都道府県のを見て集計されているということでよろしいですか。

正林政府参考人　はい、そのとおりであります。死亡者数、陽性者数も含めた新型コロナウイルス感染症の感染症情報について、同様に集計しております。

尾辻委員　いや、私、本当にこれはびっくりしたんですね。去年の今頃から感染者というのは出てきて、HER-SYSなんかも入ったので、デジタルで集計されているのかと思いきや、いまだに手作業だと。

総理、この事実を知っておられましたか。そして、知っておられたら、いつから御存じだったかお答えください。（発言する者あり）

金田委員長　静かにしてください。

菅内閣総理大臣　このコロナが発生をしてからずっとそのような集計をしていることは承知しています。

尾辻委員　いやもう、デジタル頑張る以前の問題じゃないかなと。ちょっと衝撃なんですね。

じゃ、HER-SYSなんですけれども、これは本来、HER-SYSでできるものだと思います。それができていないんですが、このHER-SYSについては今どれぐらいお金をかけているのかということについてお答えください。

金田委員長　厚生労働省健康局長正林督章君。（尾辻委員「止めてください、私の時間」と呼ぶ）答弁席へ早く来て、しっかり答えてください。

正林政府参考人　はい。

直近の契約で、十二月十八日付の契約金額では合計で十二億円であります。

ちなみに、HER-SYSについてもう少し説明したいんですけれども、よろしいでしょうか。（尾辻委員「いや、いいです、大丈夫です」と呼ぶ）

尾辻委員　今までに、HER-SYS、去年の五月から十二億かけて運用しているんですね。でも、例えば東京都では八百人、感染者数が漏れていた、HER-SYSに入力できていなかった、これは、現場にとっても実はHER-SYSが使いにくいということじゃないかなと。政府のデジタル政策、本当に大丈夫なのか。

次に、COCOA、接触確認アプリ、これ、まず費用を聞きたいと思います。COCOA、幾らぐらいかかったものなんでしょうか。

正林政府参考人　三億九千万円です。

尾辻委員　三億九千万かけて、七百七十万人の方に接触確認が届かない状況があります。これは早急に正常化する必要があると思いますが、私、聞いたら、二月中旬にはできるんじゃないかと言われています。でも、今日はもう二月十七日で中旬を越えようとしているんですが、まず、いつまでに正常化するのかということについてお答えください。

正林政府参考人　まず、今般判明した、COCOAをアンドロイド端末でお使いの方に対して昨年九月末より接触通知が到達していない不具合について、改めて、このアプリを御利用いただいている多くの国民の皆様の信頼を損ねたことについて、深くおわびを申し上げたいと思います。

発生した障害を解消するために、新しいバージョンを近日中にも配付するべく改修作業を行っており、接触確認アプリに対する信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

尾辻委員　それはいつまでででしょうか。

田村国務大臣　これは委託事業者に、なるべく早くということで、今直していただいている最中でございます。近く、これをしっかりと直した上で、御迷惑をおかけをしておる皆様方に対してしっかりと対応いただけるようにお願いをいたしたいというふうに思っております。

尾辻委員　結局、近くといっても、やはりめど、時期が出てこない、いつというのが出てこないというのは、本当に残念だなと思います。

菅総理になられてからこの五か月ですけれども、デジタルを頑張られるとかデジタル庁をつくると言うて、看板はすごく大きくなったんですけれども、実際というと、このような、COCOAとかHER-SYSもそうですし、雇用調整助成金のサーバーがダウンしたりとか、いまだに感染者数を手作業でやっている。本当にこんな状態で、今日からワクチンは、先行接種するというのが始まっていて、そこでもまたV-SYSというシステムがあったり、マイナンバーとひもづけるとか、本当に大丈夫なのかなというところが、私は本当に危惧をしております。

今、政府が更なるアプリを開発しているということをお聞きをしました。先日、伊藤孝恵参議院議員も質問されていたんですけれども、オリパラに向けて観客向けのアプリを今開発していると。

このオリパラ向けの観客アプリ、一体幾らなのか、まず値段だけ、内容は後で聞きますから、値段だけ教えてくだ

さい。

時澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のアプリ等の開発等に係る契約等の金額でございますが、アプリの開発に加えまして、データ連携基盤の開発、ヘルプデスク等のサービスセンター構築費など、複数機能の開発、運用、保守を含めまして、税込み総額で約七十三億円となっているところでございます。

尾辻委員 このオリパラ観客向けアプリ、今答弁いただいたように七十三億一千五百万。私、契約書をいただいたので、そうやって書いてあるんですね。

今、COCOAが三・九億円でした。つまり、COCOAの約二十倍がオリパラの観客等向けアプリに使われているんですね。

総理、この七十三億って御存じでしたか。

菅内閣総理大臣 全体の正確な金額については承知していませんでした。

尾辻委員 私、これはCOCOAに比べて、COCOAは一億二千万、全員のところですよね。それに比べたら、何かえらい大きい金額だなと思うんです。

どんなアプリなのかということを、時間がないので、簡潔にお答えください。

時澤政府参考人 このアプリでございますが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦を目的に海外から入国する観戦客の健康管理のために開発するものでございます。

このアプリを通じまして、訪日する観戦客に、入国前から出国後まで継続して健康管理を行っていただき、また、関係機関が本人への問合せや競技会場への入場制限を行うことで、感染拡大防止に資することを目的としているものでございます。

尾辻委員 そうなんですよ。今、無観客かと言うているときに、観客向けアプリをやっている、それも海外から。

これは、対象者は何人ぐらいですか。

時澤政府参考人 契約上の想定でございますけれども、百二十万人を想定しているところでございます。

尾辻委員 この仕様書を見ると、海外から八十万人の観客、四十万人の選手団と関係者が入って、百二十万人、海外から入ってくるためのアプリなんです。

ところが、オリパラ組織委員会の前会長の森会長も、もう無観客も視野にという話をしていますよね。

総理、無観客という場合は、このアプリは一体どうなるんでしょうか。

橋本国務大臣 お尋ねでありますけれども、まず事実関係を申し上げますと、選手につきましては、オリンピック・パラリンピック合わせて、選手は最大で一万五千人程度ということになっております。

また、海外の観客についてでありますけれども、国、東京都、大会組織委員会によるコロナ対策調整会議におきまして、実効的な対策の検討を進め、昨年十二月に中間整理を取りまとめました。その中で、中間整理においては、外国人観客の感染症対策として、感染症の専門的知見も踏まえつつ、具体的な措置やアプリ等の導入の検討を進めるということでありますけれども、この観客につきまして、海外の観客等、国内も含めてでありますけれども、観客については、この春までに、様々な状況を踏まえて、専門的な知見を結集してしっかりと進めていく準備に今取り組んでいるところです。春までには決める予定です。

尾辻委員 ちょっと答えがずれているんですね。

私は、無観客の場合にこのアプリはどうなるのかということを聞きました。

菅内閣総理大臣 まず、東京大会における観客の取扱いについては、各省庁、東京都、大会組織委員会における調整会議、ここにおいて、内外の感染状況も踏まえ、今年の春までにこれを決定することになっております。

また、本アプリは、東京大会を契機に開発するものでありますが、オリンピック・パラリンピック以外の場面での活用、ここも視野に入れて、今、開発を進めてまいりたい、このように思います。

尾辻委員 いや、それは、この仕様書や契約書には書いていない話ですよ。それに、先ほど橋本大臣が、いや、選手は一・五万人なんですということで言われました。じゃ、無観客の場合、このオリパラ観客等向けアプリは、一・五万人の選手のためだけにこのことをやるんですか。その後何かやると言っていますけれども、まだそれは、この仕様書には何もない状況です。

実は、このアプリの問題点はそれだけじゃないんです。このアプリの問題点は、実は仕様書にはこう書いてあるんですね、十四日間の入国の待機はなしでいいんです。このアプリを入れたら、これはもう本当に神アプリだと思いますよ、十四日間の入国待機なし、ワクチン接種も必要ない。

これは、私、危なくないですかね。世界中からもし来られた場合に、変異株の流入のリスクもありますし、市中感染が更に広がるというおそれもあります。ちょっと、GoToトラベルのようになってしまわないか。テニスの今、全豪オープンでも、選手たちが二週間足止めになったり、前哨戦も試合が中止になったりしているんです。

そこで、本当にこれで感染が防げるのかという観点で聞きたいと思うんです。

総理は、東京のオリパラ大会はワクチンに頼らないオリンピック・パラリンピックだとおっしゃっています。ということは、ワクチンに頼らず、この十四日間待機なし、ワクチンなしの神アプリ、このアプリで大丈夫だというふう

に考えていらっしゃるということでしょうか。

橋本国務大臣　東京大会における外国人観客の取扱いについては、コロナ対策調整会議で取りまとめた中間整理におきまして、入国時点の外国人観客の安全性を確保するため、十分なスクリーニングを行う仕組みとする、そして、入国時に外国人観客に適切な行動管理、健康管理を求める仕組みとするとともに、感染又はそのおそれがある場合に、当該ケースを迅速に把握し、適切な隔離など医療面の対応等が行われる体制を構築するなど、実効的な仕組みとする、各国の感染症状況を踏まえて、二週間隔離の維持も含め、リスクに応じた適切な防疫措置を講ずることと、考え方を提示しております。

いずれにいたしましても、外国人観客の取扱いについては、国内外の感染状況、そして我が国の海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を考慮して、今年の春までに決定する予定であります。

先ほど、選手の数は全体で一万五千人程度ということでありますけれども、さらに、そこにはこれから監督やコーチや関係者ということになりますので、まだそれは、この春までにどのように決定していくかということになります。

尾辻委員　いや、この契約書と仕様書には、入国後十四日間の自宅待機は事実上困難だからこのアプリを入れる必要があると言っているんですね。

確認ですけれども、この神アプリがあったら、待機なし、ワクチンなしで入国できるということでよろしいですか。

橋本国務大臣　今、中間整理、取りまとめをしているところですけれども、コロナの分科会あるいはコロナ感染症対策の調整会議の中で、専門的な知見も踏まえながら、国内外の感染状況も踏まえて、今後、海外の観客について、三月、春までに決定をするということで、今検討中であるということです。

尾辻委員　今いろいろな状況が考えられる中で、この道しかないみたいな形でアプリ開発に前のめりになるって、本当に危ないと思うんですね。国民の安全や健康が後回しになるとか、今までのデジタル政策を見たら、これは私、無駄遣いになるんじゃないかと本当に心配しているので、これからも追っていきたいと思います。

次に、オリンピックと多様性のことについて少しお話をしたいと思っていまして、東京大会はどういう形になるのか、ちょっとそれはおいておいても、この大会を契機に日本が本当に多様性のある社会に変わる、そんな契機になってほしいと私は切に願っています。

というのも、私は、レズビアン、女性の同性愛者の当事者であります。日本で初めて、同性愛であるということを公表し、そして政治家に、政治の場にい続けているということです。ずっと議論で多様性と調和という話を聞いているたびに、その多様性に、本当にLGBTQのことは入っているんだろうかということを疑問に感じております。

そのことについてお聞きをしていきたいと思いますが、まず、総理、LGBTQの当事者と会ったり話したりされたことはありますでしょうか。

菅内閣総理大臣　あります。

尾辻委員　どんな話をされて、どういう立場に置かれているというふうに聞かれたでしょうか。

菅内閣総理大臣　大分前ですけれども、その方が、トイレとか、そういうところで大変不便を生じているので、何とか公共のものについてはそうしたことができないかという、そういう相談を受けたことがあります。

尾辻委員　恐らくトランスジェンダーの方のトイレ問題の話を聞かれたんだろうなと思います。ただ、LGBTQというのは、もっと多様な性的少数者の方々の総称でして、ほかにもやはり、いろいろな生きづらさというのを抱えております。

私自身も、例えば府議会議員としてカミングアウトしたときは、実名で公表するということは、私にも家族、父や母がいます。そうすると、いきなりレズビアンの娘を持つ父になり、レズビアンの娘を持つ母になり、地域や職場で、何かまるで悪いことをしたかのように、本当に小さくなって生活をしなければいけなかったとか、当事者自身もこの日本社会で生きていくというのは本当に厳しいものがあります。

カミングアウトを、実は多くの方はできていません。それはなぜかというと、やはり、それによって何かしら差別があるんじゃないかとか、そして、何よりもまず、この日本社会においては、自分自身が当事者かもしれないと思った人たちは、自分自身を受け入れられないんですね。自己否定。そして、こんな自分は一人なんじゃないか、この社会の中でという中で、本当の生きづらさがある。

例えば、ゲイ、バイセクシュアル男性で自殺を考えたことがあるという方は七割いるんですよ。自殺しようとした人の割合も一四％。でも、この国会はどうかというと、LGBTは生産性がないというような投稿をしたり、LGBTばかりになったら国が潰れるとか、そういう発言をされるんです。否定されながら生き続けることがどれだけつらいか、総理、分かりますか。

だからこそ、このオリンピック・パラリンピック大会を契機に、あなたの居場所がここにあると言いたいんです。そうするためには、やはり私は法制度が必要やと思うんです。同性婚やLGBTに対する差別解消法、これが全くない状態になっています。

今日は本当は法制局さんに来てもらって同性婚の話をちょっとしたかったんですが、もう時間がないので、まず総

理にお聞きしたいと思います。

総理、私、二年前に、官房長官だったときに同性婚の話をさせていただいたときに、想定をしていないというお答えをいただいたかと思います。なので、それを前提にお聞きしますけれども、例えば、総理のお子さんやお孫さんが仮に当事者だったとして、同性のパートナーと一緒になりたい、結婚したい、そう言われたら、総理は何とお答えになるでしょうか。

菅内閣総理大臣　そうした方がいらっしゃることについては私も承知をしておりますが、仮に、自分の家族というんですかね、そういう状況にあったとしても、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは、まだ我が国では憲法上想定されていないわけであります。

そういう中で、同性婚を認めるか否かについては、我が国の家族の在り方の根幹に関わることでありますので、極めて慎重な検討をする必要があるだろうというふうに思います。（発言する者あり）

やはり、極めて慎重な検討を要するということになるだろうと思います。

尾辻委員　それは、子供が同性愛者であるということを受け止めるということなのか、受け止めないということなのか、どちらでしょうか。

菅内閣総理大臣　仮のことについてお答えすることは控えますけれども、非常に複雑な心境の中で、やはり、検討に検討を重ねる、そういう立場になるだろうというふうに思います。

尾辻委員　複雑な心境。実は、そういう複雑な心境になっている当事者はたくさんいます。そして、その当事者がこの国で生きてもいいんだと思えるためには平等な権利が必要で、オリンピック・パラリンピックはそれを実は日本政府に求めています。オリンピズムの根本原則にわざわざ性的指向が入ったのは、そういうIOCの意味があるんだということをもう一度かみしめていただきたいと思います。

最後、ちょっと、介護の話だけ少ししたいと思います。

実は、総理、この衆議院の予算委員会の中で、総理、私は調べたんですが、医療従事者の皆さんにはねぎらいの言葉があるんですが、介護従事者に関してはこの予算委員会でゼロ回です。今、コロナの中で、この一年、旅行にも行かず、忘年会も新年会も飲み会もせずに頑張っている介護従事者に対して、まず一言、言葉をいただきたいと思います。

菅内閣総理大臣　まず議員に申し上げたいんですけれども、私ども、コロナの中で発言するとき、必ず、医療従事者の皆さん、また介護の皆さんという、そういう中で挨拶させていただいていますことは是非御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、やはり介護現場の皆さんについては、新型コロナの感染が続く中にあっても、介護サービスを必要とする高齢者のために、強い使命感を持って献身的に御努力いただいていると承知しており、深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

そうした意味合いもありまして、前回の改定率を上回る、介護報酬につきましてはプラス改定を政府としてさせていただいたことも是非つけ加えさせていただきたいと思います。介護の皆さんから私も要請も受けまして、現場がいかに大変かというお話を伺う中で、そういうプラスの改定をさせていただきました。

尾辻委員　プラスと言うても〇・七％ですし、ちょっと最後、ワクチンなんですけれども、介護従事者の、施設の人しかワクチン優先順位になっていないんですよ。実は、半分の在宅の人たちは一般の人と同じである。

総理、もし、介護関係者の方、本当に頑張っていただいている、同じようなリスクの中で頑張っていただいているのであれば、ワクチンの優先順位も施設の方と同じにすべきじゃないでしょうか。

田村国務大臣　考え方の中で、まず、重症化される方々というのは優先するというのは、もうこれは御理解いただいておると思います。

医療関係者、介護従事者、その中で介護従事者は、施設関係者、従事者ということになっております。

これはなぜかというと、施設の場合、ひと方、感染者が、そこでお預かりになられている方が出たにしても、クラスターが出たにしても、しっかりとそこから介護をやっていただかなきゃいけない、従事者の方々は。つまり、そこから代わるということはできないわけでありまして、その後も、クラスターの中、感染防護しながら、言うなれば、しっかりと対応いただかなきゃならないということがあります。

一方で、在宅等々に対して訪問をされる方々は、場合によってそういうことが出た場合には、自ら、誰かが出た場合には、事業者が代わるでありましょうしというようなことがございまして、言うなれば、マストでその施設で対応いただくという意味からすると、やはりワクチンを打っていただいて頑張っていただかなきゃならないということでございますので、ここは優先をさせていただいておるということであります。

尾辻委員　私は介護現場で働いていましたから、今の大臣の答弁は現実を見ていません。訪問介護事業者は、今、求人倍率十五倍で、人が全然いないんです。代わりはいません。

あとは委員会でやりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

第４節

消費者・労働者の側に立つ

■第204回国会　衆議院　消費者問題に関する特別委員会　第9号　令和3年5月13日

尾辻委員　立憲民主党の尾辻かな子です。

特商法の二回目の質問をさせていただきたいと思います。

消費者庁は、消費者行政のかじ取り役として、消費者が主役となって安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する、これが理念ですけれども、こういった目的を本当に達成できている庁となっているのか、そして、この特商法、預託法改正案がそのようになっているのかという点からお聞きをしてまいりたいと思います。

今日も午前中からるるありました、クーリングオフ通知を電磁的方法で行う場合の効力の発生時期について、まず、これをお伺いします。

私、これはもう三回目なんですよ。何で三回もやらなあかんのかというと、消費者庁の答弁が答弁として成り立っていないからです。そして、何度も何度も、これでは駄目だから、修正をしなければ穴になりますよと申し上げてまいりました。どのように穴が空くのかということについて、順次お伺いをしてまいりたいと思います。

消費者庁は、これまでの答弁で、電子メールによるクーリングオフについては、その性質上、発信と同時に到達して効力が生じるから、発信主義の特則に入れなくてもよいと答弁をされてまいりました。もう何度も何度も、議事録にも残っております。

その答弁が、そしてその説明が事実かどうか、まずは、電子メールを担当しておられる総務省にお聞きをしたいと思います。

消費者庁は電子メールは発信と同時に到達をするというふうに考えておられるようですけれども、総務省も電子メールは発信と同時に到達するものと考えておられるのか。それとも、やはり、何らかのトラブル等により発信と同時に到達をしない、そういうずれもあるものだと考えているのか。総務省の御見解をお伺いいたします。

今川政府参考人　お答え申し上げます。

一般的には、メールを送受信する際、メールの送信者の利用するメール送信サーバーからネットワークを経由して受信者のメール受信サーバーにメールが送られることとなります。

通常であれば受信者側に速やかに到達するものというふうに考えておりますが、サーバーやネットワークの状況によっては、一定程度、到達に時間がかかることもあると承知しております。

尾辻委員　総務省は、一般的には速やかに到達するが、サーバーやネットワークの状況によっては、一定程度、到達に時間がかかることもあるとお答えになりました。

消費者庁は、私たちにずっと、発信と同時に到達して効力が生じるという前提で話をされてきましたけれども、総務省の電子メールに対する見解と違います。ですので、まず、この発信と同時に到達して効力が生じるということが不正確であり虚偽であるということを私は申し上げたいと思います。

答弁の撤回と修正をお願いいたします。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

今般の改正法案において、郵送等により到達までに時間を要する記録媒体に記録された電磁的記録については、発送したときに効力を生じる旨の規定を明示的に置くとともに、その性質上、到達に時間を要しない電子メール等についても、発信と同時に到達して効力が生じることとなる。

したがって、熟慮期間を確保するという趣旨は貫徹されておりまして、これまでのクーリングオフの発信主義の考え方に変更を加えるものではないというふうに考えてございます。

尾辻委員　片桐審議官、答えておられません。

その性質上、発信と同時に到達するということが総務省の答弁では違うというふうになったんですから、皆さんの言っていることは違うわけですよ。まず、そのメールに対する前提が崩れましたから、それを修正してください。イエスかノーです。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

電子メールにつきましては、その性質上、発信と同時に到達するということでございまして、それを踏まえて答弁をさせていただいているというところでございます。（尾辻委員「答えていないです」と呼ぶ）

永岡委員長　尾辻かな子君、もう一度質問してください。そうしたら、呼びます。

尾辻委員　もう一度だけ聞きます。ここで時間を取っているのももったいないので。

電子メールの性質については総務省と意見が食い違っております。総務省が電子メールの所管官庁です。ですから、それに合わせて答弁を修正するか撤回するか、どちらかお答えください。しないということであれば、しないとお答えください。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

答弁を修正するとかしないとかということではなくて、法律上の整理を申し上げているということだというふうに理解をしております。（尾辻委員「答えていないですよ。修正か撤回を私は求めています、答弁を求めています。委員長、答弁を求めてください」と呼ぶ）

永岡委員長　片桐審議官、質問にしっかりお答えいただけ

ればと思います。よろしくお願いします。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

メールの効力につきましては、仮に、クーリングオフの電子メールについて販売業者が不到達と主張したとしても、消費者がクーリングオフを行使したことが明確であれば、クーリングオフは電子メールの送信をもってその効力が発生し得るというふうに考えられます。

また、クーリングオフについては、正しく行使すればその効果が認められ、これに反する特約は無効であるということでございます。

こういった法律の解釈について答弁させていただいているということでございます。（尾辻委員「修正するか撤回するかを聞いています。答えていません。しないなら、しないと答えてください」と呼ぶ）

永岡委員長　もう一度、しっかりと、片桐審議官、お願いいたします。そこの部分だけ、はっきりと言っていただければ。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

修正も撤回もいたしません。

尾辻委員　ということで、総務省における電子メールというのは、もちろん発信と同時に到達も通常はするけれども、やはりサーバーやネットワークの状況によって、一定程度、到達に時間がかかるよというものだよという性質ですけれども、消費者庁における電子メールは、いや大丈夫です、発信と同時に到達して効力が生じる、それが消費者庁の考える電子メールであるということをおっしゃったということで、何と現実から離れた答弁かなということです。

そもそもの、発信主義の特則を入れなくていいという前提が崩れているんです。それを今から法案としてやっていくということがいかに御都合主義的な話なのかということがよく分かりました。今、Gメールもそうですよね、皆さん、iPhoneとかもそうですよね、メールを送っても、届かないとか遅延するというのはよくありますよね。でも、消費者庁はその立場に立たないということです。消費者が送るメールはすぐに届くということをおっしゃっているということがよく分かりました。

次に、法務省にお聞きいたします。

今回、特商法の改正案には電子メールは発信主義の特則に入れませんでした。これは、午前中の門山さんの質問のときにもはっきりとお答えをされております。ですので、発信主義の特則に入らないということは、特別法において、特別法である特商法において定めがなくなりますから、民法の原則によるのが文理解釈の原則であると池本参考人も指摘をされました。

そこで、法務省にお聞きいたします。

まず、民法において、電子メールの意思表示は、特別法に定めのある場合を除いて、到達時に効力を生じるということでよろしいでしょうか。

堂薗政府参考人　お答えいたします。

意思表示の効力発生時期につきまして、民法では、九十七条一項において、「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定しております。

したがいまして、電子メールによる意思表示につきましても、特別法に別段の定めがある場合を除いてこの規定が適用され、その意思表示が到達したと言える時点からその効力が生じるということになるかと思います。

尾辻委員　明確に、民法では届いた時点から効力を発するという到達主義であるということを明確に述べられ、特別法の定めのある場合を除いてはそうだということです。

更にお聞きをいたします。

九十七条二項、わざと妨害するとか、そういうことの場合を除いて、例えばプロバイダー等の原因、つまり事業者側に帰責性がないような状態とかが考えられますけれども、発信と到達が同時に起こらなかった場合、到達時に効力が発生をするということでよろしいでしょうか。

堂薗政府参考人　お答えいたします。

ただいまお答えしましたとおり、意思表示は、電子メールによるものを含め、相手方に到達したと言えるときからその効力を生ずるということになります。

意思表示の到達時点の認定につきましては、最終的には個別の事案における裁判所の判断によるものの、例えば、電子メールの発信後、プロバイダー側の原因により直ちに相手方がそれを閲読できる状態にならなかった場合には、その時点で到達したとは言えず、意思表示の効力は、到達したと言える時点、すなわち閲読可能な状態になった時点であると考えられるところでございます。

尾辻委員　九十七条一項は、サーバーとかプロバイダーの遅れによって到達をしたとしても、相手の手元に届いて読めるようになったときに効力を発するということになりました。

そして、次のも大きな大きな争点です。

今回の特商法の改正案は、つまり、一般法の効力をないように、ちゃんと特別法の定めがあるものなのか。そして、私との二回の質疑の中で消費者庁は、通達によって発信主義を担保するんだとはっきりとお答えになりました。

では、法務省にお聞きをいたします。

特別法の条文に定めがなく、通達によって特別法の効力は定められるものなんでしょうか。

堂薗政府参考人　お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、民法では一般法として到達主義を取っておりますので、その例外を設けるというこ

とになれば、それは特別法が必要になるということになろうかと思います。

尾辻委員　もう一度、大事なところなので聞きますけれども、一般的でいいです。通達で特例を定められますか。それとも、特例を定めるためには特例法が必要ですか、条文が必要ですか。

堂薗政府参考人　お答えいたします。

もちろん、通達で創設的に民法の例外を設けるということはできないかと思いますので、何らかの根拠となる法律、特別法が必要だということになろうかと思います。

尾辻委員　明確に、根拠法が必要であるということになります。

今回の特商法にその根拠法はございますか。

片桐政府参考人　繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、特商法の解釈について述べているもの、御答弁申し上げているところでございます。（発言する者あり）

永岡委員長　止めてください。

〔速記中止〕

永岡委員長　では、速記を起こしてください。

片桐審議官、お願いいたします。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

電子メールについては、その性質上、発信すれば直ちに到達することから、あえて規定を設けることはしていないということでございます。

尾辻委員　委員長、私の言葉に答えるように言ってくださいね。

根拠条文がありますか。特別法による定めがないと、民法が一般法として行くんです。では、今回の特商法に根拠となる条文、一般法が適用されないという根拠となる条文がありますか、ありませんか、このどちらかです。消費者に関する法律ですよ。消費者が分からない、私たちも分からないような答弁をされたら困ります。しっかり答えてください。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘の電子メールの効力を発生する時期について、電子メールについては、性質上、発信すれば直ちに到達することから、あえて規定を設けることはしていないというところでございます。（尾辻委員「答えていません。これでは、これ以上質疑できません。答えさせてください、委員長。止めてください。これは大事なところですよ」と呼ぶ）

永岡委員長　止めてください。

〔速記中止〕

永岡委員長　では、速記を起こしてください。

片桐審議官。

片桐政府参考人　お答え申し上げます。

特商法のクーリングオフ制度の趣旨に鑑みて、この特商法の解釈として、電子メールについては送信をもってその効力が発生するということでございまして、それを踏まえた今回の法改正の提案をさせていただいているということでございます。（尾辻委員「答えていません。委員長、もうこれは三回目ぐらいですよ。ちゃんと答えさせてください。手を挙げられません」と呼ぶ）

高田政府参考人　お答えいたします。

特商法で、九条二項で、当該書面を発したときとか、そういう規定がございます。この規定が置かれている趣旨は、郵便等による送付等を念頭に置いたときに、消費者に与えられるクーリングオフを行使するかどうかの熟慮期間が確実に確保されるよう、郵便等によるクーリングオフの相手方への到達に要する期間によってクーリングオフの期間が実質的に短くならないように設けられた規定でございます。

この点、電子メールについては発信すれば直ちに到達することからあえて規定は設けないという解釈の下に、今回の条文を提案しているところでございます。（尾辻委員「同じ答弁をして、私の質問に答えていません。答えさせてください。答えないなら、一旦休憩して議事整理してください。答弁整理してください。これ以上質疑を続けられません」と呼ぶ）

永岡委員長　尾辻かな子君、今、解釈をおっしゃっていましたよ。

尾辻委員　違いますよ。根拠法があるかないか聞いているんです、特商法に。あるともないとも答えていないじゃないですか。もう五回ぐらい聞いています。

高田政府参考人　お答えいたします。

委員御指摘の何か特別な規定ということでいいますと、現在の九条の二項がございますけれども、今回は電子メールです。電子メールですので、このような規定は置いていない。

そういう意味では、委員が御指摘のような、二項のような規定はございません。ただし、それは解釈としてこれは必要ないと考えたというものでございます。

尾辻委員　根拠を置いていない、それでは、民法の九十七条の到達主義になるという解釈になります。よろしいですね。イエスかノーです。

高田政府参考人　先ほどから御説明しているとおりの、消費者庁は、このような解釈で条文を提案しているところでございます。（発言する者あり）

片桐政府参考人　先ほどから答弁申し上げているのは、特商法のクーリングオフの制度の趣旨に鑑みて、踏まえて、特商法の解釈について申し述べているところでございまして、民法のその原則とのそごというのは生じていないとい

うふうに理解をしております。

尾辻委員　同じことを何回も聞いております。ここにいていただいている皆さんは、消費者庁がごまかしの答弁をしておられることは百も承知だと思います。

これは、一足す一は二になりますよね、白い色のものは白ですよね、黒い色のものは黒ですよねということだけを聞いているだけで、価値判断を聞いているわけではありませんよ。一足す一は二になりますかというのに違う答弁ばかりされたら、これは質疑になりませんし、私たち立法府を何だと思っているんですか。

もう一度だけ聞いて、これでできなかったら、私、もう質問を打ち切ります。こんなの、できませんよ、これ以上。理事会を開いて、答弁修正をしていただくなり、答弁撤回するなり、新しい解釈を持ってくるなりしていただかなければ、これ以上質疑はできませんということを申し上げて、最後にもう一度だけ申し上げます。

今回、消費者庁は、電子メールによるクーリングオフをいわば発信主義の特則に入れなくても効力が生じるんだ、発信するときに効力が生じるんだと言っている。法務省は、それであれば、民法に、それは違うんだから、特別法によって定めなければ、特別法の条文によって定められないとそれは担保されないんだ、通達では担保されないんだと言っているんです。今までずっと、通達によって担保すると言っていたやつが、法務省の解釈、一般の民法の解釈ではそれは駄目だと言われたんです。

だから、今回、電子メールによるクーリングオフは、九十七条一項の、民法による到達主義になりますね。イエスかノーです。これがイエスかノーで答えないなら、これ以上できませんよ。消費者に関する一番大事な法律をやっているのに、そこの根拠の条文があるかないかすら答えないというのは、立法府を愚弄していますよ。白い色は白でしょう。黒は黒でしょう。一足す一は二ですよ。ただそれだけを聞いているのに、そこをごまかした法律なんか作れませんよ。

もう一度。イエスかノーですよ。

高田政府参考人　お答えいたします。

特商法上、委員御指摘のような趣旨の条文は九条二項にはございませんけれども、特商法の趣旨を鑑みて、消費者庁として、これはこのような趣旨であると、通達で可能であると考えております。（発言する者あり）

永岡委員長　止めてください。

〔速記中止〕

永岡委員長　速記を起こしてください。

高田次長。

高田政府参考人　お答えいたします。

メールは、法務省のお話にもありましたように、発信すれば到達したときに効力を生じるものでございますけれども、このクーリングオフの趣旨から考えれば、発信していれば到達したと考えられる場合があり得る、そういうことを通達で示したい。つまり、到達したと考えられる場合、例えば発信の記録があるとか、そういう場合でございます。（尾辻委員「答えていないんですけれども。民法九十七条一項の到達主義になりますか、なりませんか。イエスかノーだと言ったはずです」と呼ぶ）

法律的には、委員御指摘のとおり、到達したら効力を生ずるというものでございます。発信した場合は多くは到達する。到達していないと言われても、発信が確認できれば到達したというふうにこの法律では扱う場合があり得るということでございます。

委員御指摘のように、到達している、ないしは到達したと考えられ得るというものが合わされば、それで、発信した結果、到達してクーリングオフということになるというものでございます。

尾辻委員　イエスかノーで答えられる質問をもう一度だけします。これで答えなかったら、議事を止めてください。理事会で議事整理してください。

今、お答えになりました、九十七条一項の民法の到達主義によると高田次長はお答えになりましたね。

高田政府参考人　お答えいたします。

到達主義といえばそうかもしれませんけれども、ただし、発信して到達したと考え得る場合は到達したと考えられるというのがこの制度の趣旨であるということでございます。委員御指摘のとおり、到達しないといけないという意味では到達でございます。

尾辻委員　ということでありまして、今回の特商法において、電子メールによるクーリングオフは、到達をしないとその効力を発しないという九十七条一項が適用されるということを高田次長もお認めになりました。

私たちは、これは、それでは消費者の利益にならないから、ちゃんと九条二項の発信主義の特則に入れてくださいよ、これを入れたらクーリングオフはこれで成立するんですからと言ってきたのに、結局、詭弁を弄し、そして、条文もないのに、気持ちだけで、いやいや、発信したら効力があるんですと、私たちにずっとうそをついてきたんですよ。

ということで、今までの審議が全部無駄になっています。なので、修正した答弁をしっかりともう一度出していただけますか。今まで、だって私たち、もう参考人もやって、一回目もやって、でも、その答弁、崩れたんですよ、今。変えました。ですので、ちゃんと、変えたということでみんなに説明がいただきたいので、一旦、暫時休憩いただけませんか。法案審議の途中で法案の解釈を変えたんですか

ら。消契法のときと一緒ですよ、これ。

永岡委員長　高田次長、きちんと説明をお願いいたします。

高田政府参考人　到達すれば効力を生じるというものでございます。発信すれば普通は到達する。ただ、到達しない場合も、恐らくサーバー等の原因で到達しない場合もあるかもしれない。それも、発信したということが分かれば到達したとこの法律では扱うというものでございます。

到達しないと効力を発しないという意味では、先ほど法務省さんとちょっと整理した結果、そういうことだろうと、それに基づいて今までの説明を整理させていただいたものでございます。

尾辻委員　委員長にお願い申し上げます。

今までの消費者庁の答弁と今答えた答弁は事実が違います。なので、きっちりと消費者庁に、答弁をして、理事会に持ってきていただいて、整理をしたものを私たち聞かないと、これ以上審議できません。今までの審議、全部無駄になっていますから。委員長、一回止めてください、そして理事会に入ってください。

永岡委員長　もう一度、しっかりと……（発言する者あり）

高田政府参考人　お答えいたします。

今までの答弁は、発信したら到達して効力を生じるというふうにお答えしておりましたので、到達して効力を生じる、そこは変わっておりません。（発言する者あり）それは、だから、到達していない場合であって、到達していない場合は、発信したことが分かれば、それは発信して到達したものと考え得るというものでございます。

永岡委員長　尾辻さん、いかがですか。

尾辻委員　答えていませんよ。答えていないので、これ以上続行できません。答えさせてください、整理させてください、委員長。

永岡委員長　それでは、最後、もう一度聞かせてください。高田次長、よろしくお願いします。

高田政府参考人　お答えいたします。

発信と同時に到達して効力が生じる、そこは変わっておりません。特商法の解釈といたしましては、発信していれば、発信ということが確認していれば、特商法上のクーリングオフの効力は生じる。それは、特商法の趣旨として、冷静になって考える期間というのが短くならないという意味でございますので、そこは変わらないというところでございます。

永岡委員長　尾辻かな子さん、終わっておりますけれども、しっかりと質問もしていただきたいと思いまして、延ばしております。

尾辻委員　もう一度申し上げます。もう皆様は分かっておられると思いますので。

今まで消費者庁は、発信と同時に到達してその効力が生じるから、クーリングオフは発信と同時にその効力が生じると言ってきたんです。しかし、法務省に聞いたら、それをするためには条文が必要だと言ったんですよ、通達じゃ駄目だと。その条文はありますかといったら、条文はないんですよ。だから、到達主義になりますね、九十七条一項、民法の到達主義になりますねということをお認めになりました。

今までのやっていた答弁と百八十度というか、違うことになりましたから、ちゃんと整理をして、理事会に出していただいて、説明をしていただかないと、今までの解釈と変わったんです。ですので、これでは採決できませんよ。そして、今までの審議も無駄になっていますからね。消費者庁が、自分たちで勝手に、いや、自分たちはこう言っているからそうなるんだと。根拠の条文はありますか、ない。法務省に聞いたら、条文がないとそんなことはできませんよと言われたんですよ。これでできるというなら、立法府を愚弄していますよ。ですから、これ以上審議できません。

委員長、これはすごく大事なところですから、休憩をしていただいて、ペーパーで今の解釈を出すように、それまで審議を休憩してください。

永岡委員長　今の尾辻さんの質問と、法務省共に、少しまとめていただいて、分かりやすく、しっかりと、理事会に持ってきて、議論させていただきたいと思います。いかがでしょう。（発言する者あり）理事会というよりも、ここでもっと話合いができるように、まとめていただけるとありがたいと思います。（発言する者あり）

今の尾辻さんの議論ですね、尾辻さんがおっしゃるには、これは消費者庁の意見が変わったと。変わったということですから、そういうことを、しっかりと、そうではない、そうであるということを、消費者庁、また法務省の方も御協力いただきまして、ひとつ話合いをしていただきまして、筆頭間で話合いができるようにちょっと議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

理事会というと長時間になりますけれども、次の質疑者がおりますので、そういうところではなかなかできないかと思いますが、是非よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

質疑は続行させていただきますので、尾辻議員、本当にありがとうございます。

尾辻委員　私は、休憩をし、議事整理をしていただきたいということを求めました。ただ、委員長としては休憩をしないということですね。

永岡委員長　そうです。このまま続けさせていただきます。

尾辻委員　大変残念です。

一言で申し上げると、消費者庁にお願いしたいのは、電子メールによるクーリングオフは到達しないと効力を発し

ませんので、デジタル化といっても、そういうふうに消費者の利益になりませんので、皆さん、電子メールによるクーリングオフはやめてくださいということを言っていただきますようにお願いを申し上げたいと思います。

以上、終わります。

■第204回国会　衆議院　厚生労働委員会　第25号　令和3年6月4日

尾辻委員　今日はちょっとデジタル化の部分でのシステムのことを聞いていきたいと思うんですけれども、デジタル化が進む中で、便利になるデジタル化というのはどんどん進めていく、ただし、デジタルデバイドも気をつけていかなければいけないと思うんですけれども、ただ、そういうのを余りに急いで進める余り、様々な弊害が出てきているんじゃないかということでお聞きしていきたいと思います。

まず、介護システム新システムのパンクというか不具合についてお聞きしたいと思います。

今年度から新たな介護システムが導入されました。科学的介護情報システム、LIFEというシステムでして、これは、従前からあったCHASEというのとVISITというのが統合されて、この四月から運用される予定となっていた。ところが、運用開始の四月のとき、四月のちょっと前からシステムがパンクをしてしまって、全然アクセスできない。私も現場の方から、このLIFEがちょっともうどうにもなっていないんだけれどもということを聞いておりまして、結局、厚労省さんは八月からの運用ということで改めるということになったということなんですね。

このLIFE、科学的介護情報システム、まず、システム導入のコスト、運営コストをお聞きしておきたいと思います。

土生政府参考人　御説明いたします。

先生御発言いただきましたとおり、従来VISIT、CHASEとなっておりましたものを令和三年度からLIFEとして、科学的介護情報システム全体として一体運用しているということでございます。

令和二年度の予算でございますけれども、合わせまして約五億円、それから、令和三年度につきましては総額で約六億円という予算になっているという状況でございます。

尾辻委員　次に、本題なんですけれども、なぜこういう運用の段になってIDやパスワードが何かうまく発行されないとか不具合が起こったのかということ、これは大臣に私も質問通告していますね。今後の対応、この辺り、大臣からお聞きしたいと思います。

田村国務大臣　このLIFEですけれども、データを提出していただいて、PDCAサイクルといいますか、そういった取組をやっていただければということで、これに報酬を加算するというような、そういう事業をスタートしたわけでありますけれども、言われたとおり、ID、パスワードを通知するはがきの発送の遅延でありますとか、それから窓口ですね、いろいろな相談窓口、ヘルプデスクといいますか、それ自体が大混雑をしたということで返答が遅れたということでありましたので、それに対しては、相談体制の強化を図った上で、四月十六日までにはがきは発送を完了したということであります。

しかし一方で、かなり遅れたものでありますから、もちろんPDCAサイクルに沿った取組の実施をやってくださいという上で、LIFEへのデータの提出期限、これを、やはり遅れておりますので、三か月間猶予をさせていただいて、その上でこの事業をスタートしていくということにいたしたわけでございます。

尾辻委員　なぜこのようなことが起こったんでしょうか。

田村国務大臣　先ほども申し上げましたけれども、新規利用者へのIDとパスワード、これを通知するはがきの発送が遅れたというのが一番の理由のようであります。

結果的に、それに対して当然窓口に聞きますよね、どうなっているんだといって。そこもパンクしちゃったということで、大変御迷惑をおかけいたした。ID、パスワードが出ませんから、当然のごとくデータ自体も送れないということになったというわけであります。

尾辻委員　なぜそこが遅れたのかというところが、準備不足だったのか、それとも数が多過ぎてさばき切れなかった、なかなか予測よりもアクセスが何か多かったとか、この辺は参考人の方でも結構です。教えてください。

土生政府参考人　お答えさせていただきます。

四月からスタートということで、三月下旬までに相当数の申込みをいただいたということでございまして、用意しておりました体制に比べまして申込みの事業所が見込みを上回ったということで、処理に時間がかかりまして、それではがきをお返しするのが遅れた、こうした関係でございます。

尾辻委員　準備が、想定より多かったということで、これはやはりちょっと現場も混乱して大変だったので、二度とこういうことが起こらないように、しっかりと御準備をいただきたいと思います。

科学的介護情報システムが本当に機能するのかどうか、なかなか、この辺もまた今後聞いていきたいとは思うんですけれども、今日は、ちょっとそれに併せて、実は、厚労

省の介護システムでは、システム開発において過労自死が起こっております。

これが、今日、配付資料にもつけさせていただきました、先ほど申し上げたLIFEの前のシステムのCHASEの開発の際に、東芝デジタルソリューションズに勤務をする入社五年目の三十歳の安部真生さんが二〇一九年十一月十六日に過労で自死をされておられます。本当に痛ましくて、心から哀悼の意をささげるものでありまして、残された御遺族の皆さんの悲しみと悔しさというのはいかばかりかと、本当に言葉もありません。

まず確認ですけれども、こちらの案件は、二〇一九年六月に厚生労働省老健局が発注したシステム開発中の出来事であるということでよろしいでしょうか。

土生政府参考人　御説明させていただきます。

先生御指摘の大変痛ましい事案でございますけれども、令和元年度に厚生労働省から委託事業としてLIFEの前身のCHASEのシステムの構築を行っていたところでございますけれども、このCHASEのシステムの構築を受託されていた事業者におきまして、その業務に従事をされていた方が委託期間中に自殺をされたということ、その後、それに関しましては労災の請求が行われまして、令和二年十二月に精神障害の労災認定基準に該当するものとして労災認定が行われたという事実経過でございまして、厳粛に受け止めているところでございます。

尾辻委員　本当にこれはあってはならないことで、皆さんに働き方改革をお願いし、過労死や過労自死をなくしてくださいとお願いしなければいけない厚労省がシステム開発によって相手先で過労自死を起こしたという、これはやはり厚労省にも私は責任があると思います、発注先ですから。

実は、今、官公庁のシステム発注は、ブラック発注というんでしょうかね、本当に各事業者さんからは、官公庁から出てくるシステム開発は、ちょっといろいろな注文が多かったり、納期も短くて長時間労働になっている、官製過労死を生み出してしまっている、こういう状況があるんじゃないか。これは実は経団連からも言われているわけです、ちょっと官公庁のシステム発注の仕方をどうにかしてほしいということを言われています。

今回のこの安部さんのことでいうと、遺族側代理人の山岡遥平弁護士が厚労省と協議をされておられます。今回、実は東芝デジタルソリューションズ側の働かせ方がどうだったのかというのとともに、指摘をされているのは、厚労省とそのシステムの協議の場で精神的負担を受けていたことがうかがえると。つまり、この過労自死される中で、厚労省との協議、厚労省がそういう発注先に様々なことを依頼した、この部分が精神的負担になったのではないかという指摘がされているわけです。

山岡弁護士は再発防止を目指して厚労省に協議を申し入れたということですけれども、この進展はどうなっていますでしょうか。

土生政府参考人　お答えいたします。

先生御指摘の件につきましては、弁護士、御遺族等が記者会見等をされておりますので、その範囲で御説明をさせていただきますと、本年三月三十一日に、御遺族、それから代理人の弁護士の方が厚労省にいらっしゃいまして、当省の職員と面会を行ったということでございます。その際、本件の納期設定の事実関係でございますとか、あるいは今後の改善につきましても御要請をいただいたというところでございます。

現在、省内におきまして、いただきました要請への対応につきまして検討作業を進めているところでございまして、今後できる限り早くお答えするとともに、真摯に対応してまいりたいと考えております。

尾辻委員　できるだけ早くということなんですが、三月三十一日に要請をされて協議されているわけなので、返答のめどというのはどれぐらいになりますか。

土生政府参考人　お答えいたします。

当初、約一月ぐらいではお答えしたいと考えていたところでございますが、諸般の事情の中で作業が遅れているということは否めないところでございます。できるだけ速やかに御回答できるよう、省内の調整をしてまいりたいと考えております。

尾辻委員　ちょっとめどが示されていないわけですけれども、これは本当に二度と起こしてはいけませんから、しっかりとその協議の、申入れの内容に真摯に答えていただきたいと思うんですね。

これは何が問題かというと、二〇一九年四月から、実は大企業の残業時間については罰則つき上限が適用されているんですよ。安部さんが亡くなったのは二〇一九年十一月ですから、直前の一か月が百三時間働かれて、百三時間ということですから、百時間を超えた残業時間になっているんです。つまり、厚労省が定めた罰則つき上限が守られていないということは、ちょっと本当に看過できない。発注元としてもこれは本当に看過できないと思うんです。

ちょっと確認をしますけれども、各発注において現場のそういう労働時間とか労働環境というものはフォローされているんでしょうか。把握されているんでしょうか。

土生政府参考人　お答えいたします。

厚生労働省でございますけれども、調達の相手方としてふさわしくない事業者、これは排除すべきということでございます。

例えば、調達案件に応じまして、過去一年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者はそも

そもこの競争に参加する資格がないという取扱いをしているところでございますけれども、本件につきましてはこうした事案には該当していないということでございまして、入札の結果として、同事業者と契約をしているということでございます。

尾辻委員　ちょっと今答弁が食い違ったので、済みません。

大体、厚労省が発注するときに、このCHASEでも結構ですけれども、相手先の労働時間とか労働環境というのはチェックされていますか。

土生政府参考人　今申し上げましたとおり、入札の参加資格としまして、例えば労働基準法違反による行政処分等を受けているという事実がないということは確認いたしますけれども、個別の労働環境までは把握していない。それは排除の要件にはなっていないということでございますので、入札可能ということでございます。

尾辻委員　入札可能要件ではなくて、発注して、そこの納期までに仕上げるのがあなたたちの仕事だよと言って、その発注先がどういう働かせ方をしているのかということをやはり全く見られていないんですよ。だからこういうことが起こってしまうわけです。だから、ここはやはり把握すべきだと私は思うんですよ。

今、実は過労死防止大綱案に官公庁が適切な発注を求める項目が入りました。これはどのような内容でしょうか。

吉永政府参考人　お答え申し上げます。

今年度、過労死等の防止のための対策に関する大綱の見直しの時期を迎えておりますため、労使や過労死の御遺族の方が委員として参画いただいております過労死等防止対策推進協議会におきまして、昨年十一月から四回にわたりまして、大綱の見直し案につきまして御議論いただいているところでございます。

協議会委員から、建設やシステム開発の分野等で行われております公共調達の取引におきまして長時間労働につながる慣行が見られるといった御意見をいただいたことを踏まえまして、大綱の見直し案におきましては、行政機関との取引における長時間労働につながる商慣行の改善に向けた取組を盛り込んだところでございます。

尾辻委員　だから、厚労省がこういうことを過労死防止大綱にまでやっているのに、そのお膝元がそんなことができていなかったり、各発注においても発注先の労働環境をフォローしていないという状況があるわけです。これは私は本当に問題だと思います。

これは構造的に問題があって、厚労省側にシステムの専門家がいない、さらに、納期が厳しい案件が多い、だから、システム開発発注において過度な負担を相手方に強いる開発スケジュールになるということで、ここをやはり、ちょっと大臣、厚労省で発注した案件でこういう過労自死が起こったというのも、私は本当に大問題だと思っています。三十歳の方が亡くなるなんということが起こっているわけですから。

しっかりとこういうところを、発注先の労働環境を把握したりとか、自分たちがむちゃなスケジュールで発注していないか、変更を求めていないか、ここはやはり自分たちでもちゃんと検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

田村国務大臣　厚生労働省省内の情報システムを統括しているPMO、こういう、要するに外部専門人材を含めた体制整備をしているんですよね。そこでシステム調達について調達仕様書の審査を行っているということでありまして、見積りでありますとか技術、工期、工数の妥当性、こういうものはここで審査しております。

ですから、一定程度、そんな過度な、もちろん途中でいろいろな変更なんかがありますから、初めの契約から徐々に変わってくる部分もあるんだと思いますけれども、基本的にそんなむちゃなことはやらないといいますか、一応チェックは入れていますが、ただ、発注したところの、仕事を受けた体制ですよね。

人の体制もその時々で変わっていくでしょうし、そこまで全てチェックというのはなかなか、入口ではある程度できますけれども、全部やろうと思うと、それこそ労基が入って働き方全体をチェックするなんということはできないわけでありますから。一定程度、言われる意味で、入口で余り過度な、むちゃな発注期間といいますか、そういうものは出さないというのは当然のごとくでありますけれども、最後まで全て見るということは、なかなかこれは事実上難しいんだろうというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、厚生労働省が発注した先で過労死が起こったということ、これは我々、厳粛に受け止めなければなりませんので、こういうことも一つ、我々としては、教訓といいますか、本当に気の毒な事例でございますから、そういうことが起こってはいけないわけでございますので、次に向かって、そういうことが起こらないようないろいろな配慮といいますか、それはしていかなければならないんだというふうには思っております。

尾辻委員　実は、一番最初に聞いたLIFEのシステムは、東芝デジタルソリューションズが引き続き請け負っているんです。つまり、CHASEの開発で過労自死を起こした会社が、そのままLIFEもやっている。

先ほど局長の方からは、いや、いわゆる行政的な処分がない限りは入札はそのままやるんだということなんですけれども、これでは会社側に何の制限もないわけです。それは、ちゃんとこの原因究明とか改善を担保しない限り入札できないとか入札資格を失うとか、やはり何らかのこうい

う参入規制は、私は、必要じゃないかと。そうじゃないと、会社の体質が変わらない、その体質の変わらない会社にまた同じようにシステム開発をお願いしているというのは、私はこれはいかがなものかと思うんですが、大臣、いかがですか。

田村国務大臣　今答えたとおりでございますので、それを発注要件といいますか入札基準の中に入れろという御提案なのかも分かりませんが、これは厚生労働省だけの問題ではございませんので、公共調達における規定という話になると思いますので、ちょっと私からは今お答えできないというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、そのようなことはあってはいけませんので、そのようなことがないように、我々としては細心の注意は払っていかなければならないというふうに思っております。

尾辻委員　一人の命がなくなっているということに関して、では、何か細心の注意というのは、一体どういうことをされるんでしょうか、これから。

田村国務大臣　先ほども申し上げましたけれども、PMOという、言うなれば外部専門人材も含めて体制を整備しております。これは、要するに、言うなれば情報システム全体の専門的な知識をお持ちの方々であって、ここが、選定予定の技術、工期、工数、この妥当性といったものを、こういう観点から審査を行って、過重な発注にならないようにということをお伝えさせていただいておるということでございます。

そういう意味では、しっかりと細心の注意を払いながら、そういうことにならないように、また、多分担当者の方と接する機会が多い職員もおると思いますから、そういう者も細心の注意を払いながら、そのような過度な仕事が行かないように、相手先の発注先ともいろいろな話をしながら業務を進めていくということが重要なんだというふうに思っております。

尾辻委員　そのPMOはCHASEのときも入っているわけですよね。今回のこの過労自死が起こった案件でも、ちゃんと見て発注していても起こっているんですよね。違うんですか。

土生政府参考人　契約に基づいて事業をやっておられる中で、それぞれ、事業の進め方ですとか内容ですとか、当然、老健局の職員とそれから受注者側と定期的に協議は行っているということでございます。

ただ、受注の企業側でどういう体制でこの仕事をされているかということは、それは事業者の方で御判断いただくということでございまして、個々の労働環境といいますか、そういうようなことを発注した役所の側でフォローしていくということは、少なくとも事実関係としては行われていなかったのではないかと思います。

尾辻委員　結局、全然今のでは防止策になっていないし、本当に、皆さんが発注したシステムで、システムエンジニア一人亡くしているんですよ。何でそんな他人事のような答弁をされているんですか。本当に反省の弁はあるんですか。全然、今聞いても言い訳ばかりじゃないですか。ちょっと、こんな答弁じゃ許されませんよ。厚労省でしょう。

土生政府参考人　冒頭申し上げましたとおり、お亡くなりになられたということは重く受け止めておりまして、そこは厳粛に受け止めているということでございます。

尾辻委員　では、大臣、ちょっと決意だけでも結構ですから、もう二度と、システム開発、こういうことで、厚労省が発注したシステムで過労自死を起こさない、過労死を起こさない、そういうチェック体制を築くんだ、そういう決意ぐらい示していただけませんか。

田村国務大臣　入札自体、法令違反等々で行政処分を受けていれば、これは当然入れないわけであります。

今般、過労死でお亡くなりになられたという痛ましい案件でありますが、これは個別事案でございますから具体的な内容は申し上げられませんけれども、それは当然、労働基準法にのっとって、それに対してのいろいろな対応をしている。至らぬ点があれば、それに対して対応して、それを直していただくということをやっておるわけでありまして、それはそれで、労働基準行政、監督行政の中においてしっかりと、過労死のないような対応を各企業等々にしていただくべく、指導なりいろいろなことをやっておるわけであります。

でありますから、そこはそこでしっかりと、過労死がなくなるような、そういうような企業運営等々に指導をやるわけでありまして、それと、入札の場合は、法令違反、これは我が省だけではなくて、法令違反で行政処分を受けた者に対しては入札に参加できないという基準があるわけでございますので、それはそれとして我々としては遵守をしながら、過労死がなくなるように、これは労働行政でございますから、しっかり対応させていただくということであります。

尾辻委員　今回の場合は、厚労省もむちゃな要求をしたことが過労自死になった原因の一つだと指摘をされているわけです。それに対しての、何か入札システムの制度の話をされて。

ちょっと、大臣、もう一度お聞きします。もう制度の話は結構です。ただ、責任者として、厚労省が発注したシステムで発注先の企業のSEの三十歳の方が命を奪われた、なくしてしまったということについての真摯な反省と、そして、御遺族に対しておわびの言葉を是非述べていただきたいと思います。いかがですか。

田村国務大臣　お亡くなりになられた方は、本当に、過労死ということで、痛ましい事件でございますので、我々もお悔やみを本当に申し上げるわけであります。

過度なものかどうかというのは、一応、先ほど来申し上げておりますとおり、PMO等々で調達仕様書案等々の審査をした上で発注をさせていただいておるということであります。

そういう意味では、おわびというよりかは、こういうような事案が起こらないように、これからも過度な発注が起こらないような体制を取っていかなければならないというところが重要なところでございますので、このような事案が起こらないように、我々としてはこれからも対処をしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

尾辻委員　いや、大臣、例えば、では御遺族、家族の方からすれば、やるせないわけですよね。働いているときに、働きながら過労死が起こるというのは、本当に、それも三十歳の方ですよ。何かもう、私は本当にこれは大いなる矛盾だと思うんですよ。厚労省発注のシステムでこういうことが起こったということに対して、御遺族の方に対して、いや、私たちは入札のところでPMOがちゃんとやりますから、入札の制限はそういう法令違反がない限りはやるんですということではない。

反省の気持ちとか、本当に申し訳なかったと思う気持ちが全然、ちょっと答弁から伝わらないんですけれども。（発言する者あり）

鈴木政府参考人　情報政策を担当しています統括官でございます。

入札の際のお話につきましては先ほど大臣が御答弁したとおりでございますけれども、大臣のお話にもありましたとおり、システム開発をやっている途中においては、仕様の変更であるとかいろいろな手戻りとか、いろいろなことが起こります。

そうしたことがいろいろ、受注された会社の従業員の方の労働時間の延長などにもつながっている可能性もございますので、こうしたことがないように、私どもでは、大規模なシステムや重要度の高いシステムにつきましては、工程管理支援業者を設けるとか、そちらで実際の工程などの管理を行って過度な負担にならないように注意しておるところでございますので、今後、こういったことを活用いたしまして、受託者と委託者がしっかりと連携して、二度とこういうことがないようにしてまいりたいと考えてございます。

尾辻委員　今、委員会の中から、私が言い過ぎだと言っておられる方がいるんですけれども、そんな、元政務官の方がですよ。（発言する者あり）

とかしき委員長　御静粛にお願いします。

尾辻委員　一人の方の命がなくなって、言い過ぎだとか……（発言する者あり）

とかしき委員長　御静粛にお願いします。

尾辻委員　経団連ですらどうにかしてくれと言っているんでしょう。過労死大綱にも入れている問題でしょう。何を言っているんですか。（発言する者あり）

とかしき委員長　御静粛にお願いします。

尾辻委員　では、もう一度聞きますけれども、こういう類似事案は厚労省の中でこれ以外にない、言い切れますか。類似事案、ありませんね。確認します。どなたでも結構です。

鈴木政府参考人　こういう事案というのが過労死事案ということで理解いたしますと、システム開発でこれまで過労死事案等が起きたことは承知していないところでございます。

尾辻委員　こういう案件は二度と起こしちゃいけませんよ。特に、デジタル庁になって、今もそうですけれども、どんどんシステム開発を、いっぱいしているわけですよね。

そんな中で、私もいろいろなことを聞いてきましたけれども、今日はちょっとオリパラアプリとかを聞こうと思っていましたけれども、本当に政府のむちゃで、現場がデスマーチみたいになっているとよく聞くわけですよ。では、それを止められるのはどこかといったら、厚労省しかないわけですよね。そのお膝元でこんなことが起こったということに、言い過ぎだとかという。そんなことが来るのは、私、ちょっと納得できません。また聞きたいと思います。

以上で終わります。

第５節

女性国会議員として　LGBT当事者として

■第198回国会　衆議院　厚生労働委員会　第22号　令和元年6月5日

冨岡委員長　次に、尾辻かな子君。

尾辻委員　立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

一般質問を二十分頂戴しました。ありがとうございます。

ちょっと短い時間ですので、答弁は簡潔にお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、まず、毎月勤労統計のことについて大臣にお伺いをしたいと思います。

厚生労働省は、五月二十四日に、毎月勤労統計の集計にミスがあって、この日に予定していた三月分の確報と二〇一八年度分確報の公表を延期して、三十一日に、訂正したものの発表がありました。

これだけ集中審議をして毎月勤労統計の議論をやってきたのにまだこういう集計ミスがあるということで、本当に言葉もありません。大臣の見解をお聞きいたします。

根本国務大臣　毎月勤労統計の平成三十一年三月分結果確報及び平成三十年度分結果確報について、公表を延期するとともに数値を訂正する事態が生じたことはまことに遺憾であります。

今回の事案は、平成三十一年一月に公表した平成二十四年以降分の再集計の作業の中で、平成三十年七月分の母集団労働者数の推計において、平成三十年六月分の雇用保険データを使用すべきところ、同年五月分の雇用保険データを使用していたために生じたものであります。

毎月の集計作業においては、現在、雇用保険データを紙で打ち出しての確認やダブルチェックが徹底されており、今回のような事案が起こらないようにするための取組は既にされております。

厚生労働省としては、点検事項、点検体制を再整理し、マニュアル化して、その実施については、管理職による確認を徹底することを含めて、再発防止を徹底していきたいと思います。

尾辻委員　本当にびっくりしているんです。まだこういうミスが起こるのかということなんです。人間ですからミスはありますけれども、チェックをやはりちゃんとしないといけないと思います、基幹統計ですから。

あと、公表の時期についても申し上げておきます。

新聞報道等では、ミスは五月十六日に気がついたけれども、発表は二十四日なんですね。二十一日には、参議院の厚生労働委員会で毎月勤労統計の不正に関する集中審議が開かれていたんです。つまり、参議院の集中審議の後にこれが発表されている。でも、気づいたのはその前なんですね。

この発表の時期についても、集中審議のところを外して、後に出したんじゃないかなと勘ぐってしまうところもあります。本当に、統計への信頼が更に揺らぐ事態になっていると思います。

復元の課題もまだありますので、これはしっかり厚生労働委員会で集中審議をしていただくように求めておきたいと思います。

それでは、次の話題に参ります。

職場における女性に対するヒール、パンプスの着用について、これも大臣にお聞きをしたいと思います。

一昨日、六月三日に、約一万八千八百通の署名とともに、職場のヒール、パンプス着用指示をやめてほしいという要望書が厚生労働省に提出をされています。

これは、＃KuToo運動といって、ローマ字なんですけれども、義務による着用は苦痛だと表明することがインターネット上なんかでも広がっております。

ヒールやパンプスは、非常に足に負担がかかり、外反母趾、靴ずれなどを起こしますし、腰への負担もあります。

労災の調査論文では、十八歳から二十六歳の女性の労災が多発しており、その原因は、ハイヒールの着用が原因と推察できると記載をされています。さらに、ハイヒールは、立位姿勢の保持機能が衰え、前方に倒れやすいということも論文では指摘をされています。つまり、転倒の危険性が高くなるということです。

こういった指摘がある一方、就職活動や接客の職場などを主にして、パンプス、ハイヒールの着用が必須とされているようなところが多く見受けられます。

職場の中でハイヒール、パンプスが必須で義務づけられていることについて、また、今回このような要望書が出されたことに対する大臣の受けとめ、さらに、今後の対応についてもお聞きをしたいと思います。

根本国務大臣　厚生労働省としても、一人一人の労働者が働きやすい就業環境を整備することは大変重要だと考えております。

このハイヒールやパンプスの着用については、それぞれの業務の中でそれぞれの対応がなされていると思いますが、例えば労働安全衛生の観点からは、腰痛や転倒事故につながらないよう服装や靴に配慮することは重要であって、各事業場の実情や作業に応じた対応が講じられるべきであると考えております。

それは、それぞれの職場がどういう状況にあるのかということで、一般論としては、それぞれの職場での判断だろうと思います。よろしいですか。

尾辻委員　ちょっと今、不十分かなというふうに思うので、もうちょっとお聞きしたいんですけれども、このような要

望書が出されたことについて、大臣はどう受けとめておられますか。

根本国務大臣　そういう要望書を受けました。署名も受理しております。

やはり、一人一人の労働者が働きやすい就業環境を整備することは大変重要であると考えております。ここはいろいろな動き、動向があるわけですが、そういう動向を注視しながら、働きやすい職場づくりを推進していきたいと思います。

尾辻委員　もう少し受けとめを聞きたいんですが、ハイヒール、パンプスが義務づけられる必要はあると思われますか。大臣にお聞きしています。

根本国務大臣　義務づけられることについてどう思うかというお話ですよね。

女性にハイヒールやパンプスの着用を指示する、義務づける、これは、社会通念に照らして業務上必要かつ相当な範囲か、この辺なんだろうと思います、それぞれの業務の特性がありますから。よろしいですか。

尾辻委員　私は、これはやはり見直していかなきゃいけないし、だから、ハイヒールやパンプスを履かなければならない職場というのは、実は、よく考えたらないはずなんですね。だから、義務づけ自身がもうだんだん時代に合わなくなっている、健康障害を起こしている。先ほど言ったように、労働安全衛生から考えても、これは問題だと思うんですね。

大臣に問題だという意識があるのかないのか、ちょっとわからないので、もう一度、問題があると思っておられるか、それともないと思われるか、そこだけでもお答えいただけますでしょうか。

根本国務大臣　ハイヒールやパンプスの着用を強制する、指示する、これは、いろいろなケースがあると思いますが、社会通念に照らして業務上必要かどうかということ、要は社会慣習にかかわるものではないかなと思います。だから、そういう動向は注視しながら、働きやすい職場づくりを推進していきたいと思います。

尾辻委員　ちょっと何か違うなというふうに思います。

ちょっと突然ですけれども、高階副大臣、ハイヒール、パンプスを女性が義務づけられている、着用義務がある職場について、多分、大臣は男性なのでちょっと厳しいのかなと思うんです、感想で結構です、感想として、どういうふうに思われているか、お答えいただいてよろしいでしょうか。突然で申しわけありません。

高階副大臣　済みません、突然のお尋ねで、十分な答えになるかどうかわかりませんけれども。

そもそも、職場でそういった義務づけをしているところがどの程度あるのかということをちょっと私も承知していないんですけれども、一般的に言って、その業務の必要な範囲、そして安全性が確保されるような環境の中で労働者には仕事をしていただける、そういうふうなことをみんなで環境整備していくというのが職場の考え方だろうと思いますので、強制されるものではないのだろうというふうに思います。

尾辻委員　ありがとうございます。

大臣にもちょっと、それぐらいのことをぜひ答えていただきたかったなというふうに思います。

こういうふうに、慣習だということで、足が痛いし、外反母趾にもなるし、靴ずれも起こるし、転倒で労災もしているのに、結局言えないわけですよね。この環境をどうにかしてほしいと言っているわけですから、ぜひ受けとめていただきたいというふうに思います。

特に、労働安全衛生法は、事業者に労働者の安全と健康を確保する責務というのを課しているわけです。

そして、これからこれはぜひ検討していただきたいんですが、女性にのみこういうハイヒールやパンプスの着用を求めるというのは、ハラスメントにもやはり当たり得るものだと思うんですね。

今、国家公務員が対象となるセクハラ規制である人事院規則一〇-一〇では、性別により役割を分担すべきとする意識、つまりジェンダーに対する言動もセクシュアルハラスメントであるというふうにしております。こういったことはハラスメントになるということもこういうところから明確化していると思いますので、労働安全衛生、そしてハラスメントの両面からの整理をしっかりしていただくようにお願いをしたいと思います。

大臣、ちょっと、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいんですが、いかがでしょう。

根本国務大臣　職場において女性にハイヒールやパンプスの着用を指示すること、これについては、今、パワハラという観点からのお話でした。

当該指示が社会通念に照らして業務上必要かつ相当な範囲を超えているかどうか、これがポイントだと思います。そこでパワハラに当たるかどうかということだろうと思います。

一方で、例えば足をけがした労働者に必要もなく着用を強制する場合などはパワハラに該当し得ると考えております。

そこはどういう状況かということ、そして、その職場で、どういう状況の中でそういうことがなされているのかという、そこのところの判断かなと思います。

尾辻委員　要望を受けたということ、一万八千近くの方が署名しているということをぜひとも受けとめていただきたいというふうに思います。議論を始めてください。

ちなみに、カナダのブリティッシュコロンビア州では、ハイヒール強制を禁止しました。また、イギリスのロンドンの大手会計事務所で、受付係として下請会社に採用された女性がハイヒールを履いていないことを理由に帰宅を命じられたことで、大きな社会問題にもなっています。フィリピンでは、職場でハイヒール着用の強制を禁じる行政命令が施行されているということで、今、多くの国で、この強制はやはり問題なんだということが課題になってきているわけです。

ですので、しっかり取り組んでいただきたい。多くの働く女性や働こうとしている女性たちにとってのこれは壁になっていて、性差別の一種でもありますから、一刻も早く対応していただきたいというふうに思います。

■第204回国会　衆議院　予算委員会第三分科会　第1号　令和3年2月25日

尾辻分科員　まだまだオリパラアプリについては疑問があります。ちょっと時間がありませんので、また最後に時間があったらもう一度聞きたいと思います。ただ、ワクチンに頼らないオリンピック・パラリンピック大会、例えば、十四日間待機なしでやる大会のアプリがこの状態で本当に機能するのかというのは、本当に心配であるということを申し上げておきたいと思います。

それでは、予算委員会でちょっとできなかった同性婚についてお聞きをしてまいりたいと思います。

同性婚については、私たち野党は、既に同性婚を可能とする民法改正案、婚姻平等法を提出しております。法務委員会では継続審議となっております。この法案は、現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されていると解されることに鑑みて、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を認め、これを法制化することを内容としております。

そこで、この法案の前提となっている憲法解釈とそれをめぐる内外の状況についてお聞きしてまいりたいと思います。

衆議院法制局にまずお聞きをいたします。

この民法改正案の立案に当たって、憲法は同性婚を禁止していないとの解釈を採用したものと理解しております。それでよろしいでしょうか。

齋藤法制局参事　お答えいたします。

私ども衆議院法制局は、私ども自身が憲法その他の法令について独自の解釈を有権的に申し上げる立場にはございません。他方、議員立法の御依頼がありました際には、議員や党のお考えを踏まえつつ、その立案の前提となる憲法解釈等が論理的に可能なものかどうか、慎重に検討し、先生方に助言をする組織でもございます。

その上で、御質問の同性婚と憲法との関係でございますが、憲法二十四条一項と同性婚の関係については、論理的に幾つかの解釈が成り立ち得ると考えますが、結論から申しますと、少なくとも、日本国憲法は、同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち、認めているとの許容説は十分に成り立ち得ると考えております。

例えば、最近刊行された教科書の中で、東京大学の宍戸常寿先生は、憲法二十四条が近代的家族観を採用したとの理解を前提に、憲法上の婚姻を現行民法上の婚姻に限定する一方で、それ以外の結合は、家族の形成、維持に関する自己決定権、十三条によって保障され得ると解するのが多数説であるとしつつ、他方で、憲法二十四条の規範内容は近代的家族観を超えるものであり、同性婚も憲法上認められるとの見解もあると述べられています。

御指摘の法案をお手伝いするに当たっては、このような学説の状況を踏まえて、同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられているとする考えや、さらには、憲法十三条や十四条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは、いずれも十分に成り立ち得るものと考えたところです。それを提出者の先生方に確認した上で、立案、審査をしたところでございます。

尾辻分科員　今、衆議院法制局から非常に重要な答弁をいただいたと思います。憲法十三条や十四条等の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えは、いずれも十分に成り立ち得るということであります。

そして、この解釈、そして憲法学説を紹介いただきましたけれども、やはり、最近の社会情勢や国民の意識の変化等を背景にして、こうして変わってきているんだということだと思います。

そこで、国立図書館に質問をいたします。

代表的な憲法の教科書の一つである高橋和之東大名誉教授の「立憲主義と日本国憲法」は、現在、五版までを数えますが、その中で同性婚に関する記述がどのように変化してきたのか、簡単に紹介してください。

寺倉国立国会図書館専門調査員　お答え申し上げます。

お尋ねのありました高橋和之先生の「立憲主義と日本国憲法」中の同性婚についての記述でございます。

まず、二〇〇五年刊行の初版及び二〇一〇年刊行の第二版の該当箇所を読み上げますと、「結婚の自由については

憲法二十四条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。」となっています。

この御著書の基になった二〇〇一年刊行の放送大学の教材がございますが、その記述も同じでございます。

二〇一三年の第三版では、ただいま読み上げました文章に続けて、「しかし、ヨーロッパ諸国やアメリカの州では同性婚を認める例も増加してきている。」という一文がつけ加わり、さらに、二〇一七年の第四版になりますと、第三版でつけ加わった文章の末尾に、括弧書きで、「アメリカ合衆国最高裁は、二〇一五年六月二十六日判決で同性婚を禁止した州法を違憲と判断した」という補足説明がつけ加えられました。

最新の二〇二〇年の第五版では、最初の文章に変更がありまして、「同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である。」の末尾が、「通説であった。」になっています。

以上でございます。

尾辻分科員　こうしたスタンダードな憲法の教科書も、ついには、結婚の自由については憲法二十四条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説であったと、もう過去形に変わったわけです。通説が交代したとまでは言っていませんけれども、同性間の婚姻も憲法上の権利として保障されているという議論が強まっており、その結果、かつての通説、恐らく、これは許容説、裁量説が通説とは言えなくなったということを示していると思います。

先生の教科書でも、諸外国の同性婚をめぐる状況の変化、それが丁寧に言及されているんですけれども、これが日本の憲法解釈にも影響を与えている、ここをもう少し深掘りしていきたいと思います。

衆議院の憲法審査会事務局にお聞きをいたします。

憲法に同性婚の保障を規定している国がどれだけあるのか、また、憲法の一般的な規定を受けて、法律で異性婚と同性婚を同じように保障している国はどの程度あるのか、特にG7、主要七か国ではどうかということについてお聞きをいたします。

神崎参事　御質問ありがとうございます。

日本語文献を可能な限り参照した上で、把握している範囲内でお答えさせていただきます。

まず一点目、憲法上の同性婚の保障を規定している国としては、アイルランドが挙げられます。元々、アイルランドでは、同性に婚姻類似の法的保護を与える制度が法制化されておりましたが、二〇一五年には憲法が改正されて、同年、関係法律も改正された結果、異性間の婚姻に関する規定が完全に同性にも適用されることとなっております。

また、法律上、同性婚を制度化している国は、二〇〇〇年以降、先ほど御紹介がありました高橋和之先生の教科書の記述にありますように、増えてきているように見受けられます。

例えば、二〇〇〇年代は、オランダ、ベルギー、南アフリカなど、二〇一〇年代、ポルトガル、アルゼンチン、ニュージーランド、オーストラリアなど、近年は、台湾が二〇一七年の司法院解釈に基づいて法整備を行うなど、この傾向は欧米諸国に限られないようです。

最後に、G7諸国でありますけれども、まず、英、独、仏、カナダの四か国は、いずれも、二〇〇〇年代から二〇一〇年代にかけて法律で同性婚を制度化しております。

また、アメリカでは、二〇一五年の連邦最高裁判決で同性婚を認めない州法を違憲と判断し、同性婚が認められているのは、高橋和之先生の教科書の記述にあるとおりであります。

なお、残り一か国、イタリアにおいても、二〇一六年に婚姻類似の民事的結合を法的に位置づけております。

以上、日本以外のG7諸国においては、いずれも何らかの形で法的保護が図られているようであります。

以上であります。

尾辻分科員　今お答えにあったように、日本以外のG7諸国においては何らかの形で法的保護が図られていますし、台湾でも同性婚が認められまして、この傾向はもう欧米に限らないという大きな流れがあるわけです。これがとにかく世界的な趨勢であるということが、今までの答弁でよく理解ができました。

以上を踏まえて、今度は内閣法制局にお聞きをしたいと思います。

政府は従来、現行憲法は同性婚を想定していないとの答弁を繰り返してきていますが、想定していないということの意味は一体何なのか。つまり、憲法は想定していないから同性婚の法制度化は禁止されているという禁止説を取っているのか、それとも、想定していないから立法府の政策判断に任されている、いわゆる立法委任説、どちらなのか。前者なのか後者なのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

木村（陽）政府参考人　従来より、憲法二十四条第一項におきましては、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、」と規定をしております。同性婚の成立を認めることは想定されていないとお答えしてきたものでございます。

内閣法制局は、いずれにいたしましても、その設置法に規定いたしますいわゆる審査事務、あるいはいわゆる意見事務の一環といたしまして、必要に応じて憲法の解釈を行うものでございます。

お尋ねにつきましては、想定されていない旨、先ほど述

べたこと以上に我々として検討したことはございません。したがいまして、お答えすることができないところでございます。

尾辻分科員　想定していないという意味が分からないんですね。

つまり、禁止説に立っているのか、立っていないのか。イエスかノー、これはイエスかノーか、どちらかしかありませんから、イエスかノーでお答えください。

木村（陽）政府参考人　繰り返しになるところで恐縮でございますけれども、私どもとしては、想定されていないということでお答えをしてきておりまして、それ以上のことにつきましては検討したことはございません。

尾辻分科員　そうしたら聞き方を変えますけれども、じゃ、二十四条一項は、ただ、同性婚について何か言っていますか。同性婚について何か言っているかどうか。お答えください。

木村（陽）政府参考人　二十四条一項は、同性という言葉を使っているわけではもちろんございません。両性という言葉を使っているということでございます。

尾辻分科員　だから、同性婚について何か言っていますか、いませんか。二十四条一項です。

木村（陽）政府参考人　お答えしたとおりでございます。両性の合意に基づいてという言葉があるということでございます。

尾辻分科員　堂々巡りになっております。

例えば、去年の一月三十日の参議院の予算委員会では、憲法制定時は男女で婚姻がされているという意味での両性を前提として作った、それ以外のことを特段述べているというわけではないとか、両性による合意ということを前提として、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立というものは想定しなかったという、それ以上でも以下でもない、こういう答弁があります。この答弁は維持されているかどうか、お答えください。

木村（陽）政府参考人　その答弁自身は維持をしておるものと考えております。

他方、御指摘の長官の答弁、近藤長官の答弁でございますけれども、もとより、憲法二十四条第一項と同性婚の関係につきまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないという従来からの政府としての理解を前提とした上での御答弁ということでございます。

全体として、憲法二十四条一項は、婚姻は、両性の合意という個人の合意に基づくことが大事であるということをまさしく憲法として示したという趣旨を答弁する中で述べたものでございまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないというこれまでの答弁を超えまして、憲法二十四条一項と同性婚の関係について解釈を示したものとは考えておりません。

尾辻分科員　この答弁が維持されているということですから、当然、政府もさすがに憲法禁止説を取っているわけではないということだと思います。

そして、このことについて、今度は大臣にお聞きをしてまいりたいと思います。

結局、憲法は禁止説を取っているわけではない。つまり、さっきの内閣法制局の答弁でも、このことについては特段述べていないということなんですね。ということは、実は、私たちもそうですけれども、民法を改正すれば同性婚は可能になるということであると思いますので、大臣がリーダーシップでもって、多様性のあるそういう社会をつくるというのであれば、やはり政府として同性婚の法制化に向けて、これは議論を始めたり法制審に対して諮問するとか、こういうことが必要であると思います。上川大臣、いかがでしょうか。

上川国務大臣　ただいま委員から御質問が幾つかの切り口でなされたところでございます。

憲法上の、二十四条一項に係る件でありますが、同性婚を事実上、憲法上想定されていないということについて、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることについては憲法上想定されていない、その上で、憲法二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かという御質問がございましたけれども、その点につきましては、政府としては、現時点において同性婚の導入を検討していないということから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない、こういう状況でございます。

なかなか憲法が同性婚を禁止しているか否かにつきましてお答えすることができない、こういう状況でございまして、今御質問のことでございますが、なかなか慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

尾辻分科員　導入を検討していないということが余りに不作為の状態であると言わざるを得ないと思います。

今、裁判も行われておりますけれども、実は先日、東京の原告であります佐藤郁夫さんが亡くなられました。彼は、死ぬまでに法律的に夫夫になりたい、夫と夫、夫夫となりたいと。でも、その意思はかないませんでした。十五年以上一緒にいたのに、結局、病院が連絡をしたのは彼の妹さんです。こういうことが起こるからこそ、今、日本政府は本来、同性婚を認める議論を始めなければいけない。なのに、検討していない。そういうことで本当に、これはこのまま放置していいんでしょうか。この間にも多くの当事者の方々が結婚ができないために不利益を被っております。

大臣、今まさにこういった、夫婦になれないがゆえにいろいろな不利益が起こっていることについてはどう思われますか。

上川国務大臣　今委員の方から御紹介をいただきました方々についてのそうした思いについては、本当にそうした思いにしっかりと寄せていくということが非常に大事だというふうに改めて思う次第でございます。

同性婚を認めるか否かということについて、このことについては我が国の家族の在り方の根幹に関わるという問題でございまして、極めて慎重な検討を要するものではないかというふうに考えております。

尾辻分科員　非常に残念であります。

本当に今、二十一世紀、各国、同性婚をどんどんどんどん可能にしていっています。この趨勢は変わりません。なので、早く日本もこの趨勢に追いつくべきですし、オリンピック・パラリンピックは多様性と調和だと言っているわけですから、これは予算委員会でもやらせていただきました。その多様性とはやはり同性婚を認めることだと私は思います。

ちょっとまだ時間があるので、最後にもう一問やりたいと思います。

法務省で検討をすると言いながら、全然進んでいない話があります。それは外務省から要請をされている、他国で同性婚をしている日本人とその国のカップルの方が日本にいらっしゃったときに配偶者ビザが取れない、これは外務省から早く検討するようにと言われています。この検討状況、今どうなっているでしょうか。

松本政府参考人　お答えいたします。

同性婚の当事者がいずれも外国人である場合につきましては、双方の本国で有効に婚姻が成立しているときは、特定活動の在留資格をもって入国、在留を認めているところでございます。

他方で、委員御指摘のとおり、当事者の一方が日本人の場合、我が国におきましては同性婚が認められていないことから、我が国において公的な手続を何ら取ることなく関係を解消できるという事情がございまして、身分関係の明確性、確実性が十分とは言い難く、在留資格を認めていないというのが現状でございます。

同性パートナーに係る在留資格の今後の在り方につきましては、今も述べましたような課題への対応を含め、現在も慎重に検討しておるところでございます。

尾辻分科員　検討した事実はありますか。検討会を開いたり、有識者から話を聞いたりした事実はありますか。

松本政府参考人　お答えいたします。

出入国在留管理庁として内部で検討しているという状況でございます。

尾辻分科員　大臣、これは、検討していると言いながら、検討会も有識者からのヒアリングも何もされていない。ただたなざらしになっているんです。

是非検討してください。いかがでしょうか。

上川国務大臣　ただいまの御質問でございますが、しっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

尾辻分科員　検討というのは、ちゃんと話を聞いたり、場を持つことですから、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

細田主査　これにて尾辻かな子君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十六日金曜日午前九時より開会し、法務省及び外務省所管についての審査を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。

第６節

大阪を「都構想」による解体と「カジノ」による破産から救え！

■第198回国会　衆議院　経済産業委員会　第4号　平成31年3月20日

赤羽委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。尾辻かな子さん。

尾辻委員　立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

大阪・関西万博は大阪市内で開催予定ということで、大阪市内選出であります私に質問の機会を今回頂戴しました。御配慮いただいた同僚議員の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、時間も三十分ということなので、早速質問をさせていただきたいと思います。

まずは、大阪・関西万博の目的についてお聞きをしたいと思います。

国際博覧会に関する条約の第一条には、この目的として、公衆の教育を主たる目的とする催しというふうに書かれております。今回の関西・大阪万博において、公衆の教育を主たる目的にするというその催しの内容とは具体的にどのようなことになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

世耕国務大臣　まだ、具体的内容はこれから詰めていくわけですけれども、基本的には、申請書類では「いのち輝く未来社会のデザイン」というのをメーンテーマに掲げております。

そういった中で、大阪・関西万博では、IoT、AI、ロボティクスといった革新的技術を活用することで、健康・医療、農業・食料生産、環境・気候変動、貧困問題といった、いわゆるSDGsの中で取り上げられているようなグローバルな課題の解決を目指すソサエティー五・〇が実現する社会を一つのショーケースとして示して、世界じゅうの人々とともに二十一世紀型社会の将来像を考え発信していく場にしていきたいというふうに思います。

また、これらを通じて、国連が、このSDGsの目標年は二〇三〇年でありますので、その五年前の二〇二五年に一つのSDGsの姿を出していくということによって、その達成に貢献をしていきたいと考えています。

尾辻委員　つまり、あるべきSDGsの達成した社会というのを教育の目的とするということでよろしいでしょうかね。はい。

それでは、本当にそういうことが達成できるのかどうかという視点から、また費用負担の部分も聞いていきたいと思います。

まず、この大阪・関西万博、開催の費用、今どのぐらいかかるというふうに見積もっておられるか、お答えをいただければと思います。

世耕国務大臣　平成三十年三月に、博覧会国際事務局の調査団が日本に来られました。それに対する説明の中で、大阪・関西万博の開催にかかる費用として、会場建設費が約一千二百五十億円、事業運営費が約七百七十億円、そして地下鉄の延伸や周辺道路整備費など約七百三十億円を見込んでいるということを調査団に対して説明をいたしました。今のところ、公式に出ている所要経費というのは、今申し上げた数字になろうかと思います。

尾辻委員　たしか、大臣が万博誘致のときのスピーチで途上国の参加支援ということもおっしゃっていたと思うんですけれども、そこもあわせてお願いします。

世耕国務大臣　これはこの数の中には入っておりません。途上国のパビリオン出展を、今回、SDGsという観点からも、なかなか自力でパビリオンを出せないような低開発国からの参加というのも極めて重要であります。

これは何も日本が突出しているわけではなくて、ロシアもアゼルバイジャンも、提案書の中では、日本と、まあ日本が結果としては一番多かったですけれども、それとそんなに変わらない途上国向けの支援を出しているところであります。

尾辻委員　今、費用をおっしゃいましたか。二百四十億というのはおっしゃっていただきましたかね。（世耕国務大臣「はい」と呼ぶ）はい、二百四十億ということですね。

では、この内訳のことについてお聞きしていきたいんですけれども、会場建設費が一千二百五十億ということで、これは国で三分の一、府市で三分の一、そして企業で三分の一ということを聞いております。今、報道などを見てみますと、企業から集める四百億の寄附というのがなかなか難しい、難航しているなんという報道が見えてきているわけですけれども、この企業の四百億はどれぐらいめどが立っているのか、またいつまでに拠出をすることになるのか、このあたりを教えていただければと思います。

世耕国務大臣　今お話しのとおり、千二百五十億円の会場建設費に関しては、これは立候補に係る閣議了解で、国と地元自治体、経済界で三分の一ずつ負担ということになっているわけであります。

この経済界の三分の一の負担というのは、何も我々が勝手に決めたわけではなくて、関経連会長も含めて、また経団連会長も含めて経済界として御負担いただくということをコミットしていただいているわけでありますから、これは国は国、自治体は自治体、そして経済界は経済界が、みずから約束した負担分について責任を持って対応すべきものだというふうに思っております。

尾辻委員　この拠出のめどは、大体いつごろまでに集めるものになるんでしょうか。

藤木政府参考人　お答え申し上げます。

実際に資金が、支出が必要になりますのは、具体的な会場の建設が始まって以降ということになるのが普通でございますが、当然その前に約束だけはしていただかなければいけないというタイミングがございますので、我々としては、なるべく早く約束だけは取り付けていただいて、めどを立てていただきたいというふうには思っているところでございます。

尾辻委員　ということは、具体的なめどとしては、まだだということですか。約束はしていただいた、めどの期間があれば。

藤木政府参考人　まさに、設計が始まりまして、会場建設がスタートするというタイミングがございますので、実際の資金の入金というのは、そのタイミングでいいということだと思っております。

尾辻委員　それはいつですか。

藤木政府参考人　実際の設計に入りますのは、早くても五年前、二〇二〇年の後半くらいからというふうに思っておりますので、二〇二一年、二二年というあたりから徐々に実際の資金として必要になってくる、こういうふうに今めどを立てております。

尾辻委員　次に、運営費のことについてお伺いしたいと思います。

先ほど七百七十億というふうにお聞きをいたしました。運営費というのは、基本的には入場者の入場料から拠出をしていくということを私も聞いているんですけれども、これも本来、最初二千八百二十万人で八百二十億というふうに見積もられたのが、BIEの指摘を受けて、入場予定者数、ちょっと少ない見込みで運営費というのを計画見直しされたというのをきのうヒアリングで聞いたんですけれども、ここでしっかりと運営費を確保するためには、入場者数の確保というのが非常に大事な課題になるというふうに思っております。

この入場者数の確保はどのように考えておられるでしょうか。

藤木政府参考人　お答え申し上げます。

まず、入場者の見積りに関しましては、過去の日本での類似のイベント等から計算をいたしまして、二千八百万人という数字を出しております。

同時に、運営経費に関しましても、同様のイベント等で必要となるような経費等々から割り出しまして、大体七百七十億円ということでございます。

それで、今御指摘ございましたように、二千八百万人でこの必要経費を賄うということですと、仮に下振れした場合、赤字が出てしまうということでございますので、今、設計では二千五百万人の入場で大体七百七十億円賄えるというような計算にしているところでございます。

その上で、当然のことでございますが、我々としては、一人でも多くの方に御来場いただいてこの万博を体感していただくということが重要だと思っています。国内外誘客、それから、なるべく多くの方に、老若男女来ていただくということで、さまざまなPRをやっていきたいというふうに思っております。

尾辻委員　入場者数はそのように見込むということで、そうすると、自動的に入場料とかは大体決まってくるんでしょうか。これはまだ決まっていないものなんでしょうか。

藤木政府参考人　お答え申し上げます。

提案書の中では、一応、大体これくらいの金額であるというようなことでお示しをしているところでございます。

尾辻委員　じゃ、具体的なそのときの金額を示していただいてよろしいでしょうか。

藤木政府参考人　幾つかタイプがあります。

最も標準的なやつですと、一日入っていただいて四千八百円くらいというのが一番標準的なものでございます。

尾辻委員　続いては、インフラ整備のことについてお伺いいたします。

今、インフラ整備七百三十億円ということで聞きましたけれども、これは支出の主体がどこなのか、国なのか、府市なのか、この辺の内訳を教えてください。

藤木政府参考人　インフラに関しましては、基本的に、まず、地下鉄は、これは大阪市の地下鉄でございます。株式会社化したということでありますので、形式にはちょっと、会社の支出なのか市の支出なのかわかりませんが、いずれにしても市の関係の支出であると思っております。それから、道路の方も、この整備は市の責任であるということでございますので、基本的には両方とも市の支出というふうに考えております。

尾辻委員　ということで、インフラ整備がかなり開催自治体の負担になってくるということなんですけれども、例えば、大阪市なんかでいいますと、今、土地の造成だけで、この夢洲のところですね、まだこれは埋立てが終わっていないんですね。そこを、万博が開催するということになって、三十ヘクタール追加造成するということになりました。もともとここは、建設残土とかの、ごみの最終処分場で、本当はそのところで埋め立てるのを、わざわざ埋立用の土を買って埋め立てるということになって、これが大体、大阪市のあれを見ると、百三十六億円、土地の造成だけでかかってくるということになっています。

先ほどおっしゃった道路の拡幅もありますし、上下水道もまだありませんから、上下水道の整備とか、非常にいろいろ大阪市民の税金がここに使われるということでありまして、それであれば、私は、万博は、これぐらいのインフ

ラ整備をしなきゃいけなかったら、もともとインフラ整備されているところに行った方が、開催した方が、コストは安く抑えられる、低く抑えられるんじゃないかな、そういうことも私自身は考えております。

大阪市でいうと、財政負担も結構厳しくて、大阪市の一般会計の予算見通しは、万博開催は二〇二五年ですけれども、二〇二四年度には五十二億円不足するとか、二〇二八年度には百六十一億円不足が見込まれるとか、結構、自治体の財政にいろいろ影響が起こりそうということを私は非常に懸念をしております。

東京オリンピックでいいますと、かなり建設費用などが上振れをいたしました。ですので、万博でも同じようなことが起こらないのかということについては非常に心配をしております。

この費用の上振れ、これについてはどのような対策をとられるおつもりでしょうか。

世耕国務大臣　見積りは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、あくまでも見積りという面がある以上は、今後、会場計画を具体化していく中で、絶対に上振れしないとは言えない、上振れする可能性は否定はできないと思っておりますけれども、適切な工期の管理ですとか、資材調達の工夫ですとか、ともかく、いろんな工夫をしてコストダウンをして、会場建設費がいたずらに膨張することがないように取り組むとともに、また、事業運営費についても、適正なものになるようしっかりと監督、助言を行ってまいりたいと思っています。

尾辻委員　これは国が主催ということでありますし、閣議決定でも財政のことについては指摘をされております。

東京オリンピックのことでいうと、大体三倍ぐらいに費用が膨れ上がっているということもありますので、ここはしっかりとコントロールをしていただきたいというふうに思います。

次に、夢洲という立地についてお伺いしたいと思うんです。

一番最初に大臣が目的のところで、SDGs、持続可能な開発目標という理念でもって、テーマで万博はやっていくんだということで、万博のサブテーマにも持続可能な社会とか経済システムとしているというようなことを書いてあるわけです。ただ、先ほど申し上げたように、夢洲というのは埋立地でありまして、これこそが大量生産、大量消費のいわゆるシンボリックなものであると思うんですね。

なので、このSDGsと埋立地というところは、本当に、万博のテーマ、SDGsに合うのかどうかということについてお聞かせください。

世耕国務大臣　確かに、埋立地というのは、そういう側面があるかもしれませんけれども、そういう埋立地を活用して、地球レベルの課題の解決についてしっかりと話し合う場にするということは、何もSDGsに反することはないというふうに思っています。

尾辻委員　私自身は、これは非常に違和感を感じるところだというところであります。

安倍政権におけるSDGsというのが、若干、技術革新とかソサエティー五・〇にちょっと偏り過ぎているなという感じが私はしているんですね。本来であれば、気候変動とか、例えば難民とか移民の対策とか、さっき言った大量消費とか大量生産の話とか、貧困の格差ですね、ということを本来SDGsというのは主目的にやっていくものではないかなというふうに思っているんですけれども、まあそういうことだということですので。

今、東京オリンピックでいいますと、例えば、調達コードというのが東京オリンピックはありまして、持続可能性に配慮した調達コードというのを示したりしています。なので、SDGsの理念に基づくということであれば、ぜひ万博も、そういう調達コードなんかも検討いただけたらいいのかなというふうに要望をしておきたいと思います。

次に、IRとの関連性についてお聞きしていきたいんですけれども、まず、今回、万博誘致に当たって、オフィシャルパートナーにカジノ企業が参加していたということでありますけれども、このSDGs、さっきおっしゃった「いのち輝く未来社会のデザイン」とか、サブテーマが「多様で心身ともに健康な生き方」と言っているところにカジノ企業が参加している、IR企業が参加しているということについて、これは、万博の目的、テーマと合うんでしょうか。

世耕国務大臣　まず、二〇二五年のこの日本万国博覧会の誘致委員会の活動にどのような企業がどのような考えで協賛しているかについては、これは、誘致委員会というのはあくまでも民間の集まりでありますので、国として承知する立場にはありません。

聞くところによると、誘致委員会は、反社会的企業を除いて、その誘致委員会の活動趣旨に賛同してくれる企業を幅広く受け入れたと聞いておりますし、結果として、このオフィシャルパートナーは二百社近くに上っているというふうに聞いています。ただ、もう誘致委員会は、役割は終わりですから、間もなく解散するということも聞いております。

いずれにしても、大阪・関西万博開催とカジノを含むIR誘致とは、これはもう全く別のプロジェクトでありまして、我々としては、万博は万博として、しっかりやっていきたいと思っています。

尾辻委員　ちなみに、大阪・関西万博も新しいロゴをきっとつくられるんですよね、これから。そうした場合に、こ

のIR企業もこのロゴを使ったり、そういうことは起こり得るんでしょうか。

世耕国務大臣　全く別ですから、使うということは基本的にはないのではないかと思いますけれども。

尾辻委員　ロゴを使うことはないということで、今大臣おっしゃっていただきました。

確かに、経済産業省の大臣の立場から見ると、万博とカジノは関係ないんだということはおっしゃられるんだと思うんですが、地域住民にとって、ではそれは納得できるのかというと、それはまたちょっと別だと思うんですね。

というのも、きょう配付資料をつけさせていただきましたけれども、一枚目が、これは私たちに来た大阪・関西万博の概要について、ここに万博ができますよということで、夢洲の南側が万博ですということになっております。ところが、一枚めくっていただきまして、大阪のIR基本構想になると、実はやはり、万博会場の隣接する北側にはIRを誘致するんだということで、これはもう書かれているわけです。

さらに、実は、このIRの誘致計画も、御承知のとおり、二〇二四年に誘致をしたいと。全国三カ所ですから、大阪が誘致に成功するかどうかは別としても、大阪はもうこのように思っているということだと思うんですね。ですので、万博が来る前に、もしかしたらIRができるかもしれないという時系列が今あるんだということ。

そして、距離的に見ると、駅からIRの方が近いんじゃないかというふうに私は見えるんですね。

そうすると、結局、例えば鉄道、これは五百四十億やって、それもカジノ企業が二百億出すかもしれないなんていう話もあって、駅に着いたら実はカジノがありました、IRがありましたと。それで、今、夢洲の新しい駅はタワービルにしてそこにエンターテインメント施設も入れようなんていうことを言っていますので、地元としては、この万博とIRというものはやはりちょっと切り分けられないことだということで、私は本当に、万博がもしかしてカジノつき万博になってしまうんじゃないかということでは非常に心配をしているところであります。

このカジノ、万博ということなんですけれども、大臣、一般論で結構ですので、大臣はカジノについてはどのように捉えておられるか、大臣の受けとめで結構ですので、カジノについて、もしあれでしたらお聞かせいただきたいと思うんですが。

世耕国務大臣　カジノというよりIR一般について申し上げますと、私も、IR施設は海外で、カジノも含む施設は行っています。それぞれ、ラスベガスの国際会議場なんかは、本当に会議に行くのにスロットマシンの前を通っていかなきゃいけないようなところもあれば、シンガポールの国際会議場なんかは、一体どこにカジノがあるんだろうと。会議場は会議場として、カジノは、私は結局、一度カジノの視察では見に行ったことがありますが、国際会議場目的で行くと、ちょっとどこだっけなというような感じでありました。

私は、IRというものはまさに、まずは国際会議をやるための場であって、そして、そこに付随してホテルがあったり子供たちが遊ぶテーマパークがあったりという中の一環で、ごくごく限られた面積に大人が少し、エンターテインメントとしてのカジノがある、そういうものではないかなというふうに認識をしています。

これは大阪どうこうとか万博どうこうとは関係なく、IR一般としては、私の認識はそういうことでございます。

尾辻委員　夢洲でいきますと、IRが来た場合、IRと万博が隣同士になるということなんですけれども、これは本当に、今はまだ埋立地ですから、警察も消防も、そういうインフラもないというところなんですね。これはどうするかというのをちょっとお聞きしたかったんですが、済みません、質問時間の関係でこれはちょっと割愛をさせていただきたいと思います。まだ警察も消防も今ない状況なんですね。

さらに、ちょっと交通インフラのことについてもお伺いしたいんです。

万博が半年で二千八百万人、これは、東京ディズニーランドが一年間に三千万人ですから、一年間の東京ディズニーランドの分が半年でいらっしゃるということなんですね。同じ湾岸部にあるUSJが大体年間で一千五百万人ぐらいですから、それの倍なんです。

今、大阪のIR基本構想でいくと、カジノの来場者数は一年間に一千五百万人だと言われております。これだけの人に夢洲に来ていただくというのが、五百四十億の中央線の延伸だけで本当にできるのか。夢洲の東側は今コンテナターミナルになっています。これは大阪の物流の拠点でもありますから、結構交通量も多いんですね。

この辺の交通インフラは本当に大丈夫なのかということについてお聞かせください。

藤木政府参考人　お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたけれども、万博の会場になります夢洲への交通アクセスについては、大阪市の中心部から延びております大阪メトロ中央線の夢洲への延伸、それから、舞洲の方からかかっております二つの橋の拡幅によって車線をふやすといったような対応、臨港道路整備といったようなことで対応する計画が進んでおります。

また、あわせまして、ソフト面といいますか、大阪の主要な駅からシャトルバスを運行するでありますとか、海上あるいは航空の輸送もあわせて検討するということで、来

場者の方がスムーズに夢洲にアクセスしていただけるような交通計画を今立てているということでございます。

尾辻委員　カジノの来客一千五百万人、これは観光庁からお答えをお願いします。

秡川政府参考人　IR整備法におきましては、IRを整備しようとする都道府県が、IR事業者と共同して区域整備計画を作成することとなっております。その計画におきまして、IR区域の整備に伴って必要となる交通環境の改善等の施策や措置についても記載していただくということになっております。

今後、その手続の中で、国土交通省において区域整備計画の認定を行うに当たりましても、その交通環境の改善などという観点も適切に講じられているものであるかどうかという点を審査して、しっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

尾辻委員　ちょっと時間がなくなってきました。

災害対策もちょっと重要なところなのでお聞かせいただきたいんですけれども、去年、台風二十一号で、関空が水浸しになったり、電源が喪失してしまったり、タンカーが橋脚にぶつかったりと、大阪ではさまざまな災害が、北部地震でもありました。湾岸部というのは、例えば、南海トラフ地震が起こったらどうなるのか、台風二十一号のような大きな災害が起こったらどうなるのか、そのときのBCPの計画とか、この辺の災害対策についてはどうされるおつもりでしょうか。

世耕国務大臣　まず事実関係として申し上げますと、この夢洲の地盤の高さというのは、立地上、最も大きい地震で想定される津波、これが三・二メートルですが、それよりも五メートル高くなっておりまして、安全は十分確保されていると思います。昨年九月、台風二十一号で関空が浸水した際も、夢洲は浸水をいたしませんでした。

今後、台風や地震など、会期中の自然災害への対策について、具体的な計画を策定していく予定でございます。その際は、国際博覧会推進本部を中心に、関係機関としっかり連携して対応をしたい。安全に楽しんでいただける万博になるよう、努力をしていきたいと思います。

尾辻委員　夢洲は確かに浸水はしなかったんですけれども、ちょっと湾岸部でコンクリートブロックが破損したりとか、コンテナターミナルのコンテナが倒れたりとか、結構その辺はありました。やはり、災害は、非常に危険な地域ではないかというふうに私は考えております。

それで、会場の大阪なんですけれども、今、大阪では都構想という話が出てきて、大阪市を廃止、分割するという話をもう一回やろうという方々がいらっしゃるんですけれども、もし、開催の準備の途中で大阪市がなくなった、そういう場合、何か支障はありますでしょうか。

世耕国務大臣　仮定の御質問に関してはお答えは控えたいと思いますが、いずれにしろ、政府としては、国の重要なイベントであるこの万博の成功に向けて、引き続き、地元自治体、経済界とともに、オール・ジャパン体制で全力で取り組んでまいりたいと思います。

尾辻委員　この都構想に関しては、ちょっと二点だけ、私、確認をさせていただきたいことがあって、総務省に来ていただいております。

都構想という名称を使っていますけれども、本当に、大都市法によって政令市が解体された場合、大阪府は大阪都という名称になるのか、そして、政令市がこうやって解体されて特別区になった場合、再び政令市に戻れるのか、このことについてお答えいただきたいと思います。

吉川政府参考人　お答え申し上げます。

まず一点目の、地方公共団体の名称についてでございますけれども、地方自治法第三条で従来の名称によるものとされておりますが、従来の名称とは、地方自治法が施行された時点で使用されていた名称でございまして、例えば、何々府、何々県といった場合の府、県の部分も含むものでございます。

一方、大都市地域特別区設置法には、道府県の名称について特段の規定は盛り込まれておりませんので、仮に同法に基づき大阪府に特別区が設置されることとなった場合においても、それによって大阪府という名称が変更されるものではございません。

二点目の、特別区がまた市町村に戻ることが可能かという点でございますけれども、現行法上、特別区を廃止し、その区域に新たに市町村を設置する手続は設けられておらず、大都市地域特別区設置法に基づき特別区を設置した後、特別区が市町村に戻ることはできないものでございます。

尾辻委員　ありがとうございました。

大阪はいろいろな課題があります。今大臣にもいろいろ聞かせていただいたんですけれども、やはり懸念が残るのは、私の場合は、災害の部分と、あとIRが隣に来るかもしれないという部分なんです。それで、莫大な費用がかかる。

それであれば、私はやはりそんなに湾岸部にこだわる必要はないんじゃないか。愛知万博でも、最後、登録申請のときに場所を変えました。例えば、今から場所を変えるとか、そういうことは検討いただけないかということで、大臣にお答えいただければと思います。

世耕国務大臣　逆に、なかなかあれだけ適した場所は私はないというふうに思っています。

関空ともある意味海でつながっているわけでありますし、海外を始め日本各都市からのアクセスにすぐれていますし、大阪市の中心部からもほど近く、宿泊、商業施設な

ど、今ある施設を活用することもできるわけであります。それに加えて、周辺部にライフサイエンス分野の研究拠点などが集積をしているということで、やはり一番の適地ではないかというふうに思っています。

尾辻委員　ただ、万博は半年ですから、半年終わった後にIRしか残らない、インフラ整備は全部IRのためにつくられたというふうになってしまうおそれがあると私は思いますので、ぜひとも見直しをいただきたいということを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。